# 学習評価及び指導要録の 改善等に関する指導資料

愛媛県教育委員会

平成29年3月に小学校及び中学校学習指導要領が告示されたことに伴い、学習評価及び指導要録についても改善が行われようとしています。

今回の改訂では、学校教育法第30条第2項で定める、いわゆる学力の三要素に沿って各教科等における目標や内容が整理され、観点別学習状況の評価についても、資質・能力の三つの柱に即して「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理されました。

3観点とも従前の趣旨と大きく変わるものではありませんが、特に、「主体的に学習に取り組む態度」の観点については、「各教科等の学習内容に関心をもつことのみならず、よりよく学ぼうとする意欲をもって学習に取り組む態度を評価する」という考えが改めて強調されており、学習のめあてや見通しを子ども自身に考えさせることや、振り返りの場面を適切に設けて目標の達成状況を自己評価させることなどがより一層求められます。

また、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っています。学習評価を真に意味のあるものとするためにも、これまで同様、目標・指導・評価の一体化を図ることが重要です。

本書の第1部には、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」(文部科学省 平成31年3月29日)に基づいた、学習評価の改善に関する基本的な考え方、指導要録や記載すべき事項等についての解説を、また、第2部には、その具体的な記入例を掲載しています。第3部には、各学校における指導要録作成に当たって参考となる資料を抜粋して掲載しています。

本書が各学校・各地域における学習評価の妥当性、信頼性を高めるための研究の充実につながり、全ての公立小中学校において指導要録の作成及び活用が適切に行われることを期待します。

# 目 次

はじめに		
	- 尊要録作成等に関する基本的な考え方	
	総説	
第1節	指導要録の法的性格	1
1	指導要録の性格	
2	指導要録の作成	
3	指導要録の様式	
4	指導要録の内容構成	
5	指導要録の保存や廃棄	
第2節	学習評価について	2
1	今回(平成29年)の改善の概要	
2	改善等通知における特別の教科 道徳、外国語活動 (小学校)、総合	
É	的な学習の時間、特別活動の指導要録の記録	
3	障がいのある児童生徒の学習評価について	
4	評価の方針等の児童生徒や保護者との共有について	
第2章 排	指導要録に記載すべき事項	
	全般的な留意事項	7
第2節	学籍に関する記録	9
第3節	指導に関する記録	15
1	各教科の学習の記録	10
2	特別の教科 道徳の記録	
3	外国語活動の記録(小学校)	
4	総合的な学習の時間の記録	
5	特別活動の記録	
6	行動の記録	
7	総合所見及び指導上参考となる諸事項	
8	出欠の記録	
第4節	障がいのある児童生徒に関する記録	51
1	学籍に関する記録	
2	指導に関する記録	
第3章 排	指導要録の取扱い	
<b>第3年 1</b> 第1節	情等安録の収扱い   指導要録の作成	56
第2節	指導要録の送付	56
第3節	指導要録の保存	59
第4節	対外的な証明書等の作成	60
第5節	指導要録の開示等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60

第2部	指導	要録の様式・記入例	
小学	2校児	l童指導要録(記入例)······	65
中学	丝校生	:徒指導要録(記入例)	68
特別	刂支援	学級用指導要録(記入例)	71
第3部	各学	校における指導要録作成に当たって参考となる資料(抜粋)	
其の1			
「小学	校、「	中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び	指導
要録♂	)改善	等について(通知)」(平成31年3月29日 文部科学省通知抜粋)	
$\bigcirc$	通	知······	77
$\bigcirc$	別紙	1 小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等	85
$\bigcirc$	別紙	〔2 中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等	91
$\bigcirc$	別紙	4 各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨	97
其の2			
「指導	と評値	<b>価の一体化」のための学習評価に関する参考資料</b>	
		(令和元年11月 国立教育政策研究所資料技	<b>友粋</b> )
第 1 編	扁 総	說	
第 1	章	平成29年改訂を踏まえた学習評価の改善	131
	1	はじめに	
	2	平成29年改訂を踏まえた学習評価の意義	
	3	平成29年改訂を受けた評価の観点の整理	
	4	平成29年改訂学習指導要領における各教科の学習評価	
	5	改善等通知における特別の教科 道徳、外国語活動 (小学校)、総合	
	的	]な学習の時間、特別活動の指導要録の記録	
	6	障害のある児童生徒の学習評価について	
	7	評価の方針等の児童生徒や保護者への共有について	
第2	2章	学習評価の基本的な流れ	142
	1	各教科における評価規準の作成及び評価の実施等について	
	2	総合的な学習の時間における評価規準の作成及び評価の実施等について	
	3	特別活動の「評価の観点」とその趣旨、並びに評価規準の作成及び評	
	佃	iの実施等について	
	(参	考) 平成23年「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考	
		資料」からの変更点について	151

## 参考文献・引用文献

※ 本書における「障がい」と「障害」の表記について

愛媛県では、県の作成する公文書において、「障害」の「害」の字をひらがな表記としています。ただし、法令・条例等で規定されている用語や国からの通知など、漢字表記であるものは変更しないまま表記しています。

# 第1部 指導要録作成等に関する基本的な考え方

## 第1章 総説

## 第1節 指導要録の法的性格

## 1 指導要録の性格

指導要録は、学校教育法施行令第31条に規定された「児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本」として、その基本的な性格は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものであり、各学校で学習評価を計画的に進めていく上で重要な表簿(平成22年5月11日付け 初等中等教育局長通知)とされている。

## 2 指導要録の作成

学校教育法施行規則第24条第1項に、「校長は、その学校に在学する児童等の指導要録(学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。)を作成しなければならない。」と規定されており、校長に指導要録の作成が義務付けられている。

## 3 指導要録の様式

指導要録の様式や記入の決定については、公立学校の場合、所管の教育委員会が指導要録の様式や記入上の注意の決定並びに記入について一定の定めをすべきものであり(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1号、第4号、第5号、第9号)、県教育委員会においては、平成12年4月1日付けで、学校教育法施行細則から指導要録の様式を定めた第19条を削除した。ただし、学習指導要領の改訂に際しては、文部科学省が示す参考様式に基づき、県教育委員会において参考例を作成するとともに記入例も示しており、今回も同様の対応をとる。

### 4 指導要録の内容構成

各設置者による指導要録の様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう、記載する事項等が「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」(平成31年3月29日付け 文部科学省通知)(以下「改善等通知」という。)によって以下のとおり、示された。

- 学籍に関する記録は、「学籍の記録」のほか、学級、整理番号、学校名及び所在地、 校長氏名印、学級担任者氏名印を記入する欄によって構成する。
- 指導に関する記録は、「各教科の学習の記録」、「特別の教科 道徳の記録」、「外国語活動の記録」、「小学校)、「総合的な学習の時間の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」、「出欠の記録」及び児童生徒氏名、学校名、学級、整理番号を記入する欄によって構成する。

#### 5 指導要録の保存や廃棄

指導要録は、学校教育法施行規則第28条に、「学校において備えなければならない表簿」の一つとされており、指導要録は法令に基づく公簿として、校長の責任において保存すべきものである。学籍に関する記録については児童生徒が卒業した翌日以降20年間、指導に関する記録については5年間保存しなければならない。

この期間を過ぎた指導要録については、学校の責任において適切に廃棄することが必要である。なお、その際には、指導要録の廃棄を記録した処理簿の作成、個人情報が確実に保護される廃棄方法の選定など、適切な手続きが必要である。

情報通信技術を活用して電磁的記録として保存する場合は、特に改ざん防止やデータの流出・消失等への対応に留意する。

## 第2節 学習評価について

## 1 今回(平成29年)の改善の概要

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものである。 各教科等の評価については、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」が小学 校及び中学校学習指導要領(平成29年文部科学省告示第63、64号)及び特別支援学校小学 部·中学部学習指導要領(平成29年文部科学省告示第73号)(以下「小学校学習指導要領等 | 及び「中学校学習指導要領等」という。)に定める目標に準拠した評価として実施するも のとされている。観点別学習状況の評価とは、学校における児童生徒の学習状況を、複数 の観点から、それぞれの観点ごとに分析する評価のことである。児童生徒が各教科等での 学習において、どの観点で望ましい学習状況が認められ、どの観点に課題が認められるか を明らかにすることにより、具体的な学習や指導の改善に生かすことを可能とするもので ある。各学校において目標に準拠した観点別学習状況の評価を行うに当たっては、観点ご とに評価規準を定める必要がある。評価規準とは、観点別学習状況の評価を的確に行うた め、学習指導要領に示す目標の実現の状況を判断するよりどころとなるものである。「主 体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して、各教科等における資質・能力 を確実に育成する上で、学習評価の在り方が極めて重要であり、すなわち、学習評価を真 に意味のあるものとし、指導と評価の一体化を実現することがますます求められている。 このため、「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」(平成31年1月21日 中央

このため、「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」(平成31年1月21日 中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会)では、以下のように学習評価の改善の基本的な方向性が示された。

- ① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと
- ③ これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見 直していくこと

今回の学習指導要領改訂に向けた中央教育審議会における議論においては、「生きる力」という理念をより具体化し、学校教育法第30条第2項が定めるいわゆる学力の三要素(「基礎的な知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力その他の能力」、「主体的に学習に取り組む態度」)を議論の出発点としながら、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を以下の三つに整理した。

- ア 「何を理解しているか、何ができるか(生きて働く「知識・技能」の習得)」
- イ 「理解していること・できることをどう使うか(未知の状況にも対応できる「思考力・ 判断力・表現力等」の育成)|
- ウ 「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びを人生や社会に生か そうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養)」

学習指導要領の各教科等における目標や内容についても、資質・能力の三つの柱に基づいて再整理された。観点別学習状況の評価については、こうした教育目標や内容の再整理を踏まえて、小・中・高等学校の各教科を通じて、3観点に整理された。

各教科の学習評価においては、平成29年改訂においても、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、これらを総括的に捉える「評定」の両方について、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施するものとされた。改善等通知では、以下のように示されている。

## 【小学校及び特別支援学校小学部の指導要録】

[各教科の学習の記録]

## I 観点別学習状況

小学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごと に評価し記入する。その際、

「十分満足できる」状況と判断されるもの・・・・・・・・・・・・・・A 「おおむね満足できる」状況と判断されるもの・・・・・・・・・・・ B 「努力を要する」状況と判断されるもの・・・・・・・・・・・・・・・・ C のように区別して評価を記入する。

## Ⅱ 評定(第3学年以上)

各教科の評定は、小学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実 現状況を、

評定は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり、「I 観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定める。

## 【中学校及び特別支援学校中学部の指導要録】

(中学校学習指導要領等に示す必修教科の取扱いは次のとおり)

[各教科の学習の記録]

## I 観点別学習状況(小学校児童指導要録と同じ)

中学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し記入する。その際、

「十分満足できる」状況と判断されるもの・・・・・・・・・・・ A 「おおむね満足できる」状況と判断されるもの・・・・・・・・ B 「努力を要する」状況と判断されるもの・・・・・・・・ C のように区別して評価を記入する。

## Ⅱ 評定

各教科の評定は、中学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実 現状況を、

評定は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり、「I 観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定める。

また、観点別学習状況の評価や評定には示しきれない児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況については、「個人内評価」として実施するものとされている。改善等通知においては、「観点別学習状況の評価になじまず個人内評価の対象となるものについては、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるよう、日々の教育活動等の中で児童生徒に伝えることが重要であること。特に『学びに向かう力、人間性等』のうち『感性や思いやり』など児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し児童生徒に伝えることが重要である」と示されている。

「各教科における評価の基本構造」を踏まえた3観点の評価それぞれについての考え方は、以下の(1)~(3)のとおりとなる。なお、この考え方は、外国語活動(小学校)、総合的な学習の時間、特別活動においても同様に考えることができる。

## (1) 「知識・技能」の評価について

「知識・技能」の評価は、各教科等における学習の過程を通した知識及び技能の習得 状況について評価を行うとともに、それらを既有の知識及び技能と関連付けたり活用し たりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能 を習得したりしているかについても評価するものである。

「知識・技能」におけるこのような考え方は、従前の「知識・理解」(各教科等において習得すべき知識や重要な概念等を理解しているかを評価)、「技能」(各教科等において習得すべき技能を身に付けているかを評価)においても重視してきたものである。

## (2) 「思考・判断・表現」の評価について

「思考・判断・表現」の評価は、各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する 等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかを評価するものである。 「思考・判断・表現」におけるこのような考え方は、従前の「思考・判断・表現」の観 点においても重視してきたものである。

## (3) 「主体的に学習に取り組む態度」の評価について

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日 中央教育審議会)において、「学びに向かう力、人間性等」には、①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と、②観点別学習状況の評価や評定にはなじまず、こうした評価では示し切れないことから個人内評価を通じて見取る部分があることに留意する必要があるとされている。すなわち、②については観点別学習状況の評価の対象外とする必要がある。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価に際しては、単に継続的な行動や積極的な発言を行うなど、性格や行動面の傾向を評価するということではなく、各教科等の「主体的に学習に取り組む態度」に係る観点の趣旨に照らして、知識及び技能を習得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているかどうかという意思的な側面を評価することが重要である。

従前の「関心・意欲・態度」の観点も、各教科等の学習内容に関心をもつことのみならず、よりよく学ぼうとする意欲をもって学習に取り組む態度を評価するという考え方に基づいたものであり、この点を「主体的に学習に取り組む態度」として改めて強調するものである。

本観点に基づく評価は、「主体的に学習に取り組む態度」に係る各教科等の評価の観点の趣旨に照らして、

- ① 知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに 向けた粘り強い取組を行おうとしている側面
- ② ①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面

という二つの側面を評価することが求められる。実際の評価の場面においては、双方の側面を一体的に見取ることも想定される。ここでの評価は、児童生徒の学習の調整が「適切に行われているか」を必ずしも判断するものではなく、学習の調整が知識及び技能の習得などに結び付いていない場合には、教師が学習の進め方を適切に指導することが求められる。

# 2 改善等通知における特別の教科 道徳、外国語活動 (小学校)、総合的な学習の時間、特別活動の指導要録の記録

改善等通知においては、各教科等の指導要録における学習の記録について、以下の(1)~(4)のように示されている。

## (1) 特別の教科 道徳について

小学校等については、改善等通知別紙1に、「道徳の評価については、28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」に基づき、学習活動における児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を個人内評価として文章で端的に記述する」とされている。(中学校等についても別紙2に同旨)

## (2) 外国語活動について (小学校)

改善等通知には、「外国語活動の記録については、評価の観点を記入した上で、それ

らの観点に照らして、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入する等、 児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する」とされている。また、「評価の観点については、設置者は、小学校学習指導要領等に示す外国語活動の目標を踏まえ、別紙4を参考に設定する」とされている。

## (3) 総合的な学習の時間について

小学校等については、改善等通知別紙1に、「総合的な学習の時間の記録については、この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、児童の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する」とされている。また、「評価の観点については、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて別紙4を参考に定める」とされている。(中学校等についても別紙2に同旨)

### (4) 特別活動について

小学校等については、改善等通知別紙1に、「特別活動の記録については、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、〇印を記入する」とされている。また、「評価の観点については、学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において別紙4を参考に定める。その際、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、例えば『主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度』などのように、より具体的に定めることも考えられる。記入に当たっては、特別活動の学習が学校や学級における集団活動や生活を対象に行われるという特質に留意する」とされている。(中学校等についても別紙2に同旨)

なお、特別活動は学級担任以外の教師が指導する活動が多いことから、評価体制を確立し、共通理解を図って、児童生徒のよさや可能性を多面的・総合的に評価するとともに、確実に資質・能力が育成されるよう指導の改善に生かすことが求められる。

## 3 障がいのある児童生徒の学習評価について

学習評価に関する基本的な考え方は、障がいのある児童生徒の学習評価についても変わるものではない。

障がいのある児童生徒については、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童生徒の障がいの状態や特性および心身の発達の段階に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、その評価を適切に行うことが必要である。また、指導内容や指導方法の工夫については、学習指導要領の各教科の「指導計画の作成と内容の取扱い」の「指導計画作成上の配慮事項」の「障害のある児童生徒への配慮についての事項」を参考とする。

## 4 評価の方針等の児童生徒や保護者との共有について

学習評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、児童生徒自身に学習の見通しをもたせるために、学習評価の方針を事前に児童生徒と共有する場面を必要に応じて設けることが求められており、児童生徒に評価の結果をフィードバックする際にも、どのような方針によって評価したのかを改めて児童生徒に共有することも重要である。

また、児童生徒の学習評価の妥当性・信頼性を高めるためには、学習指導要領下での学習評価の在り方や基本方針等について、様々な機会を捉えて保護者と共通理解を図ることが非常に重要である。

## 第2章 指導要録に記載すべき事項

## 第1節 全般的な留意事項

## 1 記入の時期

指導要録は、常に児童生徒の在学の実態と一致させる必要があるため、原則として次の時期に記入する。(P.56参照)

(1) 入学時

ア 学籍に関する記録

児童生徒の氏名・性別・生年月日・現住所、保護者の氏名・現住所、入学前の経歴 入学年月日、学校名及び所在地

イ 指導に関する記録 児童生徒の氏名、学校名

(2) 学年当初

ア 学籍に関する記録

学級、整理番号、年度、校長氏名、学級担任者氏名

イ 指導に関する記録 学級、整理番号

(3) 学年末

ア 学籍に関する記録

校長印、学級担任者印

イ 指導に関する記録

各教科の学習の記録、特別の教科 道徳の記録、外国語活動の記録(小学校)総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録、行動の記録 総合所見及び指導上参考となる諸事項、出欠の記録

(4) 卒業時

ア 学籍に関する記録

卒業年月日、進学先学校名及び所在地(小学校)、進学先・就職先等(中学校) 欄外の卒業・転学等と年度

(5) 事由発生時

ア 学籍に関する記録

欄外の卒業・転学等と年度、編入学、転入学、転学・退学等の欄の外、学校名及び 所在地、児童生徒及び保護者の氏名・現住所、校長氏名、学級担任者氏名についても、 異動事項があれば、その都度記入する。

イ 指導に関する記録

総合所見及び指導上参考となる諸事項、出欠の記録

## 2 変更事項の処理

異動や変更が生じた場合は、旧事項を2本線で消除し、新事項を記入する。なお、この 場合には、訂正印を押印しない。

## 3 誤記事項の処理

記入事項の誤記を訂正する場合には、誤記事項に2本線を引いて消除して訂正事項を記入し、訂正箇所に訂正印を押印する。(原則として学級担任者)

## 4 選択肢がある場合の処理

- (1) 児童生徒の現住所の欄の「郡・市」については、該当する方を○で囲み、他は消除しない。
- (2) 児童生徒の現住所の欄の「町・番地・番・号」については、該当する方に記入し、他は消除しない。
- (3) 入学・編入学等の欄の「第1学年入学、第一学年編入学」については、該当しない方を2本線で消除する。

## 5 記入上の留意事項

(1) 一般的な留意事項

記入事項は全て横書きとし、用語はなるべく普遍的なものを用いる。記述は正確で客観的に、かつ簡潔に書く。文字は原則として常用漢字、アラビア数字及び現代仮名遣いを用いる。

記入に当たっては、黒インク(摩擦熱等で無色になるものは不可)を用い、不鮮明な ものや変色するものは避ける。なお、コンピュータ等を使用した電磁的記録については、 当該市町(学校組合を含む。以下同じ。)教育委員会の規定による。

(2) ゴム印の使用

次の欄の記入に際しては、ゴム印を使用してもよい。その場合は、明瞭な印を用い、 スタンプインクの質も20年間の保存に耐えうるものを用いる。

ア 学籍に関する記録

学級、整理番号、卒業・転学等と年度、児童生徒の性別・生年月日・現住所、保護者の現住所、入学前の経歴、入学年月日、卒業年月日、進学先学校名及び所在地(小学校)、進学先・就職先等の欄(中学校)、学校名及び所在地、年度、校長氏名、学級担任者氏名

イ 指導に関する記録

児童生徒の氏名、学校名、学級、整理番号、各教科の学習の記録、外国語活動の記録における評価の観点(小学校)、総合的な学習の時間の記録における学習活動及び評価の観点、特別活動の記録、行動の記録、出欠の記録

- (3) 情報通信技術の活用について
  - ア 設置者において、個人情報を確実に管理する環境が整備されている場合は、設置者の判断により電磁的記録による作成が可能である。この場合、校長と学級担任者の氏名及び押印については、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に定義する「電子署名」をいう。)を行うことで替えることができる。
  - イ 指導要録は外部に対する証明機能を有することから、原本の真実性の保持、改ざん 防止、長期保存への対応等に留意する必要がある。また、個人情報保護等の観点から データの流出や消失等の防止にも細心の配慮が必要である。

## 第2節 学籍に関する記録

学籍に関する記録は、児童生徒の第1学年の入学当初又は転入学・編入学等の際に記入し、 記入後、異動を生じたときは、その都度変更事項を記入する。記入に当たっては、原則として学齢簿の記載事項に基づいて、関係事項を記入する。

学齢簿は、市町教育委員会が住民基本台帳に基づいて編製するものである(学校教育法施行令第1条、第2条)。入学又は転入学に当たっては、市町教育委員会が就学児童生徒通知書により、学齢児童生徒の氏名・性別・生年月日・現住所等及び保護者の氏名・現住所等を通知するものであるから、学校は、その記載事項に基づいて関係事項を記入する。

なお、学校において学齢簿の記載に誤りを発見した場合には、市町教育委員会に連絡して 学齢簿を訂正し、常に学齢簿と指導要録の学籍の記録に相違がないようにしなければならな い。

#### 1 学級と整理番号

この欄は、各学校において、指導要録を整理したり、保存したりする便宜を考慮して設けたものである。

(1) 学級

毎学年の所属学級の名称、例えば、「1・2・A・B・松・竹」等を記入する。1学年が1学級及び複式学級の場合は、右下がりの斜線を記入する。ただし、学級名がある場合は記入してもよい。

(2) 整理番号

所属学級(複式学級の場合は学年)における児童生徒の番号を記入する。指導要録の整理番号や出席簿等の出席番号は、単に文書を整理しやすいように学校や地域の実情に応じて付すものであり、その順序性や他の公簿への準用等の法的規定はない。(文部科学省見解)

## 2 児童又は生徒の欄

(1) 氏名

児童又は生徒の氏名は学齢簿の記載に基づき、楷書で、見やすく、大きく記入し、ふりがなを付ける。

なお、名前が平仮名や片仮名の場合もふりがなを付ける。

(2) 性別

男女のいずれかを記入する。

(3) 生年月日

学齢簿の記載に基づき、アラビア数字で記入する。

(4) 現住所

学齢簿の記載に基づき、現住所を記入する。

「郡・市」については、該当を○で囲み、「番地・番・号」については、該当する方に 記入し、他は消除しない。

現住所に変更のある場合は、旧住所を2本線で消除し、新住所をその下に記入する。 この場合、市町教育委員会が訂正した学齢簿に基づいて記入し、学齢簿の記載事実と 相違しないように配慮する。

## 3 保護者の欄

(1) 氏名

「氏名」の欄には、児童生徒に対して親権を行う者を記入し、親権を行う者のいない

ときは後見人を記入する。氏名にはふりがなを付ける。例えば、父母と離れて祖父母等の家から通う児童生徒の場合でも、この欄に記入するのは祖父母等ではなく、親権者としての父母になる。また、親権者は一般的に父母であるが、その内の実質的に親権を行う方を記載する。

## (2) 現住所

児童又は生徒の欄に準じて記入する。児童生徒の現住所と同一の場合には、「児童(生徒)の欄に同じ」と略記する。現住所の変更は、児童又は生徒の欄に準じて処理する。

## 4 入学前の経歴の欄

小学校又は中学校に入学するまでの保育関係(在籍していた幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所又は幼保連携型認定こども園等)又は教育関係(在籍していた小学校又は特別支援学校小学部)の略歴を記入する。また、児童生徒が入学前に外国で教育を受けた場合は、その実情を記入する。入学前の教育歴が複雑であって、入学後の指導上必要と考えられるものについても、その実情を記入する。

## 【記入例】

○ 同一市町内の場合

入 学 前 の 経 歴 │ 令和○年○月から令和○年○月まで○○幼稚園在園

○ 県外又は他市町の保育所に在所していた場合

入学前の経歴

令和○年○月から令和○年○月まで○○立保育所在所 ○○県○○市○○町○○番地

○ 入学前に外国で教育を受けた場合

入学前の経歴

セントラル・エレメンタリースクール卒業 令和○年○月から令和○年○月まで

同 セントラル・セカンダリースクール在学

#### 5 入学・編入学等の欄

(1) 入学の場合

児童生徒が第1学年に入学した年月日を該当欄に記入し、「第 学年編入学」の文字は2本線を引いて消除する。

入学年月日は、市町立の学校にあっては、市町教育委員会が、学校教育法施行令(第5条~第8条)に基づいて就学予定者の保護者及び就学させるべき学校の校長に対して通知した入学期日(4月1日が適当)を記入する。

(注) 学齢簿に記入する入学年月日及び卒業年月日は、それぞれ教育委員会が通知した 入学期日、校長が卒業を認定した期日であって、これらの期日は、原則として、4 月1日又は3月31日とすることが適当である。(昭和29年8月12日 文部省回答)

指定された入学期日よりも遅れて出校した場合にも、指定された入学期日を記入する。 出校するまでの期間の出欠の扱いは、休業日を除いて、通知の遅延など特別の事情がな い限り、欠席日数に計算する。

他の学校に入学した者が第1学年の中途に転入学した場合は、この欄に記入しないで、 「転入学」の欄に記入する。

## (2) 編入学等の場合

次の事由で編入学した場合、その年月日(市町教育委員会が指定した期日)と学年を該当欄に記入するとともに、編入学以前の教育状況、編入学の事由等も年月日の下の余白に記入し、「第1学年入学」の文字を2本線で引いて消除する。

- ア 海外から帰国して編入学した場合
- イ 少年院(少年院法による施設)から編入学した場合や学校教育法第18条の規定により就学義務の猶予又は免除を受けていた者が、その事由消滅により就学義務が発生し、編入学した場合
- ウ 学校教育が実施されていない他県の児童自立支援施設(児童福祉法第44条)から編 入学した場合
- (注) 児童福祉法の一部を改正する法律(平成9年法律第74号7附則第7条1項)の規定により、本来は児童自立支援施設においては学校教育が義務付けられており、学校教育が実施されている場合は編入学ではなく、転入学とする。

## 【記入例】

入編	入	学	学等	令和○年○月○日
入編	入	学	学等	令和○年○月○日

#### 6 転入学の欄

他の小学校又は中学校から転入学してきた場合に、市町教育委員会が転入学を認めた年 月日、学年、前に在学していた学校名、所在地及び転入学の事由等を記入する。

この場合、校長は新しく指導要録を作成するとともに、転入学してきた児童生徒を受け入れた日を、前に在学していた学校に速やかに通知し、その学校からその児童生徒の指導要録の写しの送付を受け、これを新しく作成した指導要録と併せて保存する。

なお、小・中学校における転入学は、学齢簿の編製の手続きを経て行われるものであるから(学校教育法施行令第3条、第4条)、公立学校にあっては、学校で直接児童生徒を受け入れることなく、市町教育委員会と十分連絡を取って遺漏のないようにしなければならない。

## 【記入例】

			年 月	日・	学 年	令和○年○月○日   第○学年
転	7	学	前在	籍学	校名	○○県○○市立○○小学校
<del> </del>	人	7	所	在	地	○○県○○市○○町○○番地
			事		由	転居のため

## 7 転学・退学等の欄

入学・編入学等及び転入学として記入された日以降における異動について記入する。 なお、「転学・退学等」の欄に記入した児童生徒の指導要録は、在学者と別の綴りに整理・ 保存する。

## (1) 転学の場合

他の同種の学校に転学する場合に、次の要領で記入する。

- ア その学校を去った年月日を上部の括弧のある年月日欄に記入する。
- イ 転学先の学校が受け入れた前日の年月日を括弧のない年月日欄に記入する。
- ウ 即日転学(学校を去る日と、新しい学校に転入学する日が同日)の場合は、括弧の ある年月日と括弧のない年月日を同じにする。その場合、転学先の学校は受け入れ日 をその期日の翌日とすると、新旧両校に在籍が重複することはなくなる。
- エ 括弧のある年月日と括弧のない年月日が異なる場合、その間の期間は、その児童生徒の籍は元の学校にあるが、出欠の扱いは計算外の日数として、出席統計から除外する。
- オ 転学先の学校名、所在地、転入学年及びその事由等を記入する。

## 【記入例】

			年 月	日・	学 年	(令和○年○月○日) 令和○年○月○日 第○学年
転	774	学	転学	先 学	校名	○○県○○市立○○小学校
退	学	等	所	在	地	○○県○○市○○町○○番地
			事		由	転居のため

#### (2) 退学等の場合

次の場合、校長が退学を認めた年月日を、括弧のない年月日欄に記入し、その事由を 付記する。

- ア 在外教育施設や外国の学校に入学するため退学する場合
- イ 学齢(満15歳に達した日の属する学年の終わり)を超過している児童生徒が退学する場合
- (注) 学齢超過による退学者の場合は、退学後の状況を、「進学先学校名及び所在地」(小学校)、「進学先・就職先等」(中学校)の欄に記入する。
- ウ 児童生徒が死亡した場合

## (3) その他の場合

次の場合、「在学しない者」として取り扱い、校長が在学しない者と認めた年月日を、 括弧のある年月日欄に記入し、その事由等を付記する。

- ア 就学義務猶予・免除措置がなされた場合
- イ 少年院に入院する場合(ただし、入院前に在籍していた学校に学籍を残す場合を除く。)
- ウ 学校教育が実施されていない他県の児童自立支援施設に入所する場合
- エ 1年以上居所不明で欠席を続けている場合

## 【記入例】

-1		33%	年 月	日・学	:年	(令和 年 月 日) 令和○年○月○日 第○学年
転	<u> </u>	学	転学	先 学 核	名	○○日本人学校
退	学	等	所	在	地	○○国○○州○○市○○
			事		由	保護者の転勤に伴う転居のため

مار ا		W.	年月日	・ 学 年	(令和○年○月○日) 令和 年 月 日 第○学年
転	77 <b>7</b>	学	転学先	学校名	自宅療養
退	学	等	所	在 地	児童の現住所に同じ
			事	由	○○○○のため就学免除

## 8 卒業の欄

校長が卒業を認定した年月日(3月31日が適当)を記入する。

- (注1) 学齢簿に記入する入学年月日及び卒業年月日は、それぞれ市町教育委員会が通知 した入学期日、校長が卒業を認定した期日であって、これらの期日は、原則として、 4月1日又は3月31日とすることが適当である。(昭和29年8月12日 文部省回答)
- (注2) 卒業証書の期日は、校長が卒業を認める卒業証書授与式の期日とする例がある。

## 9 進学先学校名及び所在地 (小学校)、進学先・就職先等 (中学校) の欄

(1) 小学校の場合

進学した中学校名(中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。)及び所在 地を記入する。

(2) 中学校の場合

卒業後の進学先・就職先等を次の要領で記入する。ただし、記入後の異動について記載する必要はない。

- ア 進学した者については、進学した学校名及び所在地を記入する。
- イ 就職した者については、就職先の事業所名及び所在地を記入する。
- ウ 就職しながら進学した者(定時制高校の生徒等)については、就職先の事業所と進 学先学校の両者について名称及び所在地を記入する。
- エ 家事、家業に従事した者については、その旨を記入する。
- オ 卒業の際に進路未定で記入できない場合は、進路未定と記入する。
- カ 学齢超過による退学者についても、この欄に退学後の状況を記入する。

### 10 学校名及び所在地(分校名・所在地等)の欄

学校名とその所在地を正確に記入する。学校名及び所在地の変更がある場合を考慮し、 できるだけ欄の左上に寄せて記入しておくことが望ましい。

(1) 学校名

国、公、私立の別が明らかになるように、例えば、○○市(町、学校組合)立○○小(中)学校と記入する。

分校の場合には、本校名及び所在地を記入した上で、その下部に分校名及び所在地を 併記する。ただし、分校名を記入することによって児童生徒が不利益を被る恐れのある 場合は、記入しなくてもかまわない。(文部科学省見解)

#### (2) 所在地

県名、郡市町名、字名、番地を正確に記入する。

(3) 学校名・所在地の変更

学校名又は所在地が変更された場合には、旧学校名又は旧所在地を2本線で消除し、新学校名又は新所在地を記入し、その年月日と事由を余白に記入する。ただし、統合によって校名又は所在地が変更になった場合は、現在の校名又は所在地の下に、新しい校名又は所在地を記載する。この場合は、現在の校名又は所在地を2本線で消除しない。

## 11 校長氏名印、学級担任者氏名印の欄

### (1) 校長及び学級担任者氏名印

原則として、学年当初又は児童生徒の転入学があったときに記入する。校長又は学級担任者が同一年度内に代わった場合には、その都度後任者の氏名を前任者の下部に併記し、それぞれの氏名の下に括弧書きで、在職又は担任期間を記入する。

- ア 校長が学年末に休職しているときは、校長氏名の下部に職務代理者の氏名を併記、 押印し、それぞれの氏名の下に括弧書きで在職期間を記入する。
- イ 学級担任者氏名は、教員の産前産後の休暇中・育児休業中等に臨時的任用の教員が 代わって担当した場合などに、その氏名を記入する。その担任期間を氏名の下に括弧 書きで記入する。

## (2) 校長及び学級担任者の印

学年末にその指導要録の記入が完結したとき、又は児童生徒が転学・退学等をした場合には、そのときの責任者である校長及び学級担任者が押印する。印は認印でかまわない。

校長又は学級担任者が同一年度内に代わった場合には、前任者は押印しない。臨時的 任用の教員が担当している期間中に学年末になったり、児童生徒の転学等に際してその 指導要録の記入に当たったりした場合は、その教員が押印する。

なお、氏名の記入及び押印については、電子署名を行うことで替えることも可能である。

## 【記入例】

年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度
区分	1	2	3	4
校長氏名印	〇〇〇〇〇 (4月~6月15日) 〇〇〇〇印 (6月16日~3月)	00 001	00 001	00 00@
学級担任者 氏 名 印	00 001	○○ ○○ (4月~6月15日) ○○ ○○印 (6月16日~3月)	○○○印 (4月~9月3日) (11月21日~3月) ○○○○ (9月4日~11月20日)	○○ ○○ (4月~8月31日) ○○ ○○印 (9月1日~3月) 学級変更のため

## 第3節 指導に関する記録

指導に関する記録は、①児童生徒の氏名、学校名、学級、整理番号、②各教科の学習の記録、③特別の教科 道徳の記録、④外国語活動の記録(小学校)、⑤総合的な学習の時間の記録、⑥特別活動の記録、⑦行動の記録、⑧総合所見及び指導上参考となる諸事項、⑨出欠の記録の各欄によって構成する。

各学校においては、児童生徒の学習の実現状況を客観的に評価するための評価規準の作成、評価方法の工夫等に取り組むとともに、補助的な記録簿を工夫するなどして、日常の学習指導の過程や成果などについて継続的、総合的に把握することが必要である。

なお、障がいのある児童生徒の指導に関する記録については、「第4節 障がいのある児童生徒に関する記録」を参照する。

#### 1 各教科の学習の記録

(1) 「観点別学習状況」について

学習評価における観点については、学習指導要領を踏まえ、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理されている。

ア 記入の仕方

学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに、次のようにA、B、Cの3段階で評価する。

「十分満足	!できる」	状況と判	断される	もの		•	 •	•	 •	•	 •	•	•	•	Α
「おおむね	1満足でき	る」状況	と判断さ	れる	もの	•	 •	•	 •	•	 •	•	•	•	В
「努力を要	長する」 状	況と判断	されるも	<i>o</i> ·		•	 •	•	 •	•	 •	•	•	•	С

#### イ 評価を行う上での留意事項

実際の評価に当たっては、教科の特質や観点の趣旨に応じて評価方法の適切な選択や組合せを工夫し、客観的で妥当な評価が行われるようにするとともに、次の三つの点を意識する。

- ① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと
- ③ これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

#### (2) 「評定」について

## ア 記入の仕方

- 小学校
  - 第3学年以上の各教科の学習の状況について、小学校学習指導要領等に示す各 教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し記入する。
  - 各教科の評定は、小学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その 実現状況を次のように3段階で評価する。

「十分満足できる」状況と判断されるもの・・	•	 •	•	•	 •	•	•	•	•	•	• 3	3
「おおむね満足できる」状況と判断されるもの	•	 •	•	•	 •	•	•	•	•	•	• 2	2
「努力を要する」状況と判断されるもの・・・	•	 •	•	•	 •	•	•	•	•	•	• 1	L

## ○ 中学校

- 各学年における各教科の学習の状況について、中学校学習指導要領等に示す各 教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し記入する。
- 各教科の評定は、中学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その 実現状況を次のように5段階で評価する。

「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるもの・・・・5
「十分満足できる」状況と判断されるもの・・・・・・・・・・・・・・・4
「おおむね満足できる」状況と判断されるもの・・・・・・・・・・・・・・・2
「一層努力を要する」状況と判断されるもの・・・・・・・・・・・・・・・・1

## イ 観点別評価から評定への総括方法について

指導要録に記載する評定は、簡潔で分かりやすい情報を提供するものとして、児童 生徒の各教科の学習状況について、学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、そ の実現状況を総括的に評価するものである。基本的には、学年末の観点別評価を総括 したものである。

## 【観点別学習状況の評価の評定への総括例】

	小 学 校
評定	判定基準
3	AAA
2	ААВ、АВВ
	ввв, ввс, всс
1	ССС

	中 学 校	
評定	判定基準	
5	AAA	
4	AAA, AAB	
3	ABB, BBB, BBC	
2	всс, ссс	
1	ССС	

- 上の例は、A、B、Cの組合せで総括し、3 観点の重み付けをせず、全てを均等 としている。
- 観点別評価の結果が同じであれば、各学校で同じ評定結果となり、整合性があるが、児童生徒一人一人の実際の実現状況を反映したものにならない場合も考えられるため、注意が必要である。
- 学習評価の結果の活用に際しては、観点別学習状況の評価と、評定の双方の特徴 を踏まえつつ、その後の指導の改善等を図ることが重要である。

学校として学級間、学年間等で統一のとれた評価を実施する上で、各学校においては校長のリーダーシップの下に、評価規準の作成や評価方法を検討し、共通理解を図る必要がある。また、評価結果について教師同士で検討することも必要である。このような組織的な取組を継続し、定着させていくことにより、学習評価の妥当性、信頼性等が高まり、保護者への説明責任を果たすことにつながる。

なお、異なる学校段階の間で児童生徒の学習状況の円滑な伝達に配慮することが必要であることから、評価の結果が進学等において活用される市町又は一定の地域で学校ごとに観点の規準を明らかにし、また、評定の総括方法を示すなどして評価についての学校間の水準の共通化を図ることも必要である。市町教育委員会など設置者等にあっては、各学校における評価の客観性への取組を積極的に支援したり、評価規準等

の研究開発を進めたりするとともに、評価についての教師の力量を高めるため研修を 充実させるなどの支援を講ずることが必要である。

## (3) 各教科の学習に関する所見について

各教科の学習の記録の所見については、児童生徒の成長の状況を総合的に捉えるものとして、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に文章で端的に記述する。

## ア 記入上の基本的な考え方

各教科の学習について総合的に見た児童生徒の特徴を記載するものであり、児童生徒の学習意欲を高める観点からも、他の児童生徒との比較ではなく、当該児童生徒のよさや可能性、進歩の状況などを積極的に評価する。

#### イ 主な記入内容

- 学習全体として見られる個々の特徴などの個人内評価事項
- 学年初めから学年末にかけて学習面で進歩した状況などの個人内評価事項
- 学級・学年など集団の中での相対的な位置付けに関すること
- 児童生徒の体力の状況及び学習に影響を及ぼす健康の状況に関すること
- 学校教育法施行規則第54条、第79条に従い、児童生徒の履修困難な教科について、 特別の処遇をとった場合、その状況に関すること
- その他、特に指導が必要である場合には、その事実に関すること

## ウ 記入例

- 全ての教科で授業態度は意欲的である。
- 国語科では、簡単な構成を考えて文章を書く力が身に付いた。
- 社会科では、社会的事象についての思考力や判断力に優れている。
- 算数科では、九九の習得に向け、粘り強く努力した。
- ・論理的な思考力に優れており、数学科や理科において力を発揮した。
- 英語科への関心が高く、ALTとの会話を意欲的に行った。
- 英語科では、自分の考えや気持ちなどを話したり書いたりする力が高まった。
- ○○科では堅実な取組が見られ、基礎的な知識及び技能が身に付いた。
- 美術科への関心が高く、豊かな表現力で○○を制作した。
- 体育科では、リズミカルに踏み越し飛びができるようになった。
- 保健体育科の球技に意欲的に取り組み、高い能力を発揮した。
- 自主学習に意欲的に取り組み、理科や社会科の幅広い知識を身に付けた。

#### 2 特別の教科 道徳の記録

学習活動における児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を個人内評価として文章で端的に記述する。

#### (1) 目標

学習指導要領第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(広い視野から)多面的・多角的に考え、自己の(人間としての)生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。 ※( )は、中学校の目標

## (2) 評価の基本的な考え方

#### ア 評価の意義

道徳科において養うべき「道徳性」とは、人間としてよりよく生きようとする人格的特性であり、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を諸様相とする内面的資質である。このような道徳性が養われたか否かは、容易に判断できるものではない。

しかし、授業における指導のねらいとの関わりにおいて、「児童生徒の学習状況や 道徳性に係る成長の様子」を様々な方法で捉え、個々の児童生徒の成長を促すととも に、それによって教師自らが指導を評価し、改善に努めなければ、道徳性を養う道徳 教育の要としての道徳科の役割を果たすことはできない。

児童生徒の学習状況は、指導によって変わる。適切な評価によって、道徳科の授業を改善し、児童生徒の道徳性の育成につなげることが重要である。

## イ 評価の視点

評価は、道徳科の目標に明記されている学習活動に着目して行う。

- 一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展させているかどうか。 (目標)「自己を見つめ、物事を(広い視野から)多面的・多角的に考える」
- 道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかどうか。 (目標)「自己の(人間としての)生き方についての考えを深める」

### ウ 留意事項

道徳科の評価は、調査書には記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにする。

### (3) 「特別の教科 道徳の記録」の欄

#### ア 記入の仕方

- 個々の内容項目ごとではなく、年間や学期にわたって児童生徒がどれだけ成長したかという大くくりなまとまりを踏まえた評価とする。
- 他者との比較ではなく、児童生徒一人一人がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行う。

### イ 記入例

- 一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展させているかどうか。
  - 道徳的価値について、自分の立場と相手の立場を比べ、一つの見方ではなく 様々な角度から捉えて考えようとしていた。
- 道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかどうか。
  - 読み物教材の登場人物を自分に置き換えて考え、現在の自分自身を振り返り、 自らの行動や考えを見直していた。

## 〈ふさわしくない例〉

- 児童生徒の道徳性や道徳的行為に対する評価
  - 親切であり、優しい心をもっている。
  - 道徳科で学んだ礼儀を実践に移し、心を込めた挨拶ができるようになった。
- 道徳科の目標に明記されている学習状況ではない視点での評価
  - 積極的に挙手をして発表した。
  - きまりの大切さについて、ワークシートに記述した。
- ※ 「道徳の評価に関する指導資料」(平成30年3月 愛媛県教育委員会) にも記入例を記載しているので、参考にする。

## 3 外国語活動の記録(小学校)

評価の観点を記入した上で、それらの観点に照らして、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

## (1) 目標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞く こと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力 を次のとおり育成することを目指す。

- ア 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音 声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。
- イ 身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。
- ウ 外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

## (2) 評価の基本的な考え方

#### ア 評価の観点とその趣旨

文部科学省は、評価の観点とその趣旨を下表に示している。この3観点は、外国語活動の目標を構成する、育成を目指す資質・能力の三つの柱である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」のそれぞれに関わる目標(ア~ウ)に対応するものとなっている。

観点	趣旨
知識・技能	外国語を通して、言語や文化について体験的に理解 を深めている。 日本語と外国語との音声の違い等に気付いている。 外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しんでいる。
思考・判断・表現	身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話し たりして自分の考えや気持ちなどを伝え合っている。
主体的に学習に取り組む態度	外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。

設置者は、評価の観点を設定する際、小学校学習指導要領等に示す外国語活動の目標 を踏まえ、「改善等通知別紙4」を参考とする。

## イ 評価の仕方

#### 知識・技能

単元の中で使用することが設定されている語句や表現の定着状況を評価するものではなく、それらを用いて活動を行っていれば、「慣れ親しんでいる」と判断する。 児童の活動の観察、活動の中で児童が作成したものやワークシート等によって評価する。

## ○ 思考・判断・表現

観点の趣旨の中の「身近で簡単な事柄」とは、児童がよく知っている人や物、事柄のうち、簡単な語彙や基本的な表現で表すことができるものを指している。児童の活動の観察、活動の中で児童が作成したものやワークシート、自己評価等によって評価する。

## ○ 主体的に学習に取り組む態度

①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面と、②粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面、という二つの側面を、児童が実際に言語活動を行っている状況を観察するなどして評価する。

#### ウ 留意事項

○ 単元ごとに評価する観点を絞っておくなど、効率的な評価を工夫する。

## (3) 「外国語活動の記録」の欄

## ア 記入の仕方

- 外国語活動については、設定された評価の観点に即して文章記述による評価を行う。改善等通知には、「児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する」とあるが、これは、顕著な事項がなければ評価を記入しなくてもよいということではない。文章記述は一人一人の児童について行うものであるが、従来の観点別に記述するのではなく、観点に即して、児童の学習状況を文章で端的に記述する。
- 児童のよい点、学習に向かう態度や自らの学習を調整しようとする態度、進歩の 状況などを踏まえて、一人一人の児童の特徴等を簡潔に記述する。
- 3観点それぞれについて記述する必要はなく、児童の成長が見られるポイントについて、簡潔に記述する。

#### イ 記入例

## ○ 知識・技能

- 友達の好きなものについて聞き取っていた。
- ALTの発音をまねて英語らしく発音しようとしていた。
- 英語と日本語(外来語)の発音の違いに気付いていた。
- 同じジェスチャーが、国によって異なる意味を表すことがあることに気付いていた。
- ALTの国の紹介を聞いて、内容を理解していた。
- 目的地への行き方を尋ねたり答えたりする英語を理解していた。
- 自分の誕生日について英語で言ったり、友達の誕生日を聞き取ったりしていた。
- 建物を示す英語を聞いたり言ったりしていた。

## ○ 思考・判断・表現

- 自分の食べたいものをメニューから選んで話していた。
- 友達の自己紹介を聞いて、その中から友達の誕生月を理解し、ワークシートに記入していた。
- 感謝の気持ちを相手に伝えようと工夫しながら、表情やジェスチャーなどを付けて話していた。
- 相手が行きたい場所を踏まえ、方向や動きを指示する表現を使って目的地への 行き方を説明していた。
- 友達の好きな食べ物を踏まえ、おすすめの店を紹介していた。
- 目的地やその行き方が相手に伝わるよう工夫して尋ねたり答えたりしていた。

## ○ 主体的に学習に取り組む態度

- 相手と気持ちよく挨拶しようとしていた。
- 大切なところを強調しながら自己紹介していた。
- 自分のしたいことや好きな食べ物について積極的に伝えようとしていた。
- 相手の話を最後までしっかり聞こうとしていた。
- 友達の特技について進んでインタビューしていた。
- 進んで友達に誕生日を尋ねたり自分の誕生日を答えたりしていた。

## 4 総合的な学習の時間の記録

実施した学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点の うち、児童生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、児童生 徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

#### (1) 目標

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ア 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題 に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- イ 実社会や実生活の中から問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・ 分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- ウ 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、 積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

## (2) 評価の基本的な考え方

## ア 評価の観点

各学校は、学習指導要領に示された総合的な学習の時間の目標及び学校教育目標を踏まえ、自校の総合的な学習の時間の目標を定める。次に、この目標を実現するためにふさわしい「探究課題」と「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」を示した内容を決定した上で、観点を設定する。観点の設定に当たっては、次のような方法が考えられる。

① 他教科等との関連を明確にして定める。

【観点例】「知識・技能」

「思考・判断・表現」

「主体的に学習に取り組む態度」

など

② 学習指導要領に示された総合的な学習の時間の目標を踏まえて定める。

【観点例】「課題の解決に必要な知識・技能」
「課題設定の力」「情報収集の力」
「整理・分析の力」「まとめ・表現する力」
「主体的・協働的に取り組む態度」
「社会に参画しようとする態度」

・・・「知識・技能」に該当
に該当

など

※ なお、育成を目指す具体的な資質・能力のうち、「思考力、判断力、表現力等」については、 現行の「学習方法に関すること」の視点に、「学びに向かう力、人間性等」については、 現行の「自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関すること」の視点に対応 しており、この二つの資質・能力における観点の設定の際には、探究課題に留意しなが ら、これまで各学校が設定した観点をそのまま生かすことができると考えられる。

#### イ 評価の仕方

各観点に関して、児童生徒にどのような力が身に付いたのかを適切に把握するために、学習状況についてある一定の望まれる姿を想定し、実際の児童生徒の学習状況と照らし合わせて丁寧に見取る。

なお、児童生徒の具体的な学習状況の評価をするために考慮すべきことは、次の三つである。

## ① 信頼される評価

- 教師間での確認がなされた評価の観点や評価規準に基づく評価であること
- 各学校が定めた評価の観点を1単位時間で全て評価しようとするのではなく、 年間や、単元などの内容のまとまりを通して、一定程度の時間数の中において評価すること

### ② 多面的な評価

○ 児童生徒の成長を多面的に捉えるために、多様な評価方法や評価者による評価 を適切に組み合わせること

## ③ 学習の過程に関する評価

○ 評価を学習活動の終末だけではなく、事前や途中に適切に位置付けること

### ウ 留意事項

- 児童生徒の個人として育まれたよい点や進歩の状況などを積極的に評価する。
- 評価の材料となる具体的事実が曖昧なまま、「しっかり取り組んだ」「分かりやすくまとめた」にとどまるのではなく、「できるようになった」など児童生徒の成長を具体的な資質・能力として見取る。

### (3) 「総合的な学習の時間の記録」の欄

## ア 記入の仕方

○ 学習活動

実施した学習活動のうち、児童生徒の学習や成長に影響を与えたと思われる活動 を取り上げ、簡潔に記述する。

〇 観点

各学校が定めた観点を記述する。

○ 評価

観点のうち、児童生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記述 する等、児童生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

## イ 記入例

# ○ 小学校

学年	学習活動	観点	評価
3	「大好き、私たちの町」 ・町の特徴調べ	<ul><li>・課題の解決に必要な知識・技能</li><li>・課題発見力</li><li>・主体的・協働的に取り組む態度</li><li>・自己の生き方</li></ul>	・調査メモを基に、駅の周辺施設 を絵や地図に整理することで、 その特徴をしっかり捉えなが ら、調査結果を分析する力を身 に付けた。
4	「ふるさとの味は今!」 ・郷土料理を取り入れた給食メニューの考案 ・新聞、パンフレット制作	<ul><li>知識・技能</li><li>思考・判断・表現</li><li>主体的に学習に取り組む態度</li></ul>	<ul> <li>・給食メニューの考案では、栄養教諭の話や調査したことを基に、思考ツールを用いて自分の考えをまとめることができた。</li> <li>・広報活動を通して、郷土料理のすばらしさに気付き、故郷に愛着をもつとともに、地域の一員としての自覚を深めることができた。</li> </ul>
5	「発見!ものづくりのよさと自分らしい生活」 ・自動車の性能を高めるプログラミング ・ものづくりに携わる人々へのインタビュー	<ul><li>知識・技能</li><li>課題設定の力</li><li>情報収集の力</li><li>将来設計の力</li><li>社会参画の力</li></ul>	<ul> <li>他のグループとの交流では、改善点を指摘してもらうことで、プログラミングのよさやものづくりの本質をより深く理解することができた。</li> <li>インタビューを通して、ものづくりに携わっている人々の思いをまとめることで、自己の生き方についての考えを深めることができた。</li> </ul>

# 〇 中学校

学年	学習活動	観点	評価
1	「ふるさと環境改善プロジェクト」 ・川の環境調査 ・環境改善提案会	<ul><li>知識·技能</li><li>課題追究力</li><li>自己対話力</li><li>人間関係力</li></ul>	<ul> <li>・水をきれいにする簡易装置の実験を通して、失敗を生かしながら、環境改善に向けたよりよい方法を追究する力が向上した。</li> <li>・提案会では、友人の意見を尊重しながら、環境改善に向けた方法を積極的に話し合うことができた。</li> </ul>
2	「働く意味を探ろう」 ・地域で働く人の話を 聞く会 ・職場体験学習	<ul><li>知識・技能</li><li>課題追究力</li><li>自己対話力</li><li>人間関係力</li></ul>	・職場体験学習を通して、働く人 の仕事に対する姿勢や思いに触 れることで、働くことの意義を 理解し、将来の進路設計を真剣 に考えるようになった。

## 5 特別活動の記録

各活動・学校行事ごとに、各学校が自ら定めた評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、〇印を記入する。

### (1) 目標

ア 特別活動の目標(第1の目標)

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意 形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の(人間としての)生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

※ ( )は、中学校の目標

## イ 各活動・学校行事の目標

内 容	目 標
学級活動	学級や学校での生活をよりよくするための課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。
児 童 会 (生徒会) 活 動	異年齢の児童(生徒)同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。
クラブ活動 ※小学校のみ	異年齢の児童同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。
学校行事	全校又は学年の児童(生徒)で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

※ ( ) は、中学校の目標

## (2) 評価の基本的な考え方

#### ア 評価の観点

特別活動の目標及び内容を踏まえ、自校の実態に即し、改善等通知の例示を参考に、各学校における評価の観点とその趣旨を設定する。その際、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえて、具体的な観点を設定する。観点の設定に当たっては、次のような方法が考えられる。

① 特別活動における「評価の観点及びその趣旨」を基にして定める。

【観点例】「よりよい生活を築くための知識・技能」

「集団や社会の形成者としての思考・判断・表現」 「主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度」 ② 特別活動における資質・能力の観点(「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」)をもとに重点化を図って定める。

【観点例】「集団や社会に参画するための知識・技能 |

「協働してよりよい生活や人間関係を築くための思考・判断・表現」 「主体的に目標を立てて共によりよく生きようとする態度」

③ 社会参画に重点化を図って定める。

【観点例】「多様な他者と協働するために必要な知識・技能」 「集団や社会をよりよくするための思考・判断・表現」 「主体的に集団生活や生活をよりよくしようとする態度」

#### イ 評価の仕方

児童生徒一人一人のよさや可能性を積極的に認めるようにするとともに、特別活動で育成を目指す資質・能力がどのように成長しているかということについて、各個人の活動状況を基に、評価を進めていく。また、児童生徒が自己の活動を振り返り、新たな目標や課題をもてるようにするために、活動の結果だけなく活動の過程における児童生徒の努力や意欲などを積極的に認めたり、児童生徒のよさを多面的・総合的に評価したりする。

## ウ 評価の観点を具体化した例

○ 学級活動「(1)ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決」(小学校低学年) における設定例

【ねらい】 教師の助けを得ながら、話合い活動の準備ができるようにする。

観 点	目指す児童の姿(評価方法)
よりよい生活を築くための 知識・技能	活動の準備の仕方や進め方を理解している。 (行動観察・学級活動ノートの記述分析)
集団や社会の形成者としての 思考・判断・表現	議題について自分の考えをもち、話合いの順序など計画について考え、準備している。 (行動観察)
主体的に生活や人間関係を よりよくしようとする態度	学級生活に関心をもち、話合いの準備に進んで取り組もうとしている。 (行動観察)

○ 学級活動「(1)イ 学級内の組織づくりや役割の自覚」(中学校)における設定例 【目標】 学級生活をより豊かにするために、創意工夫を生かして効率的に係活動を進め、信頼し合って活動することができるようにする。

観 点	目指す生徒の姿(評価方法)
よりよい生活を築くための	係活動の必要性や効率的な活動の仕方について理解している。
知識・技能	(行動観察・学級活動ノートの記述分析)
集団や社会の形成者としての	創意工夫を生かして見通しをもって活動計画を立て、信頼し支え合って実践している。
思考・判断・表現	(行動観察・係活動計画表の記述分析)
主体的に生活や人間関係を	自分のよさを生かす活動を見付け、自主的に係活動に取り組もうとしている。
よりよくしようとする態度	(行動観察・学級活動ノートの記述分析)

○ 学校行事「(1) 儀式的行事」(小学校高学年) における設定例

【ねらい】 厳粛で清新な気分を味わい、行事を節目として希望や意欲をもってこれからの生活に臨もうとする態度を養う。

観 点	目指す児童の姿(評価方法)
よりよい生活を築くための 知識・技能	全校的な学校行事で、自分がとるべき態度や行動 を理解している。 (行動観察・自己評価ノートの記述分析)
集団や社会の形成者としての	上級生としての自覚をもち、下級生の模範となる
思考・判断・表現	という心構えで式に臨んでいる。 (行動観察)
主体的に生活や人間関係を	式の意義を理解し、厳粛な気持ちで参加しようと
よりよくしようとする態度	している。 (行動観察・生活ノートの記述分析)

○ 学校行事「(4) 旅行・集団宿泊的行事」(中学校)における設定例

【目標】 日常とは異なる環境や集団生活において、自然や文化・社会に親しみ、新た な視点から学校生活や学習活動の意義を考えようとする態度を養う。

観 点	目指す生徒の姿(評価方法)
よりよい生活を築くための 知識・技能	集団で行動する時の公衆道徳や乗り物利用などの マナーを心得ており、安全な行動に努めている。 (行動観察)
集団や社会の形成者としての 思考・判断・表現	集団宿泊的行事が有意義で楽しいものになるよう、ねらいを理解し、自分たちで諸計画を工夫して立てて参加している。 (行動観察・活動計画表の記述分析)
主体的に生活や人間関係を よりよくしようとする態度	集団宿泊先について、自分から意欲的に情報収集 を行い、期待感を高めている。 (行動観察・学級活動ノートの記述分析)

## エ 留意事項

- 各活動、学校行事について具体的な評価の観点を設定し、評価の場や時期、方法 を明らかにする。その際、特に学習過程についての評価を大切にする。
- 児童会(生徒会)活動や学校行事における児童(生徒)の姿を、学級担任者以外の教師とも共通理解を図り、適切に評価できる体制を整える。

## (3) 「特別活動の記録」の欄

## ア 記入の仕方

- 特別活動の記録については、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を省略せず記入した上で、各活動・学校行事ごとに、十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。
- 小学校において、クラブ活動を行わなかった学年には右下がりの斜線を引く。
- 評価の観点が在学中に変更される可能性があることを想定して、観点の欄の下側は空けておくことが望ましい。

## イ 記入例

## ○ 小学校

内 容	観点	学年	1	2	3	4	5	6
学級活動	<ul><li>よりよい生活を築くた</li><li>集団や社会の形成者</li></ul>		0	0		0	$\circ$	$\circ$
児童会活動	判断・表現 ・主体的に生活や人間	関係をよりよく			0			0
クラブ活動	しようとする態度					0	0	
学校行事								0

## 〇 中学校

内 容	観点	1	2	3
学級活動	・よりよい生活を築くための知識・技能 ・集団や社会の形成者としての思考・ 判断・表現	0	0	0
生徒会活動	・主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度			0
学校行事			0	0

## (4) 特別活動に関する事実及び所見について

## ア 記入の仕方

特別活動における具体的な事実及び所見については、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に記入する。その際、特別活動が人間形成に関わる多様な資質や能力の育成を目標としていることから、児童生徒の十分満足できる活動の状況を積極的に認めるようにすることが大切である。

- 事実の記入に当たっては、所属する委員会名(係名)及び学校行事における役割 などが客観的に伝わるものになるよう留意する。
- 所見の記入に当たっては、活動の状況や進歩の状況及び活動を通して見られる児 童生徒の特徴に関する記述が中心となる。
- その他、特に指導が必要である場合には、その事実に関することを記述する。

# イ 記入例

# ○ 小学校

内 容	事実及び所見
学級活動	<ul><li>学級会では、司会の役割を理解し、意見をまとめることができた。</li><li>学級の「お楽しみ会」では、友達と協力して、企画・運営に貢献した。</li></ul>
児童会活動	<ul><li>・飼育委員として、えさやりを欠かすことなくうさぎの世話を行った。</li><li>・1年生を迎える集会では、進行係として、中心的役割を果たした。</li></ul>
クラブ活動	<ul><li>・一輪車クラブのクラブ長として、活躍した。</li><li>・器楽クラブに所属し、練習の成果を生かして演奏した。</li></ul>
学校行事	<ul><li>運動会の全校リレーでは、意欲的に練習し、優勝に貢献した。</li><li>高齢者福祉施設訪問では、高齢者と積極的に交流した。</li></ul>

# 〇 中学校

内 容	事実及び所見
学級活動	<ul><li>学級の諸課題を自らの課題として捉え、建設的な意見を述べた。</li><li>自分自身について振り返り、将来の進路について積極的に発表した。</li></ul>
生徒会活動	・生徒会長として、文化祭の企画・運営に尽力した。 ・学習委員として、2分前着席の呼び掛けを確実に行った。
学校行事	<ul><li>体育大会では、ブロックの応援リーダーとして活躍した。</li><li>文化祭実行委員として、文化祭の企画・運営に貢献した。</li></ul>

#### 6 行動の記録

- (1) 評価の基本的な考え方
  - ア 「行動の記録」の項目及び趣旨

「行動の記録」は、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動(小学校)、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校生活全体にわたって認められる児童生徒の行動の様子を評価し、記録するものである。児童生徒の行動の様子について、長所を中心に分析的かつ総合的に捉え、これからの指導に生かし、児童生徒自らがよさや可能性に気付き積極的に伸ばしていくようにするためのものである。特に、改正教育基本法や学校教育法の一部改正の趣旨を反映させるとともに、学校における多様な教育活動全体における行動の様子を評価するものであるという性格に留意する必要がある。

#### ○ 小学校

項目	学 年	趣旨
基本的な 生活習慣	第1学年及び第2学年	安全に気を付け、時間を守り、物を大切にし、気 持ちのよい挨拶を行い、規則正しい生活をする。
	第3学年及び第4学年	安全に努め、物や時間を有効に使い、礼儀正し く節度のある生活をする。
	第5学年及び第6学年	自他の安全に努め、礼儀正しく行動し、節度を 守り節制に心掛ける。
	第1学年及び第2学年	心身の健康に気を付け、進んで運動をし、元気 に生活をする。
健康・ 体力の向上	第3学年及び第4学年	心身の健康に気を付け、運動をする習慣を身に 付け、元気に生活をする。
	第5学年及び第6学年	心身の健康の保持増進と体力の向上に努め、元 気に生活をする。
	第1学年及び第2学年	よいと思うことは進んで行い、最後までがんばる。
自主・自律	第3学年及び第4学年	自らの目標をもって進んで行い、最後まで粘り 強くやり通す。
	第5学年及び第6学年	夢や希望をもってより高い目標を立て、当面の 課題に根気強く取り組み、努力する。
	第1学年及び第2学年	自分でやらなければならないことは、しっかりと行う。
責任感	第3学年及び第4学年	自分の言動に責任をもち、課せられた役割を誠 意をもって行う。
	第5学年及び第6学年	自分の役割と責任を自覚し、信頼される行動を する。
	第1学年及び第2学年	自分で進んで考え、工夫しながら取り組む。
創意工夫	第3学年及び第4学年	自分でよく考え、課題意識をもって工夫し取り 組む。
	第5学年及び第6学年	進んで新しい考えや方法を求め、工夫して生活 をよりよくしようとする。
	第1学年及び第2学年	身近にいる人々に温かい心で接し、親切にし、 助け合う。
思いやり・協力	第3学年及び第4学年	相手の気持ちや立場を理解して思いやり、仲よく助け合う。
	第5学年及び第6学年	思いやりと感謝の心をもち、異なる意見や立場を 尊重し、力を合わせて集団生活の向上に努める。
	第1学年及び第2学年	生きているものに優しく接し、自然に親しむ。
生命尊重・ 自然愛護	第3学年及び第4学年	自他の生命を大切にし、生命や自然のすばらし さに感動する。
	第5学年及び第6学年	自他の生命を大切にし、自然を愛護する。

勤労・奉仕	第1学年及び第2学年	手伝いや仕事を進んで行う。
	第3学年及び第4学年	働くことの大切さを知り、進んで働くようにする。
377 7 11	第5学年及び第6学年	働くことの意義を理解し、人や社会の役に立つ ことを考え、進んで仕事や奉仕活動をする。
	第1学年及び第2学年	自分の好き嫌いや利害にとらわれないで行動する。
公正・公平	第3学年及び第4学年	相手の立場に立って公正・公平に行動する。
	第5学年及び第6学年	誰に対しても差別をすることや偏見をもつこと なく、正義を大切にし、公正・公平に行動する。
	第1学年及び第2学年	約束やきまりを守って生活し、みんなが使うも のを大切にする。
公共心・公徳心	第3学年及び第4学年	約束や社会のきまりを守って公徳を大切にし、 人に迷惑をかけないように心掛け、伸び伸びと 生活する。
	第5学年及び第6学年	規則を尊重し、公徳を大切にするとともに、我 が国や郷土の伝統と文化を大切にし、学校や人々 の役に立つことを進んで行う。

#### ○ 中学校

項目	趣旨
基本的な生活習慣	自他の安全に努め、礼儀正しく節度を守り節制に心掛け、調和のある 生活をする。
健康・体力の向上	活力のある生活を送るための心身の健康の保持増進と体力の向上に 努めている。
自主・自律	自分で考え、的確に判断し、自制心をもって自律的に行動するとともに、より高い目標の実現に向けて計画を立て根気強く努力する。
責任感	自分の役割を自覚して誠実にやり抜き、その結果に責任を負う。
創意工夫	探究的な態度をもち、進んで新しい考えや方法を見付け、自らの個性を生かした生活を工夫する。
思いやり・協力	誰に対しても思いやりと感謝の心をもち、自他を尊重し広い心でと もに協力し、よりよく生きていこうとする。
生命尊重・自然愛護	自他の生命を尊重し、進んで自然を愛護する。
勤労・奉仕	勤労の尊さや意義を理解して望ましい職業観をもち、進んで仕事や 奉仕活動をする。
公正・公平	正と不正を見極め、誘惑に負けることなく公正な態度がとれ、差別 や偏見をもつことなく公平に行動する。
公共心・公徳心	規則を尊重し、公徳を大切にするとともに、我が国の伝統と文化を 大切にし、国際的視野に立って公共のために役に立つことを進んで 行う。

#### イ 評価の仕方

各学校においては、設置者が定めた「行動の記録」の項目及びその趣旨に基づき、 具体的な行動場面を設定し、評価する。ただし、「行動の記録」の項目の設定に当たっ ては、教育基本法第2条や学校教育法第21条に示されている義務教育の目標、学習指 導要領第1章総則や第3章「特別の教科 道徳」に示す道徳の目標や内容、内容の取 扱いで重点化を図ることとしている事項、同第1章総則において示す体育・健康に関 する指導等を踏まえる必要がある。

評価を行う際、教師は児童生徒の行動を項目別に漠然と見るのではなく、それらの 特性を自分のものとして身に付けているかを評価し、そのことを通して児童生徒一人 一人がもっている個性やよさを見いだすようにしなければならない。また、評価の対象が児童生徒の学校における多様な教育活動全体に関わるため、各学校においては、評価についての具体的な観察方法や規準について、妥当性や信頼性が高められるよう、共通理解を図っておくことが必要である。

#### ウ 留意事項

- 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動(小学校)、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校における多様な教育活動全体にわたって認められる児童生徒の行動について、場面ごとの規準に照らして、評価する。
- 教師が児童生徒一人一人の心情や行動を把握し、客観的な根拠に基づいて評価する。
- 観察ノート等を用い、児童生徒の具体的な行動を記録するなど、一人一人を認め ながら伸ばす資料の充実を図る。
- 評価を指導に生かしていくために、学級担任者とその他の教師が積極的に情報交換を行い、指導に関する協力体制を作っておく。

#### エ 趣旨の具体化の例

#### ○ 小学校

① 基本的な生活習慣

学年	内 容	「十分満足できる」状況例
第 1 · 2 学年	<ul><li>○安全に気を付ける。</li><li>○時間を守る。</li><li>○物を大切にする。</li><li>○気持ちのよい挨拶をする。</li><li>○規則正しい生活をする。</li></ul>	<ul> <li>○交通のきまりを守って安全に通学する。</li> <li>○廊下や階段は、ルールを守って歩く。</li> <li>○安全に気を付けて楽しく遊ぶ。</li> <li>○時刻を守り、時間を大切にして行動する。</li> <li>○自分の持ち物には名前を書き、最後まで大切に扱う。</li> <li>○身近な人に元気よく挨拶をする。</li> <li>○早寝、早起き、朝ご飯の習慣が身に付いている。</li> </ul>
第3・4学年	○安全に努める。 ○物や時間を有効に使う。 ○礼儀正しく節度のある生 活をする。	<ul><li>○交通規則を守って安全に通学する。</li><li>○ルールを守り、安全に気を付けて遊ぶ。</li><li>○自他の物を大切に扱い、後始末をきちんとする。</li><li>○日課表や時計を見て、自分で考えて行動する。</li><li>○進んで挨拶をしたり、丁寧な言葉遣いで話したりする。</li></ul>
第 5 6 学年	<ul><li>○自他の安全に努める。</li><li>○礼儀正しく行動する。</li><li>○節度を守り節制に心掛ける。</li></ul>	<ul><li>○交通規則を遵守し、下級生にも気を配って安全に 通学する。</li><li>○気持ちのよい挨拶や、時と場、相手に合った言葉 遣いをする。</li><li>○時間を上手に使ったり、進んで身の回りの整理・ 整頓をしたりする。</li></ul>

#### ② 健康・体力の向上

学年	内 容	「十分満足できる」状況例
第 1 · 2 学年	<ul><li>○心身の健康に気を付ける。</li><li>○進んで運動をする。</li></ul>	<ul><li>○好き嫌いをしないで食べる。</li><li>○手洗いやうがい、歯磨きを丁寧にする。</li><li>○元気よく外で遊ぶ。</li></ul>
第3・4学年	<ul><li>○心身の健康に気を付ける。</li><li>○運動する習慣を身に付ける。</li></ul>	<ul><li>○健康を考え、好き嫌いをせずに何でも食べる。</li><li>○手洗いやうがい、歯磨きを進んでする。</li><li>○進んで外で遊び、運動に親しむ。</li></ul>
第5・6学年	○心身の健康の保持増進に 努める。 ○体力の向上に努める。	<ul><li>○体の成長を考え、偏食をせず、好き嫌いなく食べる。</li><li>○手洗いや歯磨きを励行し、清潔さを保つ。</li><li>○生活の仕方を見直し、健康に気を付けて生活する。</li></ul>

#### ③ 自主・自律

W E-			
学年	内 容	「十分満足できる」状況例	
第 1 · 2 学年	<ul><li>○よいと思うことは進んで 行う。</li><li>○自分がやらなければなら ないことは、最後までが んばる。</li></ul>	<ul><li>○進んで挙手をし、自分の意見をはっきりと言う。</li><li>○自分の考えを素直に言って楽しく遊ぶ。</li><li>○学習や作業は最後まで行う。</li><li>○進んで役割を引き受け、最後までやり抜く。</li></ul>	
第3・4学年	<ul><li>○自らの目標をもって進んで行う。</li><li>○自分でやろうと決めたことは、最後まで粘り強くやり通す。</li></ul>	<ul><li>○疑問点について積極的に質問し、解決しようとする。</li><li>○自分の考えをしっかりともち、よいと思うことは実行する。</li><li>○友達の意見に流されず、自分の思ったことをはっきりと発言する。</li></ul>	
第 5 · 6 学年	○夢や希望をもってより高い目標を立てる。 ○当面の課題に根気強く取り組み、努力する。	<ul><li>○自分の意思で考え、正しいと判断したことを最後までやり抜く。</li><li>○困難な問題に直面しても、粘り強く解決しようと努力する。</li></ul>	

#### ④ 責任感

学年	内 容	「十分満足できる」状況例
第1・2学年	○自分がやらなければなら ないことを、しっかりと 行う。	<ul><li>○引き受けた仕事を最後まで進んでする。</li><li>○使った道具や用具を進んで片付ける。</li><li>○係や当番の仕事を進んでする。</li></ul>
第3・4学年	○自分の行動に責任をもつ。 ○自分の役割を理解し、課せられた役割を誠意を もって行う。	<ul><li>○よく考えて行動し、自分の行動に責任をもつ。</li><li>○物を借りたときは、丁寧に扱い、期日までに返す。</li><li>○分担した仕事を、責任をもってやり遂げる。</li><li>○係や当番の仕事を、誠意をもって行う。</li></ul>
第 5 6 学年	<ul><li>○自分の役割と責任を自覚する。</li><li>○自分の行動に責任をもち、信頼される行動をする。</li></ul>	<ul><li>○自分の責任を果たすために、誠意をもって取り組む。</li><li>○分担した作業は、周囲のことも考え、責任をもって最後までやり抜く。</li><li>○自分の行動に責任をもち、間違いがあれば、素直に認める。</li></ul>

#### ⑤ 創意工夫

学年	内 容	「十分満足できる」状況例
第 1 · 2 学年	○自分で進んで考え工夫す る。	<ul><li>○みんなが楽しく遊べるように工夫する。</li><li>○課題に対して、自分なりの解決方法を見付ける。</li><li>○係や当番の仕事を手順よく行う。</li></ul>
第 3 · 4 学年	○自分でよく考える。 ○課題意識をもって、工夫 して取り組む。	<ul><li>○学級生活の向上に役立つアイデアを進んで発表する。</li><li>○ノートに分かりやすくまとめたり、使い方を工夫したりする。</li><li>○係や当番などの仕事の仕方を工夫する。</li></ul>
第5・6学年	<ul><li>○進んで新しい考えや方法を求める。</li><li>○工夫して自分の生活をよりよくしようとする。</li></ul>	<ul><li>○新しいアイデアや方法を生かした計画を立案し、 実行する。</li><li>○時間の使い方や学習の仕方を工夫する。</li><li>○自分が分担した仕事の仕方を工夫し、効果的に進める。</li></ul>

#### ⑥ 思いやり・協力

学年	内 容	「十分満足できる」状況例
第 1 · 2 学年	○身近にいる人々に温かい 心で接し、親切にし、助 け合う。	<ul><li>○自分の好き嫌いにとらわれず、友達に接する。</li><li>○困っている友達の手助けをする。</li><li>○友達と協力して、学習や係の仕事をする。</li><li>○身近にいる友達と仲よく活動する。</li></ul>
第3・4学年	○相手の気持ちや立場を理解し、思いやりの心をもって親切にする。 ○友達と仲よく助け合う。	<ul><li>○困っている人の相談に乗ったり、励まし合ったりする。</li><li>○相手の気持ちや立場を考えて行動する。</li><li>○方法や分担を相談し、互いに力を合わせて活動する。</li><li>○友達の意見を聞き、助け合って活動する。</li></ul>
第5 6 学年	○思いやりと感謝の心をもち、親切にする。 ○異なる意見や立場を尊重し、広い心で接する。 ○力を合わせて集団生活の向上に努める。	<ul><li>○相手の立場に立って考え、親切にする。</li><li>○異なった意見や立場を尊重し、協力し合って活動する。</li><li>○誰に対しても分け隔てなく接し、みんなと楽しい雰囲気をつくる。</li></ul>

#### ⑦ 生命尊重・自然愛護

学年	内 容	「十分満足できる」状況例
第 1 · 2 学 年	<ul><li>○生きているものに優しく 接し、自然に親しむ。</li></ul>	<ul><li>○広場や公園などの自然の中で楽しく遊ぶ。</li><li>○小動物に関心をもち、大切に世話をする。</li><li>○自分で植えた植物を大切に育てる。</li><li>○遠足などの校外活動で後始末を進んで行い、公園や野山の美化に努める。</li></ul>
第3・4学年	○自他の生命を大切にし、 生命や自然のすばらしさ に感動する。	<ul><li>○山、川、海岸などの自然の美しさを知り、大切にする。</li><li>○優しい気持ちで動植物の世話をし、大切にする。</li><li>○自分や他人の生命をかけがえのないものとして、大切にする。</li></ul>
第5・6学年	○自他の生命を大切にし、 自然を愛護する。	<ul><li>○自分のできる範囲で、自然環境を守る活動をする。</li><li>○自然のすばらしさや季節の変化が生活に与えている恩恵に気付き、そのよさを感じ取る。</li><li>○生きることの喜びを知り、自他の生命を尊重しながら学校生活を送る。</li></ul>

#### ⑧ 勤労・奉仕

学年	内 容	「十分満足できる」状況例	
第 1 · 2 学年	<ul><li>○進んで手伝いをする。</li><li>○進んで仕事をする。</li></ul>	<ul><li>○学級や友達の仕事を進んで手伝う。</li><li>○係や当番の仕事を進んでする。</li><li>○清掃や作業を進んで行う。</li></ul>	
第3・4学年	○働くことの大切さを知り、進んで働く。	<ul><li>○係や当番活動の仕事の大切さを知り、自分から進んで仕事をする。</li><li>○清掃や作業などを熱心にする。</li><li>○自分から仕事を見付けて働く。</li></ul>	
第5・6学年	○働くことの意義を理解 し、人や社会の役に立つ ことを考え、進んで仕事 や奉仕活動をする。	<ul><li>○委員会活動の意義を理解し、学校生活の向上のために進んで活動する。</li><li>○校内や地域の美化活動などに進んで取り組む。</li></ul>	

#### ⑨ 公正・公平

学年	内 容	「十分満足できる」状況例
第 1 · 2 学年	<ul><li>○自分の好き嫌いや利害に とらわれないで行動す る。</li></ul>	<ul><li>○友達の意見をよく聞いて、正しいと思う意見に賛成する。</li><li>○よいことと悪いことを区別し、よいと思うことを進んでする。</li><li>○ルールを守り、楽しく活動する。</li></ul>
第3・4学年	○相手の立場に立って、公 正・公平に行動する。	<ul><li>○意見が対立しても相手の意見をよく聞いて判断する。</li><li>○正しいと判断したことは、自信をもって行う。</li></ul>
第5・6学年	○誰に対しても、差別や偏見をもつことなく、正義を大切にし、公正・公平に行動する。	<ul><li>○意見が対立しても、公平に判断し、正しいと思う 考えを支持する。</li><li>○善悪を公正に見極め、正しい判断の下に行動する。</li></ul>

#### ⑩ 公共心・公徳心

学年	内 容	「十分満足できる」状況例
第 1 2 学年	<ul><li>○約束やきまりを守る。</li><li>○みんなが使うものを大切にする。</li></ul>	<ul><li>○遠足や見学などの校外活動では、約束やきまりを守る。</li><li>○みんなが使うものを大切に使い、後始末をする。</li><li>○学級・学校のきまりや約束を守って生活する。</li></ul>
第3・4学年	<ul><li>○約束や社会のきまりを 守って公徳を大切にする。</li><li>○人に迷惑をかけないよう に心掛け、伸び伸びと生 活する。</li></ul>	<ul><li>○みんなが使うものを大切に使い、使用後はきちんと整頓する。</li><li>○公共の乗り物や施設を、マナーを守って利用する。</li><li>○約束やきまりの意義を理解し、それらを守る。</li></ul>
第5・6学年	○規則を尊重し、公徳を大切にする。 ○我が国や郷土の伝統や文化を大切にする。 ○学校や人々の役に立つことを進んで行う。	<ul> <li>○きまりの意義を理解した上で、学校や社会のきまりを進んで守る。</li> <li>○遠足や修学旅行などの校外活動では、ルールやマナーを守る。</li> <li>○地域の伝統的な行事に関心をもち、進んで参加する。</li> <li>○先人の働きや文化財に関心をもち、それらを大切にする。</li> <li>○公共物の大切さが分かり、他の人のことを考えて利用する。</li> </ul>

#### ○ 中学校

#### ① 基本的な生活習慣

内 容	「十分満足できる」状況例				
○自他の安全に努める。	○交通規則をよく守り、安全に通学する。				
	○自他の安全を考え、常に落ち着いた行動をする。				
○礼儀正しく行動する。	○誰に対しても気持ちのよい挨拶をし、適切な言葉				
	遣いで話す。   ○礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動				
	○作成の意義を互所し、時と物に応じた週別な百期   をとる。				
○節度を守り節制に心掛け調和の	○遅刻や欠課がなく、決められた時間を守る。				
ある生活をする。	○身の回りの整理・整頓ができ、進んで教室などの				
	片付けや後始末をする。				
	○自分の持ち物を大切にし、提出物や学習用具の忘				
	れ物をしない。				
	○金銭を大切にし、無駄遣いをしないように心掛ける。				

#### ② 健康・体力の向上

内 容	「十分満足できる」状況例			
○活力ある生活を送るため、心身 の健康の保持増進に努める。	○友人と明るく和やかに接し、常に前向きな態度で 生活する。			
	○自ら健康的な生活を心掛ける。			
	○健康に関わる活動から学んだことを生活に生かす。			
	○自分の体の状態を考えて、栄養のバランスが取れ			
	た食事をとる。			
○活力ある生活を送るため、体力	○体育大会などの体育的行事に意欲的に取り組む。			
の向上に努める。	○自分なりの目標をもち、積極的に部活動に取り組 み、体力の向上を図る。			

#### ③ 自主・自律

内 容	「十分満足できる」状況例
○自分で考え、的確に判断し、自 制心をもって自律的に行動する。	<ul> <li>○集団の一員としての自覚をもち、きまりをよく守り、不正な誘惑に負けない。</li> <li>○見通しをもって生活し、守るべき時間をきちんと守る。</li> <li>○学習時と休憩時のけじめをつけて行動する。</li> <li>○自分の考えをもち、周りに流されることなく判断して、望ましい行動をとる。</li> <li>○進んで自分の考えを述べたり、仕事を引き受けたりする。</li> </ul>
○より高い目標の実現に向けて計画を立て根気強く努力する。	<ul> <li>○自分に合った学習計画を立て、目標達成を目指して自主的に学習に取り組み、根気強く努力する。</li> <li>○自分の将来についてよく考え、必要な情報を集めたり、知識及び技能を身に付けようと努力したりする。</li> <li>○学校行事に意欲的に取り組み、最後まで精一杯努力する。</li> <li>○部活動に進んで参加し、目標の達成に向けて根気強く努力する。</li> </ul>

#### ④ 責任感

内 容	「十分満足できる」状況例
○自分の役割を自覚して誠実にや り抜く。	○集団における自分の仕事や役割を自覚し、誠実に やり抜く。
	<ul><li>○頼まれたことや約束したことに誠意をもって取り 組む。</li></ul>
	○自分のなすべき課題や役割を、定められた期日までにやり遂げようと努力する。
○自分の行動やその結果に責任を 負う。	<ul><li>○日直の仕事や当番活動に誠実に取り組む。</li><li>○清掃活動や任された作業に最後まで取り組む。</li><li>○自分の言動に責任をもち、間違いがあれば素直に</li></ul>
	改める。

#### ⑤ 創意工夫

内 容	「十分満足できる」状況例
○探究的な態度をもつ。	<ul><li>○分からないことを友人や教師に積極的に尋ねたり、自分で調べたりして解決しようとする。</li></ul>
○進んで新しい考えや方法を見付ける。	<ul><li>○学校や学級の生活がよりよくなるように、改善点を進んで考えて、物事に積極的に取り組む。</li><li>○自らの課題に対して、積極的に問題解決に取り組む。</li></ul>
○自らの個性を生かした生活を工 夫する。	<ul><li>○日々の生活がより充実したものになるよう、工夫して生活する。</li><li>○創造的な発想力でテーマやスローガンを設定するなど、生徒会活動等に貢献する。</li><li>○作品作りに独自の発想を生かして工夫する。</li><li>○自分の特技や個性を生かして積極的に活動する。</li></ul>

#### ⑥ 思いやり・協力

内 容	「十分満足できる」状況例
○誰に対しても思いやりと感謝の	○誰に対しても思いやりや感謝の気持ちをもって接
心をもち、よりよく生きていこ	する。
うとする。	○相手の立場に立って考え、よりよく行動する。
	○話合いで決定したことを尊重し、協力する。
	○状況や相手の気持ちを考えて行動し、集団がより
	よくなるように協力する。
	○互いに励まし合い、忠告し合える友人関係を築く。
○自他を尊重し広い心で共に協力	○学級や学年を超えた活動を通して、豊かな人間関
し、よりよく生きていこうとす	係を築く。
る。	○友人を助け、協力して活動や作業をする。
	○地域の人や専門家から協力を得るなど、他者と積
	極的に交流する。

#### ⑦ 生命尊重・自然愛護

内 容	「十分満足できる」状況例
○自他の生命を尊重する。	<ul><li>○自らの生命を大切にするとともに、他者の生命も大切にする。</li><li>○動植物の生命を尊重し、愛情をもって接する。</li><li>○歴史を正しく理解し、平和や生命の尊さを知る。</li></ul>
○進んで自然を愛護する。	<ul><li>○自然界にある事物や動植物に関心をもち、自然環境の保全に努める。</li><li>○自然や生命に対する畏敬の念をもち、自然との関わりを深める。</li><li>○環境問題に関心をもち、積極的に自然環境の保護や回復に努める。</li></ul>

#### ⑧ 勤労・奉仕

内 容	「十分満足できる」状況例
○勤労の尊さや意義を理解して望ましい職業観をもつ。	<ul><li>○職場体験学習やボランティア活動などを通して勤労の意義や尊さについて理解し、進んで行動する。</li><li>○自己の能力・適性を知り、希望する進路を実現しようと努める。</li></ul>
○進んで仕事や奉仕活動をする。	<ul><li>○清掃活動を通して働くことの意義や奉仕することの喜びを知り、進んで取り組む。</li><li>○地域社会の一員として積極的に活動し、公共のために努力する。</li><li>○奉仕活動に積極的に参加し、社会のために役立とうとする。</li></ul>

#### ⑨ 公正・公平

内 容	「十分満足できる」状況例			
○正と不正を見極め、誘惑に負け ることなく公正な態度をとる。	<ul><li>○他者の意見を真剣に聞き、素直に受け入れ、自ら考え、進んで正しい判断をする。</li><li>○誘惑に負けず、友人の不正に対して勇気をもって忠告する。</li><li>○他者の思惑に左右されず、正しいと思うことを進</li></ul>			
○差別や偏見をもつことなく、公 平に行動する。	んで行う。 ○性別、年齢、役職、職業、能力、国籍等に関わらず、誰に対しても差別や偏見をもつことなく公正・公平に接する。 ○不正な言動を許さない態度や行動をとる。 ○互いの個性を尊重して生活している。			

#### ⑩ 公共心・公徳心

内 容	「十分満足できる」状況例
○規則を尊重し、公徳を大切にする。	<ul><li>○法やきまりは自分たちの生活や権利を守るためにあることを十分理解し、自ら進んで規則を守る。</li><li>○自己中心的な行動は慎み、全体のことを考えて活動する。</li><li>○社会のルールやマナーを守り、周りの人に迷惑を</li></ul>
	かけない。 ○公徳の大切さを理解し、学校生活や社会生活の中 で守るべきことをきちんと守る。
	<ul><li>○社会の一員である自覚をもち、よりよい社会を築こうと努力する。</li><li>○学校の歴史や伝統に関する体験活動に積極的に取るない。</li></ul>
○我が国の伝統と文化を大切にする。	り組み、よりよい学校をつくっていこうと努力する。 ○郷土に対する理解を深め、郷土に愛着をもち、そ の発展に努める。 ○我が国の伝統と文化に誇りをもち、継承していこ
	○我が国の伝統と文化に誇りをもら、継承していて うと努める。 ○地域の行事や我が国の年中行事に関心をもち、進 んで参加し、継承していこうと努める。
○国際的視野に立って公共のため に役立つことを進んで行う。	<ul><li>○我が国や世界の諸問題について関心をもち、自分たちのできることは何かを考え、進んで実行する。</li><li>○他の国の人々や異文化に対する理解を深め、交流活動に積極的に参加する。</li></ul>

#### (2) 「行動の記録」の欄

#### ア 記入の仕方

この欄は、趣旨に照らして、各項目において児童生徒が十分満足できる状況にあるかどうかを評価するものである。評価の方法は、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動(小学校)、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校生活全体にわたって認められる児童生徒の行動について、各項目の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合に、〇印を記入する。なお、特に必要があれば、学校の教育目標を踏まえた項目を加え、空欄に記入する。

#### イ 記入例 (中学校の場合)

項 目\学 年	1	2	3	項 目\学 年	1	2	3
基本的な生活習慣	0	0	0	思いやり・協力			
健康・体力の向上				生命尊重・自然愛護			
自主・自律	0	0	0	勤労・奉仕			
責任感			0	公正・公平		0	0
創意工夫				公共心・公徳心	0	0	0

#### (3) 行動に関する所見の記述

行動に関する所見については、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に文章で端的に記述する。

#### ア 主な記入内容

- 学校生活全体にわたって認められる児童生徒の特徴に関すること。
- 当該学年において、その当初と学年末を比較し、行動の状況の進歩が著しい場合、 その状況に関すること。
- 指導上、特に留意する必要があると認められる児童生徒の健康状態、その他特に 指導が必要である場合、その事実に関すること。ただし、記述に当たっては慎重に 扱う必要がある。

#### イ 記入例

• 自ら目標を立て、毎日持久走の練習に励んだ。

(「健康・体力の向上」の例)

• 植物の成長を楽しみにして、学級の植物の世話を熱心に行った。

(「生命尊重・自然愛護」の例)

• みんなのことを考えて友達と助け合いながら生活した。

(全体的な特徴の例)

• 相手の立場や気持ちを考えて行動するなど、学級の模範となっている。

(個人として優れている点を捉えた例)

・バランスのよい食事をとったり運動をしたりするなど、健康の保持増進に努めた。 (「健康・体力の向上」の例)

• 自らの仕事に進んで取り組み、学校行事の成功に貢献した。

(「自主・自律」の例)

• 何事に対しても手を抜くことなく丁寧に取り組み、友人からも信頼されている。 (全体的な特徴を捉えた例)

• 委員会活動を通して自信を付け、何事に対しても積極的に行動できるようになった。 (進歩が著しい場合の例)

- 43 -

小

学

校

中学

校

#### 7 総合所見及び指導上参考となる諸事項

児童生徒の成長の状況を総合的に捉え、各学校で設定した視点に沿って、一人一人の児童生徒のよさや伸びに目を向け、文章で端的に記述する。その際、全人的な力である「生きる力」の育成を目指す学習指導要領のねらいを踏まえ、児童生徒の成長の状況を総合的に捉える工夫をすることが大切である。記入事項及び内容は、以下のようなことが考えられる。

- (1) 各教科の学習に関する所見
  - ア 学習全体として見られる個々の特徴など、横断的比較による個人内評価事項。
  - イ 学年当初から学年末にかけて学習面での進歩の状況など、縦断的比較による個人内 評価事項。
  - ウ 児童生徒の体力の状況及び学習に影響を及ぼす健康状況に関すること。
  - エ 学校教育法施行規則第54条及び第79条に従い、児童生徒の履修困難な教科について、特別の処遇をとった場合、その状況に関すること。
  - オ その他、特に指導が必要である場合には、その事実に関すること。
- (2) 特別活動に関する事実及び所見
  - ア 学級活動や児童会(生徒会)活動、クラブ活動(小学校)及び学校行事における所属する係名や委員会名、委員長など分担した役割、それらの活動状況など以後の指導に特に必要とされる場合の事実に関すること。
  - イ リーダーシップや活動の意欲など、特別活動全体を通して見られる児童生徒の特徴 や著しい進歩の状況についての所見に関すること。
- (3) 行動に関する所見
  - ア 行動の記録において評価した10項目の分析に基づき、全体的に捉えた児童生徒の特 徴に関すること。
  - イ 個々の児童生徒として比較的優れている点など、学校生活全般にわたって見られる 特徴に関すること。
  - ウ 当該学年において、その当初と学年末を比較し、行動の状況の進歩が著しい場合、 その状況に関すること。指導上、特に留意する必要があると認められる児童生徒の健 康状態、その他特に指導が必要である場合、その事実に関すること。ただし、記述に 当たっては慎重に扱う必要がある。
- (4) 進路指導に関する事項(中学校)
  - ア 生徒の将来の希望や進学、就職など当面する進路についての希望に関すること。
  - イ 主体的な進路選択に対する生徒の意欲や態度についての事実に関すること。
  - ウ 自己の将来や進路に関する生徒の学習、活動の状況についての事実に関すること。
  - エ 進路選択や学習、活動を通して把握した生徒の特性を踏まえつつ、教師が生徒の希望を実現するために行った指導及び助言に関すること。
- (5) 児童生徒の特徴・特技、部活動(中学校)、学校内外におけるボランティア活動など 社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果な ど指導上参考となる諸事項
  - ア 児童生徒の特徴や特技、趣味などのうち、児童生徒の長所を把握する上で重要なこと。
  - イ 教育課程との関連が図られるよう位置付けが明確になった部活動における努力の過程や成果に関すること。(中学校)
  - ウ 家庭や社会等における奉仕活動等の善行、学校内外における表彰を受けた行為や活動等、課外における活動等のうち児童生徒の長所と判断されること。
  - エ 学力について標準化された検査の結果については、妥当性、信頼性の高いものを正確に実施した場合に、検査月日及び検査の名称とともに記述する。

- (6) 児童生徒の成長の状況に関わる総合的な所見
  - ア 児童生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることを基本として、 総合的に捉えた児童生徒の成長の状況に関すること。
  - イ 児童生徒の努力を要する点など、その後の指導において特に配慮を要すること。
  - ウ 通級による指導を受けている児童生徒について、通級による指導を受けた学校名、 通級による指導の週(月)当たりの授業時数、指導期間、指導内容や結果等に関する こと。
  - エ 通級による指導の対象となっていない児童生徒で、教育上特別な支援を要する場合については、必要に応じ、効果があったと考えられる指導方法や配慮事項に関すること。

#### 【中学校の記入例】(小学校においても中学校記入例に準じて記載する。)

#### 総合所見及び指導上参考となる諸事項

児童生徒の成長の状況を総合的に捉え、各学校で設定した視点に沿って、一人一人 の児童生徒のよさや伸びに目を向け、箇条書き等の簡潔な文章で記入する。 なお、児童生徒の実態等を考慮し、各学校において適切な分量で記入する。

〈生徒A 記入例〉

- 数学科や理科では、論理的な思考力に優れている。
- 学習委員(1学期)、生活委員(2学期)、教 科係(3学期)
- ・学習委員として、2分前着席の呼び掛けを確 実に行った。
- 体育大会ブロック応援リーダー
- 文化祭実行委員

• 基本的な生活習慣が確実に身に付いている。

- 将来は医師になりたいと考えている。
- バスケットボール部
- 市総体出場

1 学

年

- 市新人大会準優勝
- 県新人大会出場
- 市児童生徒理科自由研究作品入選

【通級による指導を受けた場合の記入例】

・自校ADHD通級指導教室で、週2時間 の指導を受ける。適切なコミュニケーショ ンの取り方の指導により、場面や状況に 応じた行動が意識できるようになってき た。 〈生徒B 記入例〉

- 全ての教科で授業態度は意欲的である。
- 教科係(前期)、給食委員(後期)
- ・給食委員として、日々の給食が円滑に進むよ う尽力した。
- 体育大会実行委員
- 校内合唱コンクール実行委員
- 清掃活動に意欲的で、他の模範となった。
- 高等学校普通科への進学を希望している。
- 校外のサッカーチームに所属
- ●○○サッカー大会優勝
- ・えひめこども美術展 絵画の部特選
- 赤い羽根街頭募金参加
- 英検3級

学

第

#### 8 出欠の記録

この欄は、学年末の記入を原則とするが、転学又は退学等の場合は、それまでの出欠の状況を記入する。

この欄の記入に当たっては、別に学校が備えなければならない表簿(学校教育法施行規 則第28条)となっている出席簿の記載を基にしなければならない。また、該当する日数が ない場合は、欄を空白にしないで0と記入する。

#### (1) 授業日数の欄

児童生徒の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条又は学校教育法施行規則第63条及び第79条の規定に基づき、臨時に、学校の全部(学校閉鎖)又は学校の一部(学年閉鎖)の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

#### ア 学年の授業日数

この日数は、非常変災等特別の事情がない限りは学習指導要領の規定(小中学校第1章総則第2-3(2))により年間35週(小学校第1学年については34週)以上の日数となる。原則として、同一学年の全ての児童生徒につき同日数となる。

イ 転学又は退学等をした児童生徒の授業日数

学籍の記録の「転学・退学等」の欄の括弧書きの年月日までの日数を記入する。

ウ 転入学又は編入学等をした児童生徒の授業日数

転入学又は編入学等をした児童生徒については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入する。

なお、転学あるいは転入学に伴う旅行日数は、「授業日数」や「出席しなければならない日数」には含めず、出欠の記録からは計算外の日数となる。

(2) 出席停止・忌引等の日数の欄

この欄は、児童生徒が出席停止となったり、忌引等の理由で出席を要しないと認められたりした日数の合計を記入する。

この欄に記入するのは、次のような場合である。

- ア 学校教育法第35条及び第49条による出席停止日数、学校保健安全法第19条による出 席停止日数、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20 条、第26条、第46条による入院の場合の日数
- イ 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業(学級閉鎖)を行った 場合の日数

#### ウ 忌引日数

忌引日数についての一般的な基準はなく、学校ごとに定められることになるが、学校によってあまり差異があることは好ましくないため、各学校においては、国家公務 員の忌引について人事院で定められた日数を準用し、次のように定めることが望ましい。

死亡した者	父 母	祖父母	兄弟姉妹	曽祖父母	伯叔父母
日 数	7日以内	3 日以内	3 日以内	1 日	1 日

- (注) 葬祭のため遠隔地に行く必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算する ことができる。
- エ 非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- オ 児童虐待を受けた児童生徒が児童相談所等に一時保護されて、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

#### (3) 出席しなければならない日数の欄

「授業日数」から「出席停止・忌引等の日数」を差し引いた日数を記入する。この日数は、 児童生徒によって異なる場合がある。

(出席しなければならない日数) = (授業日数) - (出席停止・忌引等の日数)

#### (4) 欠席日数の欄

「出席しなければならない日数」のうち、病気又はその他の事故で児童生徒が欠席した日数を記入する。欠席理由などは「備考」に記入する。

#### (5) 出席日数の欄

「出席しなければならない日数」から「欠席日数」を差し引いた日数を記入する。

#### (出席日数) = (出席しなければならない日数) - (欠席日数)

なお、学校の教育活動の一環として、児童生徒が運動や文化などに関わる行事等に参加したものと校長が認める場合には、出席扱いとすることができる。

また、不登校の児童生徒が適応指導教室等学校外の施設において相談・指導を受け、又は自宅においてICTなどを活用した学習活動を行ったとき、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かに関わらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると校長が認める場合には、出席扱いとすることができる。この場合には、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所若しくは入所した学校外の施設名又は自宅においてICTなどを活用した学習活動によることを記入する。(令和元年10月25日付け 元文科初第698号「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」)

#### (6) 備考の欄

この欄には、指導上特記すべき事項等について、その要点を簡潔に記入する。

ア 「出席停止・忌引等の日数」に関する特記事項

「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入された児童生徒について、その理由や日数などを記入する。

- (例) 出席停止○日 (学校教育法第35条及び第49条による理由)、出席停止○日 (学校保健安全法第19条による理由)、学級閉鎖○日、忌引○日 (父死亡) など
- イ 欠席に関する特記事項

欠席の多い児童生徒については、その主な理由や状況などを記入する。なお、県立 高等学校入学者選抜実施細目によると、入学志願者調査書には各学年で欠席日数10日 以上又は連続して5日以上の場合においては、その主な理由を記入することになって いる。

ウ 遅刻、早退などの状況

遅刻、早退などが多い児童生徒については、その主な理由や状況などを記入する。

エ 転入学した児童生徒の出欠の概要

転入学をしてきた児童生徒については、前在籍校における出欠の概要を、送付を受けた指導要録の写しから摘記する。

【記入例】(中学校1年生で転入学した生徒の例)

学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければならない日数	欠席日数	出席日数	備考
1	108	0	108	0	108	転学前 (授業日数94、欠席日数2、出席日数92)
2	203	9	194	12	182	出席停止5日 (インフルエンザ) 忌引4日(父死亡)、欠席12日(骨折による入院)
3	191	4	187	0	187	出席扱い日数25日(愛媛県適応指導教室) 学級閉鎖2日

(注) 学校閉鎖、学年閉鎖は臨時休業日として、正規の授業日数から差し引いた日数になっている。

#### 参考

○ 学校保健安全法 第20条

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

○ 学校教育法施行規則 第63条、第79条

非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小(中)学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会に報告しなければならない。

#### ○ 学校教育法 第35条、第49条

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童(生徒)の教育に妨げがあると認める児童(生徒)があるときは、その保護者に対して、児童(生徒)の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童(生徒)に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ 保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続に関し必要な事項は、教育委員 会規則で定めるものとする。
- 4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童(生徒)の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

#### ○ 学校保健安全法 第19条

校長は、感染症にかかつており、かかつている疑いがあり、又はかかるおそれのある 児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

#### ○ 学校保健安全法施行規則 第18条第1項

学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第19条第2号イにおいて同じ。)
- 二 第二種 インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳、麻しん、流 行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- 三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

#### ○ 学校保健安全法施行規則 第19条

令第6条第2項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

- 第一種の感染症にかかつた者については、治癒するまで。
- 二 第二種の感染症 (結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。) にかかつた者については、 次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと 認めたときは、この限りでない。
  - イ インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。) にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日 (幼児にあっては、三日) を経過するまで。
  - ロ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
  - ハ 麻しんにあつては、解熱した後三日を経過するまで。
  - ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
  - ホ 風しんにあつては、発しんが消失するまで。
  - へ 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。
  - ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。
- 三 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかつた者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- 四 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症 にかかつている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情によ り学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- 五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生 状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- 六 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

#### 第4節 障がいのある児童生徒に関する記録

#### 1 学籍に関する記録

(1) 使用する様式及び記入する事項

障がいの有無にかかわらず、「学籍に関する記録」の様式及び記入内容については共 通である(「第2節 学籍に関する記録」参照)。

#### (2) 変更事項の処理

年度途中に、通常の学級と特別支援学級間で該当児童生徒の異動が生じた場合、学級・整理番号の欄の旧事項については、2本線で消除し、余白に新事項を記入する。学級担任者氏名印の欄には、前担任者名の下に新担任者名を記入し、その担任期間を括弧書きで記入する。また、事由「学級変更のため」を担任期間の下に記入する。

学年 区分	1	2	3	卒業 等
学 級	1	<del>2</del> わかば		年度
整理番号	8	<del>7</del> 2		

4 × 1 (= µ8) ( )				
年度	令和 〇 年度			
区分	1			
校長氏名印	00 00 🕮			
学級担任者	○○ ○○ (4月~8月31日)			
氏 名 印	○○ ○○ 印 (9月1日から3月) 学級変更のため			

#### 2 指導に関する記録

(1) 特別支援学級に在籍する児童生徒

当該学年の教育課程又は、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容 に替えて教育課程を編成する場合

#### ア 使用する様式

「視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の指導要録を参考にした様式」又は、通常の学級の様式を使用する。

なお、「視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の指導要録を参考にした様式」には、「自立活動の記録」及び「入学(入級)時の障がいの状態」を記入する欄を設けているが、通常の学級の様式を使用する場合は、これらの記入欄がないため、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に記入する。

#### イ 各教科の学習の記録

当該学年の各教科の目標又は、適用した下学年の教科の目標に準拠して、観点別学 習状況及び評定について記入する。

観点別学習状況及び観点の記入については、通常の学級に準ずる。

なお、<u>各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えて教育課程を編成した場合、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に適用した教科名と学年について記入する。</u>特に、中学校特別支援学級在籍の生徒に対して、小学校の各教科の目標・内容に替えて指導を行う場合、様式は中学校用を使用する。例えば「数学」において、小学校の「算数」の目標・内容で指導する場合、その適用した学年の評価規準を作成し、それに基づいて「数学」の観点別学習状況及び評定の欄に評価をする。

したがって、<u>中学校で小学校の各教科の目標・内容に替えて指導を行う場合、学校</u>教育法施行規則に示す教科の名称までを変えることはできないことに留意する。

#### ウ 自立活動の記録

個別の指導計画等を踏まえ、以下の事項等を端的に記入する。

- ① 指導の目標、指導内容、指導の結果の概要に関すること。
- ② 障がいの状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること。
- ③ 障がいの状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った 場合、その検査結果に関すること。

なお、次に示した、自立活動の六つの区分とそれぞれの内容である27の項目を参考に、一人一人の児童生徒の障がいの状態に応じて指導内容及びその成果を文章で記述するよう留意する。

#### 1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること
- (5) 健康状態の維持・改善に関すること

#### 2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関すること
- (2) 状況の理解と変化への対応に関すること
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること
- 3 人間関係の形成
  - (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること
  - (2) 他者の意図や感情の理解に関すること
  - (3) 自己の理解と行動の調整に関すること
  - (4) 集団への参加の基礎に関すること

#### 4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関すること
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に 関すること
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること

#### 5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること
- (4) 身体の移動能力に関すること
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること
- 6 コミュニケーション
  - (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること
  - (2) 言語の受容と表出に関すること
  - (3) 言語の形成と活用に関すること
  - (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること
  - (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること
  - (参考) 平成29年4月告示 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章 自立活動

#### エ 入学(入級)時の障がいの状態

入学 (入級) する学級種別、障がいの種類及び程度等を記入する。

なお、交付を受けている身体障害者手帳、療育手帳等についても記入する。新たに 手帳等の交付を受けた場合も記入する。

この欄の記載事項の中には、本人の将来に重要な関わりがあると思われるものもあるので、その記入やその取扱いについては慎重にすべきである。

#### オ 総合所見及び指導上参考となる諸事項

通常の学級における記載する事項等及び上記の該当事項のほか、交流及び共同学習 を実施している児童生徒については、相手先の学級名や実施した教科等を記入する。

#### カ その他の記録

「特別の教科 道徳の記録」、「外国語活動の記録 (小学校)」、「総合的な学習の時間の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「出欠の記録」については、通常の学級に準じて記入する。

#### 各教科を知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各 教科に替えて教育課程を編成する場合

#### ア 使用する様式

「知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の指導要録を参考にした様式」を使用する。

#### イ 各教科の学習の記録

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領等に示す知的障がい特別支援学校の各教科等の目標・内容に照らし、具体的に定めた指導内容や実現状況等を文章で端的に記述する。

なお、各教科\*1については、特別支援学校の学習指導要領において、小・中・高等学校等との学びの連続性を重視する観点から小・中・高等学校の各教科と同様に育成を目指す資質・能力の三つの柱で目標及び内容が整理されたことを踏まえ、その学習評価においても観点別学習状況を踏まえて文章記述となることに留意する。

#### ※1 特別支援学校小学部の各教科

⇒生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育

特別支援学校中学部の各教科

⇒国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、外国語

また、学校教育法施行規則第130条の規定に基づき、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動(小学校)、特別活動及び自立活動の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合<sub>\*2</sub>の評価については、各教科や領域に分けて指導内容及びその実現状況等を文章で端的に記述する。

#### ※2 各教科等を合わせた指導

⇒日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習

#### ウ 外国語活動の記録(小学校)

下記の評価の観点に照らして、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入するなど、児童にどのような力が身に付いたか文章で端的に記述する。

観点	趣旨
知識・技能	<ul><li>外国語を用いた体験的な活動を通して、日本語と外国語の音声の違いなどに気付いている。</li><li>外国語の音声に慣れ親しんでいる。</li></ul>
思考・判断・表現	• 身近で簡単な事柄について、外国語に触れ、自分の気持ちを 伝え合っている。
主体的に学習に取 り組む態度	• 外国語を通して、外国の文化などに触れながら、言語への関 心を高め、進んでコミュニケーションを図ろうとしている。

#### エ 特別活動の記録

通常の学級における特別活動の記録に関する考え方を参考としながら文章で端的に 記述する。

#### オ 自立活動の記録

前述のとおり。(P.52 2(1)ウ参照)

#### カ 特別の教科 道徳の記録

通常の学級での考え方を参考としながら文章で端的に記述するが、知的障がいの状態、生活年齢、学習状況及び経験等をしっかりと把握した上で、それぞれの学習過程で考えられる困難さの状況ごとの配慮を踏まえながら評価を行うことが必要である。配慮を伴った指導の結果として、児童生徒が多面的・多角的な見方へ発展させていたり道徳的価値を自分のこととして捉えていたりしているかといったことを丁寧に見取る必要がある。

#### キ 入学(入級)時の障がいの状態

前述のとおり。(P.53 2(1)工参照)

ク 総合所見及び指導上参考となる諸事項

通常の学級における記載する事項等のほか、交流及び共同学習を実施している児童 生徒については、相手先の学級名や実施した教科等を記入する。

#### ケ その他の記録

「総合的な学習の時間の記録」及び「行動の記録」については、通常の学級での考え方を参考としながら端的に記述し、「出欠の記録」については通常の学級に準じて記入する。

知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替える教育課程を編成し、一部教科においては、当該学年の教科又は下学年の目標・ 内容に替えた教科を適用させる場合

#### ア 使用する様式

「知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の指導要録を参考にした様式」を使用した上で、当該学年の教科又は下学年の目標・内容に替えた教科の評価については、通常の学級の様式2(指導に関する記録)の「各教科の学習の記録」に記入し、添付する。その際、「知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の指導要録を参考にした様式」には、当該教科の欄に別紙記入の旨を明記しておく。また、重複する欄の記入不用となった方には斜線を引く。

なお、適用した当該学年の教科又は下学年の目標・内容に替えた教科は、「知的障

がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の指導要録を参考にした様式」の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に、教科名とその学年について明記する。

#### イ 指導に関する記録

前述の「各教科を知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えて教育課程を編成する場合」及び「当該学年の教育課程又は、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えて教育課程を編成する場合」を参照のこと。

#### (2) 通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒

ア 通級による指導を受けている児童生徒の場合

「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の週(月)当たりの授業時数、指導期間、指導内容や結果等を端的に記入する。

したがって、在籍校(学級)の学級担任者が指導要録を作成する際に参考とすることを踏まえ、通級による指導担当教員は、通級による指導の記録を作成し、学期末や 年度末等の適切な時期に、その内容を在籍校(学級)に報告する。

#### 《記入例》

- ○○市立○○小学校言語障がい通級指導教室で、週1時間の指導を受ける。発 語器官の促進運動や構音指導を通して、正しい発音ができるようになったため、 ○年12月に通級による指導を終了した。
- 自校ADHD通級指導教室で、週2時間の指導を受ける。適切なコミュニケーションの取り方の指導により、場面や状況に応じた行動が意識できるようになってきた。
- イ 通級による指導を受けていない児童生徒で、教育上特別な支援を要する場合 必要に応じて「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、効果があったと考 えられる指導方法や配慮事項を端的に記入する。その際、通常の学級において行った 指導方法の工夫や配慮の中で、学年を越えて引き継いでいくべき効果があったと考え られる事項があれば記述し、指導・援助が一貫性をもつようにする。

#### (3) 留意事項

- 特別支援学級に在籍する児童生徒については、個別の指導計画を作成する必要があることから、指導に関する記録を作成するに当たって、個別の指導計画における指導の目標、指導内容等を踏まえた記述となるよう留意する。
- 障がいのある児童生徒について作成する個別の指導計画に指導要録の指導に関する 記録と共通する記載事項がある場合には、当該個別の指導計画の写しを指導要録の様 式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。この場合、 指導要録の該当欄には、個別の指導計画により添付代替する旨、明記しておくこと。 ただし、各教科等を合わせた指導による個別の指導計画を作成している場合は、添付 代替することはできないことに留意する。
- 障がいのある児童生徒の「指導に関する記録」については、教育課程の編成状況や 個別の指導計画写しの添付により、複数枚となることも可能である。
- 特別支援学校の指導要録の取扱いの詳細について確認したい場合は、「特別支援学校小学部児童指導要録・中学部生徒指導要録の手引」(令和2年3月 愛媛県教育委員会)を参照のこと。

#### 第3章 指導要録の取扱い

#### 第1節 指導要録の作成

#### 1 指導要録作成・記入の責任と時期

(1) 指導要録(原本)の作成責任者と記入担当者

指導要録の作成責任者は校長とされている。(学校教育法施行規則第24条第1項) その責任を明らかにするため、「学籍に関する記録」に「校長氏名印」の欄を設けており、校長は、まず学年当初や編入学、転入学等のあったときに、氏名を記入する。さらに、通常の場合はその学年分の記録が完了した学年末に、転学・退学等をした児童生徒についてはその事実のあったときに、記載事項に誤りのないことを確認した上で押印する。実際の記入は、学級担任者の職務となっており、その責任の所在を明らかにするため、「学級担任者氏名印」の欄が設けられている。

(2) 指導要録作成・記入の時期

指導要録作成は、その児童生徒が在籍することになった当初の時期から始まるので、入学、編入学あるいは転入学してきたときに、必要な事項を速やかに記入しなければならない。また、「学籍の記録」の欄の児童生徒や保護者の住所等の変更があった場合は、その都度記入しておく。転学、退学等をした児童生徒については、必要事項を記入し、所定の手続きをとるとともに、原本の記録は、他の児童生徒とは別に保管・整理しておく。

#### 2 抄本又は写し

(1) 指導要録の抄本又は写しの作成

進学の際には、指導要録の抄本又は写しのいずれかを進学先の校長に送付しなければならない。(学校教育法施行規則第24条第2項)また、転学の際には、指導要録の写しを転学先の校長に送付しなければならない。(学校教育法施行規則第24条第3項)

指導要録の写しの作成は、本来原本の記載内容を書き写すことによって作成されるものであるが、所定の期間、保存に耐えられるものであれば、複写機を使用してもよい。

(2) 原本証明

指導要録の抄本又は写しを作成し、転学先又は進学先に送付する場合の原本証明は、 特に必要ない。

- 指導要録の抄本又は写しの作成責任者は指導要録を作成する学校の校長である。
- 指導要録の抄本又は写しの送付は、学校間の内部的資料の引継ぎであり、対外的な 証明を要する性格のものではない。

#### 第2節 指導要録の送付

#### 1 進学の場合

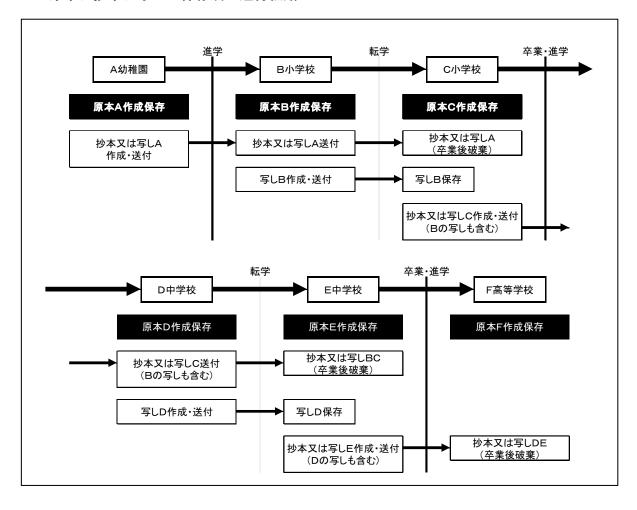
児童生徒が進学した場合には、校長は、その児童生徒の指導要録の抄本又は写しを作成 し、これを進学先の校長に送付しなければならない。(学校教育法施行規則第24条第2項)

#### 2 転学の場合

児童生徒が転学した場合には、速やかに原本に基づいて指導要録の写しを作成し、下級の学校(幼稚園等、小学校)の作成した抄本又は写しとともに転学先の校長宛てに送付しなければならない。この児童生徒が、他の学校から転入学してきている場合に、その際送付を受けた指導要録の写しも送付する。(学校教育法施行規則第24条第3項)

また、児童自立支援施設又は少年院から編入した児童生徒が転学した場合においては、児童自立支援施設又は少年院から送付を受けた指導要録に準ずる記録の写し等も送付する。

#### 3 原本、抄本、写しの保存及び送付経路



#### 4 学校統合、学校新設等の場合

学校統合や学校新設等には、様々な場合がある。その際の指導要録の取扱いについては、 一律に決めることはふさわしくないので、学校名及び所在地の変更として取り扱うか、上 記2(転学の場合)に準じて取り扱うかは、実情に応じて処理するものとする。

(1) 転学、転入学として取り扱う場合の例

① 学校廃校及び休校 1校又は数校の他校へ児童生徒が異動

② A校及びB校廃校 新設のC校に全員異動

③ 通学区の変更など 1校又は数校の他校へ児童生徒の一部が異動

④ 新設校の開校 1校又は数校の児童生徒の一部が異動

これらの場合、事情によっては、原本自体を児童生徒とともに移すことも考えられる。その場合には、市町教育委員会において原本の所在地を明確にしておく必要がある。

(2) 学校名、所在地変更として取り扱う場合の例(児童生徒の異動がない場合)

① A校の校名変更 新しい校名に変更

② A校がB校の分校に B校に変更

③ A校の分校が独立 新しい校名に変更

④ A校の移転 A校のまま所在地のみ変更

⑤ A校の移転及び校名変更 新しい校名にして所在地も変更

これらの場合は「学校名及び所在地」の欄を訂正する。旧学校名あるいは旧所在地を 2本線で消除し、新学校名あるいは新所在地を記入し、その年月日と事由を余白に記入 する。ただし、統合によって校名あるいは所在地が変更になった場合は、現在の校名あ るいは所在地の下に、新しい校名あるいは所在地を記入する。この場合は、現在の校名 あるいは所在地を2本線で消除しない。

#### 5 退学等の場合

児童生徒が海外にある学校などに入るため退学した場合等については、当該学校が日本 人学校その他文部科学大臣が指定した在外教育施設であるときは、校長は、前述の進学の 場合及び転学の場合に準じて指導要録の抄本又は写しを送付するものとし、それ以外の学 校にあっては、求めに応じて適切に対応する。

#### 6 就学猶予・免除の場合

少年院に入院した場合(ただし、入院前に在籍していた学校に学籍を残す場合は除く。)は、転学に準じて指導要録の写しを作成の上、これを入院先の少年院の長に送付し、生徒の教育に資することになっている。この場合、「転学・退学等」の欄の括弧内の年月日に、入院の日を記入し、下部の事由欄にその事情を記入して、別の綴りに移して保存し、在籍しないものとして取り扱う。学校教育が実施されていない他県の児童自立支援施設に入所した場合も同様の扱いとする。(令和元年7月3日付け 元文科初第261号「「再犯防止推進計画」を受けた児童生徒に係る取組の充実について(通知)」)

#### 第3節 指導要録の保存

#### 1 原本の保存

(1) 通常の場合

通常の場合は、児童生徒が卒業したとき記入を完了し、卒業の翌日以降、「学籍に関する記録」については20年間、「指導に関する記録」については5年間、その学校に保存する。(学校教育法施行規則第28条第2項)

(2) 卒業まで在籍しないで、中途で転学した児童生徒の場合 転学した日以降、「学籍に関する記録」については20年間、「指導に関する記録」につ いては5年間保存する。

(3) 退学及び就学猶予・免除等の場合

海外にある学校などに入るための退学の場合、学齢を超過している児童生徒の退学の場合、少年院への入院(ただし、入院前に在籍していた学校に学籍を残す場合は除く。)などによる就学義務の猶予・免除の場合、児童生徒の居所が1年以上不明の場合の当該児童生徒の指導要録の原本は、校長が退学又は在籍しないものと認めた日以降、「学籍に関する記録」については20年間、「指導に関する記録」については5年間保存する。

(4) 学校廃校後の場合

学校が廃校になった場合、当該学校を設置していた市町教育委員会が指導要録を保存することとなっている。(学校教育法施行令第31条)指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、学籍及び指導に関する記録の保存期間から当該学校において、これらの書類を保存した期間を控除した期間とする。(学校教育法施行規則第28条第3項)

これらの原本保存に当たっては、「学籍に関する記録」と「指導に関する記録」を別にしてとじる。また、上記(1)の場合のとじ方については、卒業生全員を五十音順の男女混合又は男女別にするか、学級ごとの男女混合又は男女別にするかは各学校及び市町教育委員会の判断による。

#### 2 抄本、写しの保存

(1) 進学の場合

幼稚園等から小学校へ、又は小学校から中学校へ進学する際に送付された指導要録の 抄本又は写しは、その児童生徒がその学校に在学する期間保存する。

(2) 転入学の場合

転入学の際に送付を受けた指導要録の写しは、その学校で転入学以降作成した指導要録の原本と併せて、児童生徒が卒業したとき以降、「学籍に関する記録」については20年間、「指導に関する記録」については5年間その学校に保存する。なお、その児童生徒が更に転学する場合には、転入学の際に送付を受けている写しも、その学校に在籍中の指導要録について作成した写しとともに転学先の学校に送付する。

#### 3 原級留置の場合

長期欠席等の理由によって、学年の課程の修了が認められない場合は、原級に留め置くことができる。この場合、当該児童生徒の指導要録は、原級留置したとき以降の指導要録とすることになる。この児童生徒の指導要録は、原級留置したとき以降の指導要録を新たに作成し、その前の指導要録には「学籍に関する記録」の転学・退学等の欄の事由欄に原級留置の旨、その年月日を括弧内の年月日に記入し、新たに作成した指導要録と併せてとじる。

#### 第4節 対外的な証明書等の作成

指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿としての性格をもっている。したがって、進学の際に調査書を求められたり、中学校にあっては就職の際に成績証明書を求められたり、その他様々な場合に証明書を求められたときに、学校は指導要録に基づいて証明書を作成することになる。対外的に証明書を作成する必要があるときには、校長の責任において、申請の趣旨等を確認した上で、証明の目的に応じて必要最小限の事項を記載するように留意する。また、プライバシーの保護については、特に配慮を要する。

#### 第5節 指導要録の開示等

#### 1 基本的な考え方

文部科学省は、平成12年12月4日付けの教育課程審議会答申「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」において、個人情報に関しては「個人情報の本人への開示について、業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき等を除き開示する」という政策動向を示した上で、「指導要録の本人への開示についても、このような個人情報保護基本法制の基本的な考え方に基づいて、対応する必要がある」と指摘し、次のような考え方を示している。

- 指導要録は指導のための資料でもあることから、特に文章記述部分については、本人 に開示することによって、評価の公正や客観性の確保、本人に対する教育上の影響の面 で問題が生ずること等も考えられること。
- 地方公共団体の個人情報保護条例では、個人の評価等の情報に関しては、事務の適正 な執行に支障を生ずるおそれがある場合には開示しないことができる旨の規定が置かれ ているのが一般的であること。
- 具体的な開示の取扱いは、教育委員会等において、条例等に基づいて、それぞれの事 案等に応じ判断することが適切であること。
- これからの評価においては、教師が評価の力量を高め、根拠が明確に説明できる評価にするとともに、日頃から評価内容について保護者や児童生徒に十分に説明して共通理解を図りながら指導に生かすことが大切になること。愛媛県では、平成13年10月16日に県個人情報保護条例が制定され、現在、県内20市町全てにおいて個人情報保護条例が制定されている。指導要録の様式や記載事項等を決定する権限を有する市町教育委員会は、個人情報保護条例等に基づき、それぞれの事案等に応じ、慎重に対応することが必要である。また、開示請求があった場合に適切に対応するために、基本方針等について検討しておくことが望まれる。時代的な流れを考えれば、指導要録の開示を前提とした記述が求められる。

#### 2 特別な配慮事項

「配偶者からの暴力の被害者と同居する子どもの就学について」(平成21年7月13日付け21生参学第7号通知)で、指導要録の取扱いについての配慮事項が示された。その中では、配偶者からの暴力のため、その被害者と同居する児童生徒が転学した際、指導要録の記述を通じて、転学先の学校名や所在地等の情報が配偶者(加害者)に伝わることが懸念される場合があると示されている。このような場合には、「暴力の被害者の子どもの就学」ということを学校、教育委員会、配偶者暴力支援センター等の関係者が共有し、さらに、転学先の学校名や所在地等の情報を知り得る者についても、必要最小限の範囲に留めるなど

の方策が必要となる。その上で、転出元の学校から転学先の学校へ指導要録の写し等を送付することになる。被害者の児童生徒の円滑な就学のために、指導要録の取扱いについて 関係者に特段の慎重さが求められる。

#### 第6節 通知表の改善

通知表は、学校から家庭への情報の送信及び家庭から学校への情報の返信といった情報共有化の役割を担っているものであり、児童生徒の学習の過程や成果をはじめ、進歩の状況などが適切に示され、その後の学習を支援することに役立てられるものでなければならない。そのため、通知表は児童生徒と保護者の両者にとって、その記載内容が十分に理解・納得できるものであるように、その内容や様式の在り方について、一層の充実と改善を図る必要がある。

#### 1 通知表の作成

通知表の作成及びその内容・様式等については、各学校の判断に任されているが、記載内容は指導要録の「指導に関する記録」欄に設けられた内容を中心に盛り込むことと、記載方法は数値的な量的評価と文章等の記述による質的評価を組み合わせることを基本とする。様式は、見やすく読みやすく分かりやすいこと、そして知・徳・体等の学校教育全体のバランスのとれた偏りのないものとする。

#### 2 評価の妥当性と信頼性の確保

評価の信頼性を確保するためには、評価に関する仕組みを児童生徒や保護者に説明し、理解を得ることが必要である。通知表の配付に先駆けて、事前に評価方法や規準等について説明したり、評価結果の説明を充実したりすることが考えられる。さらに、各学期末に児童生徒に通知表を渡す際には、通知表についての基本的な考え方やその見方等を説明した詳細な資料等を添付することも検討すべきである。今後は、これまで以上に評価に関する理解を深めてもらうよう、評価に関わる情報をより積極的に提供し、児童生徒や保護者に信頼される評価とすることが大切である。

#### 第7節 情報通信技術の活用(指導要録の電子化)

教育現場の情報化を進めようとする動きの中で、今後、校務処理の電子化がますます促進されることが予想される。指導要録等についても、書面の作成・保存・送付を情報通信技術を活用して行うことは、制度上可能である(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等)。学校や設置者においては、学習評価に関する情報の適切な管理を図りつつ、教職員の負担の軽減を図るため、情報通信技術の活用により指導要録等に係る事務の改善を検討することは重要である。指導要録は日々の児童生徒の学習の記録を総括したものである。成績処理や通知表作成等の日々の校務処理を電子化するシステムと、指導要録等を電子化するシステムとを連携させた仕様の導入により、校務の効率化を図ることが望まれる。

#### 1 電子化を進めるに当たっての配慮事項

指導要録の様式は設置者により決定するものであることから、指導要録等を電子化するシステムの導入は、設置者の判断により行うものである。設置者は、指導要録等の電子化を進めるに当たって、次の4点に配慮することが重要である。

- 原本の真実性の保持
- 改ざん防止
- 長期保存への対応
- 個人情報保護等の観点からデータの流出や消失等の防止

特に、原本の真実性の保持と改ざん防止のために、遡及入力の制限や修正記録の保持ができるシステムであることが望ましい。この点において、単にワープロや表計算を用いたシステムでは、操作する教職員のモラルと人的チェックに頼ることになるため、細心の注意を払わなければならない。

#### 2 満たすべき要件

指導要録等を電子化するシステムは、次の要件を満たしていることが望まれる。

- (1) 法令上の要件
  - ア メール等のインターネットを通じて抄本又は写しのデータを送付する場合 学校のコンピュータ等を必ず使用しなければならない。また、電子署名を行い、当 該電子署名に係る電子証明書をデータと併せて記録しなければならない。作成・保存 の際は、法令上の定めはないが、学校のコンピュータ等を使用することが望ましい。
  - イ 作成・保存の際の記録先

電磁的記録媒体(学校のコンピュータ等のハードディスクなどの記録用ディスク、 CD-RやDVD-Rなどの一定の事項を確実に記録しておくことができる記録媒体)でなければならない。

- (2) データ保護の対策
  - ア 情報漏えいを防止する。
  - イ 情報の消失を防ぐためにデータのバックアップをとったり、紙に印刷したものも保 存しておいたりして、対応する。
  - ウ 情報の流出があった際に、その情報を読み取られないよう暗号化技術を用いて情報 を保護する。
  - エ 情報が改ざんされていないものであることを保証できるような方法や技術(例:電子署名やタイムスタンプを含む暗号化技術等)を導入する。学校の校務処理システムは、非常に機密性の高い情報を取り扱っていることを認識して運用ルールを策定することが重要である。また、日常の業務の電子化のシステムやデータの管理についても留意点を考えておく必要がある。さらに、利便性と安全性は相反することが多いため、安全性を確保しつつ、日常業務の遂行に支障をきたさないようなシステムにすることも考慮しなくてはならない。
- (3) 法令や規程との整合性

システムの運用ルールの策定に際し、個人情報保護に関する法令、情報セキュリティに関する規程等、文書管理規程等を確認し、他の規程と整合性がとれるようにすることが必要である。

#### 3 教育委員会と学校に求められること

設置者(市町教育委員会)は、教育用ネットワークに対する情報セキュリティポリシー(基本方針と対策基準)を見直し、システムの実施手順を定め、各学校に通達する必要がある。学校は、定められた実施手順に従いシステムを運用していく。学校や設置者は、策定したルールが守られるよう、定期的な保守・管理・点検や教職員の研修等を必ず行わなければならない。なお、指導要録等の電子化については、現時点では、「指導要録等の電子化に関する参考資料」(平成22年9月 文部科学省)が基準となる。また、「指導要録等の電子化への対応について」(平成22年12月27日付け 22教義第880 – 2号)を参考とするが、今日の情報通信技術の進歩は著しく、それに伴い法令改正が行われることも予想されるため、文部科学省・県教育委員会から随時行われる指導助言に留意し、地域の実情に応じて情報通信技術の活用について検討することが望まれる。

#### 第2部 指導要録の様式・記入例

## 記入例) 小学校児童指導要録

# 小学校児童指導要録

排	±×	
\$8F.	年度	
存 禁	,	
6		
2	1	2
4	1	4
3	1	3
2	2	5
1	1	4
学年	級	理番号
× × ×	秦	整

## 【学籍の記録】

この欄は、原則として学齢簿の記載事項に基づき、 学年当初及び異動が生じたときに記入する。

異動や変更が生じた場合は、旧事項を2本線で消除 し、新事項を記入する。

#### [児童]

学齢簿に記載されているとおりに記入する。

「ふりがな」を付ける。名前が平仮名や片仮名の場合 にもふりがなを付ける。 < 氏名 >

< 性別>

男女いずれかを記入する。

<生年月日>

学齢簿に記載されている生年月日を記入する。 <現住所>

学齢簿に記載されている現住所を記入する。

児童に対して親権を行う者を記入する。親権を行う 者がいないときは後見人を記入する。

児童の現住所と同一の場合には「児童の欄に同じ」 と略記する。 <現住所>

## [入学前の経歴]

小学校に入学するまでの教育又は保育関係の略歴を

学校名及び所在地を正確に記入する。分校の場合に 本校名及び所在地を記入するとともに、分校名、所 在地及び在学した学年を併記する。

# 【校長氏名印·学級担任者氏名印】

各年度に、校長の氏名、学級担任者の氏名を記入し、 それぞれ年度末に押印する。印は認印でよい。

なお、同一年度内に校長又は学級担任者が代わった 場合には、前任者は押印しない。

児童の転学・退学等の際の記入については、責任を 有する校長及び学級担任が押印する。

## [八学·編八学等]

第1学年

〇年〇月〇日

蠍

띪

6

雛

掛

ふりがな

(学籍に関する記録)

育施設や外国の学校等から編入学した場合は就学義務 児童が第1学年に入学した年月日(4月1日が適当) 学年編入学」の文字は2本線 第1学年の中途又は第2学年以上の学年に、 を該当欄に記入し、「第 を引いて消除する。 <編入字等>

の猶予・免除の事由の消滅により就学義務が発生した

その年月日、学年及び事由等を記入する。

場合にしいて、

学年

田

皿

#

年月日・学年

編入字等

Bil 鉪

 $\bigcirc$ 

00

8

出

前在籍学校名

○○ 郷 暑○

日任

0

田 OOM

0

#

0

**耐入** 

Ħ

中

妝

(H)()() 報

愛媛 県

住所

黑

### [転入学]

他の小学校等から転入学してきた児童について、転 入学年月日、転入学年、前に在籍していた学校名、所在 地及びその事由等を記入する。

## [ 転学・退学等]

学年

田  $\widehat{\Box}$ 

皿

Щ

# #

4. 经 松片

年月日・学年

転学先学校名

退学等

 $\triangleleft$ 

 $\triangleleft$ 

8

出

児童の欄に同じ

住所

黑

**\*** 

計

AAA AAA

ふりがな

#

/ 配外/>

Ш

皿

#

令和

絥

先名び地

学校 在

進学及所

○年○月から ※◎○年○月まで○○市立○○幼稚園在園

年 月まで

年 月から

、学前の経歴

転学のため学校を去った|

他の小学校等に転学する場合には、児童が転学のた めに学校を去った年月日、転学先の学校が受け入れた 年月日の前日、転学先学校名、所在地、転入学年及びそ の事由等を記入する。

合、学齢(満15歳に達した日の属する学年の終わり)を超過している児童が退学する場合及び、就学義務猶予・ 在外教育施設や外国の学校に入るために退学する場 免除の措置、児童自立支援施設等に入所する場合、児 合、児童が死亡した場合は、校長が退学等を認めた年 童の居所が1年以上不明で長期欠席を続けている場 月日及びその事由等を記入する。 <退学等>

### [卒業]

年度

合和

年度

0 LO

华

年度

0

令和

年度

0

令者

年度

0 0

各

年度

0

令和

年度

公区

愛媛県〇〇市立〇〇小学校 愛媛県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

学校名及び所在地 (分校名・所在地等)

**@** 

⊕

8

⊞

○○ ○○ (4月~6月5日) △△ △△ (6月6日~3月)

校長氏名印

9

校長が卒業を認定した年月日(3月31日が適当) 記入する。

# [進学先学校名及び所在地]

**@** 

(H)

**@** 

00

**(E)** 

OO OO(4 H~9 H3 H) 11月22日~3月)

**@** 

∆∆ ∆∆ 9,8,4,8~11,821,8)

뮵

学級担任者 44

進学先の学校名及び所在地を記入する。

# (記入例) 小学校児童指導要録

# [各教科の学習の記録]

て、その実現状況を観点ごとに評価し、A、B、Cの記号により記入する。この場合、 小学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らし <観点別学習状況>

O . . . . . . . . . 状況と判断されるもの・ 状況と判断されるもの・ 状況と判断されるもの・ 「おおむね満足できる」 「十分満足できる」 「努力を要する」

また、特に必要があれば観点を追加して記入する。 とする。

学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その 第3学年以上の各教科の学習状況について、小学校 実現状況を総括的に評価し、記入する。

評定は3段階で表し、3段階の表示は3、2、1とする。その表示は、小学校学習指導要領等に示す各教科 の目標に照らして、

状況と判断されるもの・・・・・・ 状況と判断されるもの・・・ 状況と判断されるもの・ 「おおむね満足できる」 「十分満足できる」 「努力を要する

礟 瞅 粧 浀 昗 枝 俳 ÷

学年 1 2 3 4 5 6	級 1 2 1 1 1	整理番号 4 5 3 4 5
1 2 3 4	1 2 1	4 5 3 4
1 2	1 2 1	4 5 3
1 2	1	4 5
1	1	4
学年 1	級 1	
学年	級	理番号
_		型
(왕회	表	鄰
学 校 名	学売 下 〇〇 字 半 〇〇	〇〇甲五〇〇小子依
		E 名

_	00 00	〇〇市立〇〇小学校	立	20	$\stackrel{\checkmark}{\sim}$	楽	₩	- 100	整理番号 4 5 3 4 5
							lŀ		
	各教科の学習(	6	먑	蠍					特別の教科道徳の記録
教科	観 点 学	年 1	2	3	4	9	9	学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子
	知識・技能	В	В	В	В	Α			読み物教材の登場人物を自分に置き換えて考 ショトないてメラニジン おぶら ららの分配を目
H	思考・判断・表現	В	≺	<	⋖	В		-	ム、水 strister イーノ フィゲ ひ、H ひジ 12 岁 8 名 両 そ う と し たいた。
150	主体的に学習に取り組む態度	<	В	В	В	В			友達の発言をよく聞き、道徳的価値を実現した 時の膨に 七式 一十一十巻ミントレデーはいる
ì	群定	K	K	62	2	2			より珍しンジー イーン 軍シーの これに さい
:	知識・技能	_	_	В	В	В		c	自分と違う 立場や感じ方に触れ、道徳的価値に して 一つの目 古がはな 強々 か角 押れらお
H	思考・判断・表現			В	В	В			い、このだろうでき、そのではなどのだれた地ではつとしていた。
4	主体的に学習に取り組む態度			В	В	В		,	これまでの自分の経験やその時の感じ方、考えまし限とし合われたが、当体的が問題について
Į.	群定			2	2	2		+	カロボウ トロ 4ノ E '4-M' ウ、IE INN 19'4 ID MAI L - 7 V・ C 考えた。
	知識・技能	В	В	В	В	В			道徳的な問題に対して、自己の取り得る行動を友達し業ペナッセの、実体が圧停はよいのよ。一つもチョナ
et.	思考・判断・表現	В	В	В	В	В		c	n 義量 ヶの上 い 国際tolm 目は入り いめり いり水らり 類無し かがめる いと について 趙解を深めた。
*	主体的に学習に取り組む態度	<	В	В	В	В		٠	
<u> </u>	評定	$\vdash$	K	2	2	2		٥	
1	知識・技能		_	В	В	В			外国語活動の記録
型	思考・判断・表現	$\overline{}$	-	В	В	В	41	学年	知識・技能 思考・判断・表現 ±体的に学習に取り組むき度
菜	主体的に学習に取り組む態度		=	В	В	В		۰	自分の誕生日を英語で伝えたり、友達の誕生
	幹定			2	2	2		0	日を聞き取ったりしていた。

	AHIM IXIE	1	2	_	_	=		1	一世世	111111111111111111111111111111111111111	1	11	) _  -	6	
₩	思考・判断・表現	В	Α	_			<del>-</del>	らた。		の、炎盲トンドくケケーなどからご こ問していた。	γ.ι (∀)	J 2	표	>	
烘	主体的に学習に取り組む態度	Α	В						総合的7	な学習の時	(i)	記録			
I	評定	$\overline{Z}$	$\overline{Z}$			F	李年		学習活動	観点		計	無		_
	知識・技能	В	В	В	В	В		「大好き	「大好き、私たちの 町」	・課題の解決に必要 た知識・材能	15	調査メキを基に、駅の周 辺権設を終や東図に整単土	を据げる甚回	駅の周に参加する	
ķш	思考・判断・表現	В	В	В	В	В	n	•	後継人	・親醫発見力 ・主体的・協働的に取		ることで、その幹徴をしっかり捉えながら、調査結果	から発	数やしん関格指揮	0 =11
岩	主体的に学習に取り組む態度	⋖	В	В	В	В				り組む艦度 ・自己の生き方	をた	を分析する力を身に付けた。 た。	力を見	おおけ	_
+	評定	$\angle$	$\overline{\ \ }$	2	2	2		[ \$ 5 8 	ふるさとの味は 今!!	·知識·技能 ・原素・加斯・泰覇		給食メニューの考案: 、栄養製造の話や調査	ュール	)考案でや調査し	P .
	知識・技能	В	В	В	В	В	4		・郷土料理を取り入れた給食メニュー	・主体的に学習に取 り組む機度		たことを基に、思考ツール を用いて自分の考えをまと	いの場合の	あジール さをまと	
図画	思考・判断・表現	В	В	В	ш	В	1	の物業			80 th				
Н#	主体的に学習に取り組む態度	Α	В	В	В	В		発用14	(発見) ものろくりのコギア由令の コギ	・知識・技能・難略形定の力	型 ,t	他のグループとの交流、 改善点を指摘しても	ープと	の交消やしたもの	e. o
-	評定	$\overline{Z}$	$\overline{Z}$	2	2	2	LC)		活し・自動車の生態を高め	・情報収集の力 ・ 存来設計の力	りの	うことで、プログラミング のよさやものづくりの本質	プロの	カミンクの各階	
	知識・技能					В	1	24 E	るプログラミング	・社会参画の力	4	影の	理解し、	a)	
₩	思考・判断・表現					В									
찬	主体的に学習に取り組む態度		$\vdash$			В	9								
Ų.	評定		\			2									
	知識・技能	В	В	В	В	В			特別	別活動の	記録				
¥	思考・判断・表現	В	В	В	В	В		本	観点	幸奉	1 2	3	4	9 9	
Ąш	主体的に学習に取り組む態度	Α	В	В	В	В	計	級活動	1404.	よりよい生活を築く	0	0	0	0	
:	評定	$\overline{Z}$	$\overline{Z}$	2	2	2			・無国や	ための知識・牧能・集団や社会の形成者	+			+	_
	知識・技能					В	民	童分活動	マしたの暦・炭彫	の思称・判		0	0	0	
<b>★</b> E	思考・判断・表現		$\overline{}$	=	$\Box$	В	-	ラブ活動	<ul><li>・ 計体的。</li><li>関係や</li></ul>	主体的に生活や人間関係をよりよくし	$\leq$			0	
祖籍	主体的に学習に取り組む態度	_	=	_	_	В			ようと	ようとする態度	7			+	_
		Ī	Ī	Ī	ŧ	t	á	AL 27 44			(		(		

# 特別の教科 道徳の記録】

**女善等通知に基づき、学習活動における児童の学習 元や道徳性に係る成長の様子を個人内評価として文** 6 端的に記述する。

### ト国語活動の記録】

児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特 f価の観点を記入した上で、それらの観点に照らし を記入する等、児童にどのような力が身に付いたか 文章で端的に記述する。

また、評価の観点については、設置者が、小学校学習尊要領等に示す外国語活動の目標を踏まえ、改善等 n別紙4を参考に設定する。

# 8合的な学習の時間の記録]

と上で、それらの観点のうち、児童の学習状況に顕 い事項がある場合などにその特徴を記述する等、児 こどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述 学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入

また、評価の観点については、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて改善等通知別紙4を **粘に定める**。

感謝の気持ちを相手に伝えようと工夫しなが

知識・技能

### 特別活動の記録】

記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点 各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点 照らして十分満足できる活動の状況にあると判断さ る場合に、〇印を記入する。

として重点化した内容を踏まえ、例えば「主体的に 活や人間関係をよりよくしようとする態度」などの また、評価の観点については、学習指導要領に示す 別活動の目標を踏まえ、各学校において改善等通知 紙4を参考に定める。その際、特別活動の特質や学 うに、より具体的に定めることも考えられる。記入 当たっては、特別活動の学習が学校や学級における 団活動や生活を対象に行われるという特質に留意する。

って、児童のよさや可能性を多面的・総合的に評価るとともに、確実に資質・能力が育成されるよう指 なお、特別活動は学級担任者以外の教師が指導する 動が多いことから、評価体制を確立し、共通理解を の改善に生かすことが求められる。

学校行事

# (記入例 小学校児童指導要録

0 児童氏 0

### 【行動の記録】

認められる児童の行動について、各項目の趣旨に照ら して十分満足できる状況にあると判断される場合に、 ○印を記入する。また、特に必要があれば、項目を追加 道徳、外国語活動、総合的な学 習の時間、特別活動やその他学校生活全体にわたって して記入することができる。 各教科、特別の教科

# 【総合所見及び指導上参考となる諸事項】

<記載事項>

以下の事 児童の成長の状況を総合的に捉えるため、 頃などを記入する。

- 各数科の学習に関する所見 0
- 特別活動に関する事実及び所見 行動に関する所見
- ア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為 や活動、学力について標準化された検査の結果な 児童の特徴・特技、学校内外にけるボランテ

無 2 掛

- 児童の成長の状況に関わる総合的な所見 ど指導上参考となる諸事項
  - 留意事項> 0
- 記入に当たっては、各学校において、ある程度 統一的な記入の視点を設定して、簡潔な文章で記
  - 事実に関することを客観的に記入する。 入する。
- 日常の指導のための記録などを活用し、児童の 学習や活動の状況などを具体的、総合的に把握し て記入する。
  - 児童の個性を生かす観点や、プライバシー保護 の観点に配慮して記入する。

			行			重			9		먎		錄								
/ H H	計	本		1	2	3 4	1 2	9	通		_		卡		丰	1	2	3	4	2	9
x的な生活習慣				0	0	0	0		思1、	思いやり・協力	協力					0	0	0	0		
<ul><li>(本力の向上</li></ul>				0				L	生命]	华田・	生命尊重・自然愛護	受護					0			0	
三・自律					Ĭ	C			勤労	勤労・奉仕	١.,					0	0	0	0	С	
50数					Ť	0	0		公正	公正・公平	4.1										
红夫						_		_	公共	公共心・公徳心	海心								0	0	
						H		L													
	総	<b>∮</b> □	刑	民	及	ప	袻	掛	合所見及び指導上参考となる諸事項	桃	74	t 8	糯	#	通						
									L												

・自分の考えを積極的に発言することがで きた。 ・人人でな章を書くことができた。 ・人権集会では、意見発表の準備や練習に 進んで取り組んで。         ・内事にも責任をもって取り組んでおり、 友達からも責任をもって取り組んでおり、 大達からもこまして、代表委員会に参加し、 ・いつも元気よく挨拶することができ、他 ・いつも元気よくながすることができ、他 ・小の表現をなった。
j&b)に発言することがで 別に発言することがで 別発表の準備や練習に 多することができ、他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
まないに取り組んだ。 物に発言することがで 見発表の準備や練習に 多することができ、他
島飲的に取り組 均に発言するこ 見発表の準備や 愛することがで

無

# #

- 4 \*
- 今年が1つ10円程でれてがた。 ・学級の代表と「代表委員会に参加し、 積極的に意見を発表した。 ・欠席している児童の代わりに給食当番を 引き受けるなど、進んで自分ができることに取り組んだ。
  - # ¥
- ・国語科では、友人の発表を聞いて適切な 質問をすることができた。 ・栽培委員として、植物への水やりの当番 を忘れず、責任をもって仕事を行った。 ・みんなで使う道具や学級文庫の整理を進 んで行った。 緱
  - ro 掛
  - # ・生活科では、昆虫を補まえるこつを友達 に分かりやすく伝えた。 ・学級会の司会では、友人の意見をよく開き、新しつや・全上手に進めることができた。 ・あっている人達に優しく声を掛け、手助 けする姿が見られた。 ・地域文集コンケール入選
- 掛 無 9 ・理科では、学習内容と関連付けて身近な 生活の中にある問題を見付けることができた。 1 目直としての役割を、友人と協力して最 後まで果たした。 いつも清掃に早く取り掛かり、自分の特 ち場を一生懸命掃除していた。

無 က 沙 #

#

먑 H

金	188		188 田廃停止3日 (インフルエンザ)、久席12日 (骨折による入院)			
出席日数	188	202	188	200	200	
欠席日数	10	0	12	1	0	
出席しなければならない日散	198	202	200	201	200	
出席停止・ 出がしなければ 足引等の日数 ならない出数 欠席日数 出席日数	2	0	3	0	0	
授業日教	200	202	203	201	200	
区分	1	2	ю	4	ıc	9

### 【田久の記録】 < 授業日数>

学年の授業日数

児童の所属する学年について、授業を実施した年 間の総日数を記入する。

学籍の記録の「転学・退学等」の欄の括弧書きの年 ○ 転学又は退学等をした児童の授業日数 月日までの日数を記入する。

転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記 転入学又は編入学等をした児童の授業日数 入する 0

<出席停止・忌引等の日数>

出席停止や忌引等の理由で出席を要しないと認められた日数の合計を記入する。出席停止や忌引等の日数 がない場合は、欄を空白にしないで0と記入する。

<出席しなければならない日数>

「授業日数」から「出席停止・忌引等の日数」を差 引いた日数を記入する。

<欠席日数>

「出席しなければならない日数」のうち病気又はその他の事故で、児童が久席した日数を記入する。久席 理由等は「備考」に記入する。

<出席日数>

*₩* 「出席しなければならない日数」から「欠席日数」 差し引いた日数を記入する。

<備地>

理由の主なもの、遅刻、早退等の状況、転入学した児童 「出席停止・忌引等の日数」に関する特記事項・欠席 についての前在籍校における出欠の概要等を記入する。

# (記入例) 中学校生徒指導要録

### [学籍の記録]

この欄は、原則として学齢簿の記載事項に基づき 学年当初及び異動の生じたときに記入する。

異動や変更が生じた場合は、旧事項を2本線で消除 ン、新事項を記入する。

### [生徒]

< 比 > >

学齢簿に記載されているとおりに記入する。

「ふりがな」を付ける。名前が平仮名や片仮名の場合 にもふりがなを付ける。

男女いずれかを記入する。

<生年月日>

学齢簿に記載されている生年月日を記入する <現住所>

学齢簿に記載されている現住所を記入する。

< 压化 <

生徒に対して親権を行う者を記入する。親権を行う 者がいないときは後見人を記入する。

<現住所

生徒の現住所と同一の場合には「生徒の欄に同じ」 と略記する。

### [入学前の経歴]

中学校に入学するまでの教育関係の略歴を記入する。

## [学校名及び所在地]

学校名及び所在地を正確に記入する。分校の場合には、本校名及び所在地を記入するとともに、分校名、所 在地及び在学した学年を併記する。

# 【校長氏名印·学徽担任者氏名印】

各年度に、校長の氏名、学級担任者の氏名を記入し、 なお、同一年度内に校長又は学級担任者が代わった それぞれ年度末に押印する。印は認印でよい。

生徒の転学・退学等の際の記入については、責任を 有する校長及び学級担任が押印する。 場合には、前任者は押印しない。

# 中学校生徒指導要録

年度 က 23 9 ß 筬 整理番号 掛

### [入学·編入学等]

学年編入学」の文字は2本線 第1学年の中途又は第2学年以上の学年に、在外教 育施設や外国の学校等から編入学した場合は就学義務 の猶予・免除の事由の消滅により就学義務が発生した 場合について、その年月日、学年及び事由等を記入する。 生徒が第1学年に入学した年月日(4月1日が適当) を該当欄に記入し、「 を引いて消除する。 <艦入小聯>

Κ

第1 学年

〇年〇月〇日

世帯

編入学等

0

0

名

出

¥

丗

蠍

딞

6

攤

掛

(学籍に関する記録)

様式1

000

000

ふりがな

入学年月日、転入学年、前に在籍していた学校名、所在 他の中学校等から転入学してきた生徒について、 地及びその事由等を記入する。 [転入学]

学年

田郷

щ

#

年月日・学年

前在籍学校名

点 人

○ | 一 | 一 | | | ıþ

辩 (11)

**愛媛県** 

現住所

徒

畑

田

0

皿 00

0

#

0

平成

#

### 【**転学・過学等】** <転学>

₩

 $\widehat{\mathbb{H}}$ 

皿

#

学年

田

щ

#

平成

転学先学校名

鄉

小小

4

4

名

出

둱

#

生徒の欄に同じ

現住所

年月日・学年

 $\nabla \nabla \nabla$ 

 $\nabla \nabla \nabla$ 

ふりがな

# **もの学校が受け入れた日の前日**

他の中学校等に転学する場合には、生徒が転学のた めに学校を去った年月日、転学先の学校が受け入れた 年月日の前日、転学先学校名、所在地、転入学年及びそ の事由等を記入する。

### <退学等

Ш

皿

#

各科

学先

灃

就職先等

〇 年〇月〇〇市立〇〇小学校卒業

平 社

/学前の経歴

合、学齢(満15歳に達した日の属する学年の終わり)を 超過している生徒が退学する場合及び、就学義務猶予・ 徒の居所が1年以上不明で長期欠席を続けている場 合、生徒が死亡した場合は、校長が退学等を認めた年 月日及びその事由等を記入する。 在外教育施設や外国の学校に入るために退学する場 免除の措置、児童自立支援施設等に入所する場合、生 年度

(B)

校長氏名印

က

令和

年度

0

各相

年度

0

令相

年度

分 区

4K) 校長が卒業を認定した年月日(3月31日が適当) 記入する。

(4,H~12,H,T,B) \[ \triangle \lambda \

学級担任者

〇丁目〇番〇号

愛媛県○○市○○町

퓦

年

占

所在地等) (分校名:

愛媛県○○市立○○中学校

岙 5

校

排 Ø 됴

4

出

0

(H)

0

進学先の学校名及び所在地、就職先の事業所名及び 所在地等を記入する。

### 礟 翢 爋 笳 美 ₩ 妓 俳 #

# (記入例

# 中学校生徒指導要録

<b>を</b> 等 主 、	<b>を</b> 無 + 、	【各数科の学習の記録】	<観点別学習状況>	中学校学習指導要領等に示す各教科の	て、その実現状況を観点ごとに評価し、A	号により記入する。この場合、	「十分満足できる」	状況と判断されるもの・・・・	「おおむね満足できる」	状況と判断されるもの・・・・	「努力を要する」	
----------------	----------------	-------------	-----------	-------------------	---------------------	----------------	-----------	----------------	-------------	----------------	----------	--

各学年における各教科の学習状況について、中学校 学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その 

とする。

2、1とする。その表示は、中学校学習指導要領等に示 実現状況を総括的に評価し、記入する。 評定は5段階で表し、5段階の表示は5、 す目標に照らして、

状況と判断されるもの・・・・・・5 特に程度が高い」 状況と判断されるもの・・・・・・・ 「十分満足できるもののうち、 状況と判断なだるもの・ 「おおむね満足できる」 |十分満足できる|

状況と判断されるもの・ 状況と判断されるもの・ 「一層努力を要する」 |努力を要する」

V В М 主体的に学習に取り組む態度 思考・判断・表現 田職・技能 H 組 A、B、Cの記 日標に照らし  $\forall \cdots$ . . . . . B O . . . . . また、特に必要があれば観点を追加して記入する。 状況と判断されるもの・

	矿化	0	+		計化	
:	知識・技能	В	V		特別の教科道	徳の記録
Ħ	思考・判断・表現	В	В	学生	学習状況及び道徳性に係る成長の様子	系る成長の様子
41	主体的に学習に取り組む態度	V	V	,	道徳的価値に関わる問題に対する判断の根拠やその出の、建プラン・デジン・ディン・ディン・ディン・ディン・ディン・ディン・ディン・ディン・ディン・ディ	する判断の根拠やその
1	斯定	3	4	I	時の心情について議論すること これまでの自分自身の生活を振	か画して、以い視野が50り返った。
š	知識・技能	V	V	c	時と場合、場所などに応じて、複数の道徳的価値から 何を偏年士をかの判除に重議1を式 日公の行軸を参	複数の道徳的価値からながら ログの作権 おお
欻	思考・判断・表現	⋖	⋖	7	Paで度 ルプラン・シントルドログ 保ひ えを見直した。	
掛	主体的に学習に取り組む態度	V	⋖	٠		
,	野定	2	2	ŝ		
	知識・技能	В	В		総合的な学習の時	間の記録
型	思考・判断・表現	Α	Α	安全	学習活動 観 点	計 価
<b>₩</b>	主体的に学習に取り組む態度	Α	V		* 郷	水をきれいにする
	醉定	4	4		境 改 帯 ブロー・課題追究力 ジェクト」 - 自己対話力	開易装置の実験を通 して、失敗を生かし
	知識・技能	В	В	1	・川の環境調査 ・人間関係力 ・電音改鉱基象	ながらよりよい環境 お帯に向けた油や力
in .	思考・判断・表現	В	В		4 A	が向上した。
崇	主体的に学習に取り組む態度	V	V			
(	幹定	8	8		. 味を	職場体験学習を通した。
5	知識・技能	В	В		探ろう」 ・地域で働く人 ・ 自己対話力	り、 逐、くり に 本 上 の 教 勢 か 断 こ に 書 セ ベ ト ッ を ・ 垂
実	思考・判断・表現	В	В	2		に成れる へいたの の は は は は は は は は は は は は は
海	主体的に学習に取り組む態度	V	⋖		・職場体験学習	かす倒におえるようになった
È	醉定	8	8			وار الم
Ę	知識・技能	V	V			
医健	思考・判断・表現	Α	В			
体育	主体的に学習に取り組む態度	A	V	33		
2						

# 【特別の教科 道徳の記録

0

孙

○○市立○○中学校

0

出

徒 00 4

整理番号

学年 袋

状況や道徳性に係る成長の様子を個人内評価として文 改善等通知に基づき、学習活動における生徒の学習 章で端的に記述する。

# 【総合的な学習の時間の記録】

主体的に学習に取り組む態度

思考・判断・表現

В V

知識・技能

6

数粒の学習

夲

学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入

した上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況に顕 著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生 徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述 する。

また、評価の観点については、各学校において具体 的に定めた目標、内容に基づいて改善等通知別紙4を 参考に定める。

### [特別活動の記録]

を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点 に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断さ 各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点 れる場合に、〇印を記入する。

校として重点化した内容を踏まえ、例えば「主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度」などのように、より具体的に定めることも考えられる。記入 特別活動の目標を踏まえ、各学校において改善等通知 別紙4を参考に定める。その際、特別活動の特質や学 に当たっては、特別活動の学習が学校や学級における 集団活動や生活を対象に行われるという特質に留意する。 また、評価の観点については、学習指導要領に示す

なお、特別活動は学級担任以外の教師が指導する活 動が多いことから、評価体制を確立し、共通理解を図 って、生徒のよさや可能性を多面的・総合的に評価す るとともに、確実に資質・能力が育成されるよう指導 の改善に生かすことが求められる。

> 0 0 0

6

酃

炽

靐

华

В В

В В =

\*

K

主体的に学習に取り組む態度

3考・判断・表現

技術・家庭

田職・技能

級活動

Ø В Ą

⋖

М ⋖

主体的に学習に取り組む態度

思考・判断・表現

外国 語

di 鎌・技能

0 0

よりよい生活を築くための 前 が勝、技能 ・集団や社会の形成者として の思考・判断・表現 ) ま体的に生活や人間関係を トリスへしようとする主体 的な態度

校行事 徒会活動

## (記入例) 中学校生徒指導要録

0 生徒氏名 00

### [行動の記録]

徒の行動について、各項目の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合に、○印を記入する。また、特に必要があれば、項目を追加して記入する。また、特に必要があれば、項目を追加して記入する 道徳、総合的な学習の時間、特 別活動やその他学校生活全体にわたって認められる生 各教科、特別の教科 ことができる。

# 【総合所見及び指導上参考となる諸事項】

<記載事項>

生徒の成長の状況を総合的に捉えるため、以下の事 頃などを記入する。

- 各数科の学習に関する所見
- 特別活動に関する事実及び所見 行動に関する所見
- 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外にけるボ
- ランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受 けた行為や活動、学力について標準化された検査 の結果など指導上参考となる諸事項

無

- 生徒の成長の状況に関わる総合的な所見
  - <留意事項>
- 統一的な記入の視点を設定して、簡潔な文章で記 ○ 記入に当たっては、各学校において、ある程度
- 事実に関することを客観的に記入する。
- 日常の指導のための記録などを活用し、生徒の 学習や活動の状況などを具体的、総合的に把握し
  - 生徒の個性を生かす観点や、プライバシー保護 の観点に配慮して記入する。

○ 転入学文は編入学等をした生徒の授業日数 転入学文は編入学等をした日以後の授業日数を記 入する。 <出席停止・忌引等の日数>	出席停止や忌引等の理由で出席を要しないと認められた日教の合計を記入する。出席停止や忌引等の日教が合業を記入する。出席停止や忌引等の日教がない場合は、欄を空日にしないでのと記入する。
--------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------

生徒の所属する学年について、授業を実施した年

学籍の記録の「転学・退学等」の欄の括弧書きの年

月日までの日数を記入する。

転学又は退学等をした生徒の授業日数

間の総日数を記入する。

学年の授業日数

[出欠の記録]

<校業日数>

の他の事故で、生徒が欠席した日数を記入する。欠席 「授業日数」から「出席停止・忌引等の日数」を差し 「出席しなければならない日数」のうち病気又はそ 引いた日数を記入する。 <欠席日数>

<出席しなければならない 日数>

<出席日数>

理由等は「備考」に記入する。

「出席しなければならない日数」から「欠席日数」

差し引いた日数を記入する。

<編札>

「出席停止・忌引等の日数」に関する特記事項・欠席 理由の主なもの、遅刻、早退等の状況、転入学した生徒 についての前在籍校における出欠の概要等を記入する。

´		)														
١,			3	# :		盘		6	먑		鬱	-			L	
E 1	H H	/	64-	#	- (	24 (	20	H	ш 4	1	it-	#	- (	24	m	
. A	:的な生活習慣 :・体力の向上	E 1			Э	О		思いやり・協力 生命尊重・自然愛護	・ 脳力 :・ 自然	整			Э			
: 自律	俳				0	0		勤労・奉仕	#							
巤								公正・公平	*					0		
H H	112							公共心・公徳心	公億心				0	0		
			総	所見	l B	び指	曹	т * ф 1	考と	t 8	灩	事項				
	・数学科や理科では、優れた論理 助思考力を発揮した。 学習委員(1学期)生活委員(2 学習委員(1学期)生活委員(2 学習委員として、2分前着館の 再びかけを構実に介った。 大会プロック応援リーダー 大会大日ックが援リーダー ・大会大日。 ・ 本時な生活習慣が確実に身に 付いている。 ・ 持来は医師になりたいと考えて いる。 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	なながり、 なながり、 はなどを、 は、 なり、 は、 なり、 は、 なり、 なり、 は、 なり、 は、 なり、 なり、 は、 なり、 なり、 なり、 なり、 なり、 なり、 なり、 なり	は、たい。 (3 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年	。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	能 2 外 舟	全で 教教付体校 漕と 高し 校○ え特赤英プラウル 指な 等で かけつ と思う後	巻 6 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	・全ての教料で授業態度は意欲的である。 ・教科係 (14年間) ・教科係として、ノート類の回収配 付き責任をもって行った。 ・体育大会美行委員 ・技力とは、他の模範 となった。 ・高等学校普通科への進学を希望 している。 ・放めのサッカーチームに所属 ・次ひめこども美術展 絵画の部 ・決り報信頭算金参加 ・決検3級	業態度は意欲的 (行った。 (行った。 (行った。 (元、他の横範 (を)を)を (を)を)を (を)を)を (を)を)を (を)を)を (を)を)を (を)を)を)を (を)を)を)を)	<u>お 編 端 第 第 8 の 多 サ サ サ サ サ サ サ サ サ サ サ サ サ サ サ サ サ サ</u>						·
1				H		K	0	9	먎	-	徽					
XX /	校業日数	出席停止・ 最別等の日数	出席しなければなるない日歌	~1	田路日黎	鞍				毎		袮				
	202	23	200	Ξ	189	原	Ξ.	(祖母死亡)	、 欠席 1	11В	(骨折)	(骨折による入院)				
	203	е	200	10	190	田路停止	က	П (УУ)	フルエンザ)	,	欠席 1	0 日 (発熱)	<u> </u>			1

_	70	_

# 特別支援学級用指導要録(記入例)

### 翢 欁 榀 焵 民 校 掛 ÷

出

細

第1学年は、難聴特別支援学級在籍児童

 $\Diamond$ 

を想定している。 第3学年は、

3年生進級時に通常の学級

から難聴特別支援学級に異動した児童を想

し、特定教科において下学年の目標・内容 に替えた教育課程を編成した児童を想定し

難聴特別支援学級に在籍

第5学年は、

定している。

標・内容を下学年の教科の目標・内 成する場合 容に替えて教育

### ■使用する様式

《小·中学校特別支援学級共通》

様式1 (学籍に関する記録) は、通常の学級の様式を 使用する。

覚障がい者、肢体不自由者又は病弱者である児童生領 は、「視覚障がい者、耶 に対する教育を行う特別支援学校の指導要録を参考/ した様式」又は、通常の学級の様式を使用する。 様式2(指導に関する記録)

## |指導に関する記録

## 【各教科の学習の記録】

小・中学校特別支援学級共通》

当該学年の各教科の目標又は、適用した下学年の教 科の目標に準拠して、観点別学習状況及び評定につい て記入する。 観点別学習状況及び観点の記入については、通常の 学級に準ずる。

参考となる諸事項」に適用した教科名と学年について 各数科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容/ 替えて教育課程を編成した場合、「総合所見及び指導」

《中学校特別支援学級》

各数科の目標・内容に替えて指導を行う場合、様式は 中学校用を使用する。中学校で小学校の各数科の目標・ 内容に替えて指導を行う場合、教科の名称までを替え 中学校特別支援学級在籍の生徒に対して、小学校の ることはできないことに留意する。

# [特別の教科 道徳の記録]

《小・中学校特別支援学級共通》 通常の学級に準じて記入する。

主体的に学習に取り組む態度

思考・判断・表現

₩

n臓・技能

### [外国語活動の記録]

通常の学級に準じて記入する。 《小学校特別支援学級》

_			\$⊕+*○○+++○○	+	(	-	Ą	\$		学 級 星	星		星	_
_				7	5	5	<del>}</del>	Ž		整理番号 2	4		1	_
L	١			١	١		١	١	ļ					
		各数科の	小 回	띭	徽					特別の教科	重	の 記	錄	
	教科	観点	学年	1	2	3 4	9	9	学年	学習状況及び道徳性に係	生に係る)	る成長の様	<b></b>	
•		知識・技能		<	Ť	D	C		,	「ありがとう」の気持ちにつる。	いて、自	分の経験	食を基に発言し	
	Ħ	思考・判断・表現		В	Ť	O	В		 1	たり、久服の息化を聞いてみ近ば入の口中についての日がのもえを深めたりした。また、感謝の言葉に書き表した。	DS 人の仕 軒の言葉に	事が表	、この目がらるした。	
	328	主体的に学習に取り組む態	ě/	<	-	В	В	_	٠					
44	1	響定		/	1	2	2		7					
•		知識・技能			Ë	В	В		c	約束やきまりを守ることについての問題を自分のこと ・一部によみず自なの行動を振り返り、多々を発すに目前に	ついての おいまん	問題を自	分のこととし	
小型	Ħ	思考・判断・表現				В	В		۰	いなど引きいこのとと野り扱っていっというとは極色に表現する多	なが見られ	44.	į	
徒	4	主体的に学習に取り組む	む態度		È	<	В	_	Ţ					_
	1	評定				2	2		77					
_		知識・技能		V	É	В	C		L	数材の登場人物の葛藤する思すが、よい、また、七巻の多ままま	見いに治り	添い。	1分を見つめ直	_
	iii,	思考・判断・表現		В	Ť	O	В		٥	リロロロに、久重のも人を聞くし口 にしつがり	いたがたったった。	1 mm	H ガによりた	
	**	主体的に学習に取り組む態度		В	Ť	D.	В		٠					_
	£	評定		/		2	2		0					_
•	ļ	知識・技能			É	В	В			外国 語活動	動の書	記錄		₩
教		思考・判断・表現			Ë	В	В		李年	知識・技能    思考・判	判断・表現	-	主体的に学習に取り組む態度	
2	葆	主体的に学習に取り組む態度	態度			В	В		٠	「What's this?」の表現を使って、「これは何ですか?」 カロール・コール・コンドに借か、自己方法に指しなけるなソ	乗った に	これは何います。	ですか?」「こ	
	:	評定			Ė	2	2		0	んで英語を使おうとする態度が	これの記述			=
3	-	知識・技能		Α	Н	_	_		Ţ					ℽ
	#	思考・判断・表現		<	F				4					
ĮЛ	出	主体的に学習に取り組む態度		<						総合的な学習の	超盤	の 記 象	蒙	_
	I	評定	_	/	$\vdash$				学年	学習活動 観	岸	領土	計 価	_
•	1	知識・技能		Α	Ë	В	В			8.1	多のの	「町たな湯しの	こんけん」では、	ℽ
	'n	思考・判断・表現		4	_	В	С		m	<ul><li>い私たちの町」 ・駅超解決する力</li><li>・町たんけん</li><li>・ 中体的・協働的な</li></ul>	する力	インをあれ	く 施力しながの 非型 トス あわしながの 手型 トス た 来 か 歩 げ 在 注	
	*	主体的に学習に取り組む態度		В	_	В	В					£.		į ν
		評定		$\overline{}$		2	2							(δ ΕΞ
t		知識・技能		⋖	Ë	В	В	-	4					`
-	>		The state of the s		-	-				_				_

### 《小・中学校特別支援学級共通》 《小・中学校特別支援学級共通》 通常の学級に準じて記入する。 [特別活動の記録]

[総合的な学習の時間の記録]

通常の学級に準じて記入する,

### ■留意事項

《小·中学校特別支援学級共通》

同一学校内で、年度当初又は年度途中に、通常の学 級と特別支援学級間で異動が生じた場合、作成してい る様式を引き続き使用してもよい。その際、「総合所見 及び指導上参考となる諸事項」に、その旨記述する。

米の流通について、本 で調べたり現場を見学し たりしたことをもとに、 分かりやすく発表するこ とができた。

- 情報活用能力 コペーニケーシ

米作りに挑戦

主体的に学習に取り組む態度

思考・判断・表現

図画工作

しよう」 お米新発見

ョン能力 主体的な生き方

特別活動の記

小

観点

松

K 鍛

・集団や社会の一員とし ての思考・判断・表現 ・主体的に集団活動や生 活をよりよくしようと ・集団活動や生活につい

する態度

体的に学習に取り組む態度

思考・判断・表現

職・技能

の知識・理解

吊馬 童会活動 ラブ活動 校行。

E体的に学習に取り組む態度

思考・判断・表現

长

印職・技能

# 特別支援学級用指導要録 (記入例)

目標・内容を下学年の教科の目標・内 課程を編成する場合 当該学年の教育課程又は、 容に替えて教育

※記入例は「視覚障がい者、聴覚障がい者、 肢体不自由者又は病弱者である児童生徒 に対する教育を行う特別支援学校の指導 要録を参考にした様式」で示している。

# ■指導に関する記録

### (自立活動の記録)

《小・中学校特別支援学級共通》

個別の指導計画等を踏まえ、次の事項等を端的に記 入する。

- 指導目標、指導内容、指導の成果の概要に関する
- 障がいの状態等に変化が見られた場合、その状況 に関すること
- 障がいの状態を把握するため又は自立活動の成果 を評価するために検査を行った場合、その検査結果 に関すること

# 【入学(入級)時の障がいの状態】

《小・中学校特別支援学級共通》

入学 (入級) する学級種別、障がいの種類及び程度等 を記入する。

なお、交付を受けている身体障害者手帳、療育手帳 等についても記入する。新たに手帳等の交付を受けた 場合も記入する。

《小·中学校特別支援学級共通》 通常の学級に準じて記入する。

			41	· 14				_		<b>∕•</b> `	`					
	入学(入級)時の障がいの状態	人級			談				9	0						
	かいな	後に			₩ ₩	£			2	0				Н		
	刺の韓	難聴特別支援学級に入級 平均聴力レベル	右OdB、左OdB	ô ¦	体障害者手帳 愛媛県第○号 ○種○緞	(RO, O, O交付)			4	(	(			Н	Н	
	(報) 图	難聴特別支援学 平均聴カレベル	<b>村</b>	(RO.O.O) 補膨器装用	身体障害者手帳 愛媛県第○号	0			3	0	0	Н	Н	Н	Н	
	学( <b>)</b>	職特均職	HO.	(K) (B) (B)	体 褒	æ			2	Н	_	(	Н	Н	Н	
	_	難斗	#		,				1			0		Н		
				ケトコ	e e				#							通
				は通び	ĭ											卌
				「参」	المر			蠍	掛							灩
				f的な 炎の食	15%				/							9
				に視り	, 팀 / 동/차 및				V		愛護					\$
				54%	14 28			먑	ш	協力	自然			徳心		رد
				が関め	15月1					· 6.	• ₩.	奉仕	公平	∜:		偨
				筆談や指文字といった視覚的なコミュニケーション手段を学習した。 第数の体験を通して、 らんには開き取りたり、本式ます。こことによっ	順を対				頂	思いやり・協力	生命尊重・自然愛護	勤労・奉仕	公正・公平	公共心・公徳心		₩
	徽			繋 マ サ は	イボ			6	9	田	4	獭	ℴ	≪	H	4
	먑			.ツ-a 独 mく	E E				2	Н	С	Н	Н	Н	H	癝
	6	第 4 %	H H	第 2	半年	第 9	沙田		4	Н		Н	Н	H	Н	架
	专							靈	3	Н	Н	Н	Н	Н	Н	ప
	迚	をを	Ŷ			と通	24TJ		2	H	Н	H	H	Н	H	及
	Ħ	業をで	6			てを	# L.		1	Н		Н	Н	0	H	民
	Ш	などの接便な	; ;			のでで、	ئ آ	行	Н	Н	Т	Н	Н	H	Н	所
		適用値	18 18			な、お客	気持		#							ŲΠ
1		器器のの日	Ŏ B I			て考え、場に応じてどのよ 具体的なや9 取りを通して	±0		掛							鍃
		維維で	, g			ンジ・ 万里:	# 		1							
		はたぶ				にき	遊。		/							
)		観作者	ΣÆ			場合	也		/	習慣	귀병					
2		自立活動では、補職器の適切な装用練習や職 覚学習を行った。補職器の正しい使用で、職き m ス + br 4 n t s x 1 e l e l でいんがぶった	調力			相手の感情について うに行動すべきか、具	開発した		ш	生活。	1004	鉪				
١		当年	表計			± 3.	## ##			基本的な生活習慣	•	自主・自律	45	¥		
١		第13	H H	第	学生	等3			項	基本的	健康・体力の向上	自主	責任感	創意工夫		
_	_		_								_	_	_	•	_	

事項のほか、交流及び共同学習を実施している児童生 徒については、相手先の学級名や実施した教科等を記

通常の学級における記載する事項等及び下記の該当

[総合所見及び指導上参考となる諸事項

《小·中学校特別支援学級共通》

各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容

入する。

に替えて教育課程を編成した場合の適用した教科名

通常の学級の様式を使用する場合は、「自立活動の 記録」「入学(入級)時の障がいの状態」欄がないた め、「総合所見及び指導上参考となる諸事情」欄に記

\*

入する。

通常の学級と特別支援学級間で異動があった場合

		・全体において、寛欲的に取り組んでいる。 特に図画工作では、創造性豊かな作品を 仕上げることができた。 ・清掃活動では、時間一杯黙々と維巾掛け ができた。 ・年活、音楽、体音、特別活動において、	第 1年2組で交流及び共同学習を実施した。 特に運動会では、友達と協力して練習に励んだ。 1・「えひめこども美術展」絵画作品入賞・自立活動では、補職器の適切な装用練習を職学習を行った。 権職器の使用を贈	•	(EX.) () ()	
	考となる諸事項		・国語、算数において第3学年の目標・内容を適用した。 ・体育では、基本的な動きや技能を契に付けて、意欲的 に参加した。 ・等級の優学年の女童に積極的に声を掛けた。 清掃を 手伝ったりと、上緒生として自覚のある言動が見られた。 ・音楽、体育、総合的な学習の時間において、5年1組 で交流及び共同学習を実施した。 ・地域のバレーボールクラブに所属。		部	ah 水
	指導上参	5. 特に図 Mack た。 着れで必 着で交流 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	終 u 沙 サ	A級した。 ましようと 第 かごの掃 6 で交流及び 年	Ø	
-	i Be U	て、意欲的に取り組んでいる。特に図 程鑑が大指金を仕上げることができた。 韓間一杯歌々と離巾掛けができた。 、特別活動において、1年2組で交消 実施した。特に運動会では、友達と版 に協力だ。		(接学級に、 (自ら発表 に。 (こまやりを (3年2組で	久	出席日数
- 1	合 所 見	的に取り条作品を仕上 黙々と雑け 動におい、 特に運動		羅聴特別支 社会) では かに接し7 をもち、、 た。 だ。、、:	Ħ	欠席日数
	総	いて、 管性 管性 管性 時間 一杯 育、 特別 実施した。 実施した。 に配んだ。 美術展」 総		4.1)から + (理科、* ルた。 っても穏や がかに関心 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		出席停止・ 出席しなければ 急引等の目数 ならない目数
		・学習全体において、意欲的に取り組んでいる。特に図面工作では、過程性動が上に行うことができた。 ・清緒活動では、時間一杯繁々と維巾掛けができた。 ・生活、音楽、体育、特別活動において、1年2組で交流 ・生活、音楽、体育、特別活動において、1年2組で交流 カク共同や単文地した。特に運動会では、友達と協 カレながら練習に励んだ。		・第3学年((○・4.1) から難聴特別支援学級に入級した。 す信のある教育(理称、社会)では、自ら発表しようと する姿が見られた。 ・温厚で誰に対しても穏やかに接した。 ・発致では、小動がに関心をもち、えきやりやかごの精 ・発数では、小動がに関心をもち、えきやりやかごの精 ・終放と丁寧に出話を行った。 ・社会、理科、音楽、体育において、3年2組で交流及び 共同学習を実施した。		授業日数 出席停止・ この
						医分枝类
		第1学年	第2季年	第の学年		<b>/</b> #

### [出久の記録]

《小·中学校特別支援学級共通》 通常の学級に準じて記入する。

出席停止3日 (インフルエンザ)、欠席12 (骨折による入院)

188

27

200

203

200

0

200

0

200

rC

忌引3日(祖父死亡)、欠席10日(発熱)

187

10

197

en

200

### 꼫 图 壍 疝 重 昗 饺 仦

### 00市立00小学校 着替えの後、鏡を 見て背中から下着が 出ていることに気付 くと、自分で入れる ようになった。 場を するとき、 格子を だったれる習慣が身に に入れる習慣が身に ᄪ H \* 椞 燅 (指導に関する記録 夲 0 8 ₩ 各教科を知的障がい者である児童生徒 に対する教育を行う特別支援学校の各教 特別支援学級用指導要錄 (記入例)

# 科に替えて教育課程を編成する場合

### 使用する様式

坦

《小・中学校特別支援学級共通》 様式1(学籍

に関する記録)は、通常の学級の様式を 使用する。

읦

H

様式2 (指導に関する記録)は、「知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校」の指導要録を参考にした様式を使用する。

### 指導に関する記録

(各教科の記録)

/小・中学校特別支援学級共通》 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す知 的障がい特別支援学校の各教科の目標・内容に照らし、 具体的に定めた指導内容や実現状況等を文章で端的に

記述する。※ 特別

一特別支援学校小学部各教科 生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育 、特別支援学校中学部各教科 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、 保健体育、職業・家庭、外国語

## (外国語活動の記録)

小学校特別支援学級》 三つの評価の観点に照らして、児童の学習状況に顕 な事項がある場合にその特徴を記入するなど、児童 どのような力が身に付いたのか文章で端的に記述する。

## [特別活動の記録]

《小・中学校特別支援学級共通》 通常の学級における特別活動の記録に関する考え方 と参考としながら文章で端的に記述する。

外国語语動

## (自立活動の記録)

小・中学校特別支援学級共通》 個別の指導計画等を踏まえ、以下の事項等を端的に (小・中学校特別

- 10 指導の成果の概要に関す と 障がいの状態等に変化が見られた場合、 指導内容、 账 ヘする。 指導目標 IJ 品〇
  - その状況 に関する 0 0
- 障がいの状態を把握するため又は自立活動の成果 評価するために検査を行った場合、その検査結果 関すること を評価でいる。

### 一記入例

榝 뎚

6

益

炽

村

Ш

盘

炽 區

华

酃

買い物学習では、 自分の好きな菓子を 嫌び、一人でレジに 並んで支払いができ た。また、特ち場の おうりとレシートを おって、代金を確認

第1学年及び第2学年は、知的障がい特別支援 学級在籍児童を想定している。  $\Diamond$ 

4年生進級時に通常の学級から 閉症・情緒障がい特別支援学級に異動した児 を想定している。 ◇第4学年は、

【各教科の評価の観点】

### 留意事項

む態度

長さ比べでは、他 の縦と横を紙ケープ に置き換えて長さを 比べた。 ボウリング では倒したピンを では倒したピンを

よのあの数の数 着しなしら田 ながの数パ 当たら記録系 を、指差しなしで目 で追いながら数え た。的当てで記録係 を好み、当たれば〇、 外わたの×を正しく 表に書いた。

数

滋

主体的に学習に取り組

 $\odot$ (0)

思考・判断・表現

知識・技能

 $\Theta$ 

文の主語や助詞が変わると意味が変わると意味が変わることに気付いた。 順序や表記に気を付けて、 原子や表記に気を付けて、 仮えたいこと けて、伝えたいこと を意欲的に文に表し た。

《小・中学校特別支援学級共通》 特別支援学校学習指導要領において、小・中学校の 各教科と同様に育成を目指す資質・能力の三つの柱で 3標及び内容が整理されたことを踏まえ、その学習評 面においても観点別学習状況を踏まえて文書記述を行 (記入例参照 各目価 数標に。 学校教育法施行規則第130条の規定に基づき、各教科、特別の教科・道徳、外国語活動(小学校)、特別活動及び目立活動の全部若しくは一部について、合わせて授業を行った場合の評価については、各教科や領域に分けて指導内容及び実現状況等を文章で端的に記述する。

など、③手を休めることな

曲の終囲気で を強弱が関係しんさ めれてに気付いて、 徳間でし続いる。 華やものをして、 メスに合われて、 メスに合われて、 メスに合われて、 がわれていた。

「きょしこのよる」 のインドペケ資券を 好み、電纜をよく現 れ同じよった中型の大 きな存置勝しながの ものかよったなっ ものかよったなっ

細 \* く熱心に取り組んだ。

木井を動物に思立 へ、作りたい組み合 わせる多なが。 かはなるくなをまた、 待しなって、なりました。 付けたり、のにぎり ですを切ったりした。 がつ、際心に作品を 仕上げた。

粘土の玉を重ねているうちに籠の形を 田いつき、躍動的な は 体作品を仕上げ た。 友達の作品を贈 賞し かってい。」

に見立てて表現する にとを繰り返すなる 手を休めるにとする に表して取り組みなる

苦手であった棒久 走にも頑張って取り 機な少けて最後まで 関を受けて最後まで 地切る姿が見られ た。徐々にタイムも 伸びてきた。

低い平均台であれ ば一人で上がり、数 暗と手参りないで譲 ることができた。 鉄棒での、賭び上が りや賭び下りを繋 りや賭び下りを繋 に練習し、身に付け

水遊びでは、教師 と水を掛け合った。 とり、自ら水を顔にか け、りした、徐水に がた対する抵抗がた。 水に対する抵抗がた。 くなってきた。

¥ 征

ては②人や乗り物に見立て て表現することを繰り返す

①大小の丸をたくさん描い

図画工作

<u>+</u>

壓

個ににる別関策なよ となる 特別支援学級に在籍する児童生徒については、¶の指導計画を作成する必要があることから、指導、する記録を作成するに当たって、個別の指導計画にける指導の目標、指導内容等を踏まえた記述となる。留意する。

障がいのある児童生徒について作成する個別の指導 計画に指導要録の指導に関する記録と共通する記載事 項がある場合には、当該個別の指導計画の写しを指導 要録の様式に添付することをもって指導要録への記入 に替えることも可能である。ただし、各教科等を合わ せた指導を行っている場合は替えることはできない。

総カードを見なが らALTの発音を真 仮して意欲的に発音 した。 天気や気持ち に関する言葉を英語 で覚え、簡単な受其 答えを楽しんだ。

体育係として、適 動態の機能や、スポーツ大の準備など の形象や及能に一般 に行った。担当の職 に行った。担当の職 に行った。担当の職 り責任をもって取り 無んだ。

は、必要ないでは、 であって、、いの多様、 とあって、、いっ多様、 人人れたったするなない、、無国の一人として ての意識やもっ人として のが確かもって、 行権に参加した。

华丽坦森

同一学校内で、年度当初又は年度途中に、通常の学級と特別支援学級間で異動が生じた場合、各教科を知的障がい者である児童に対する教育を行う特別支援学型校の各教科に替えて教育課程を編成する必要のある児童生徒においては、本様式を新たに作成する。※記入例の第4学年がこれに当たる。第3学年まで使用の「指導に関する記録」は、新たな様式に添付するようになる。

・・・、とこの、どうし たいかなどの項目を 示した資料を思なが ら、順番に話すこと ができるようになっ たったなっ

勝及に関係なく参加するによるによるになる は、ころこのな様な に、このこのな様な に取り組んだ。 かけたかにも結果。 は入れて、続けて参 けんれて、続けて参 がするとした。 がはなる

他者に対して自発 的な意思の表出を増 か やすことを目標に、に 自由遊びに取り組入 に だ。活動の中で、もう な

自立语動

相手に伝えなければならない事柄を、こう、アニや、アシー

### 00 児童氏名 0

# 別支援学級用指導要録(記入例)

各教科を知的障がい者である児童生徒 に対する教育を行う特別支援学校の各教 科に替えて教育課程を編成する場合

### 指導に関する記録

# [特別の教科 道徳の記録]

通常の学級での考え方を参考としながら文章で端的 に記述するが、知的障がいの状態、生活年齢、学習状況 及び経験等を把握した上で、それぞれの学習過程で考 えられる困難さの状況ごとの配慮を踏まえながら評価 《小·中学校特別支援学級共通》 を行う。

# [総合的な学習の時間の記録]

《小·中学校特別支援学級共通》

通常の学級における総合的な学習の時間の記録に関 る考え方を参考としながら文章で端的に記述する。

### [行動の記録]

《小・中学校特別支援学級共通》

生活全体にわたって認められる児童生徒の行動につい 総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、その他学校 ては、通常の学級における行動の記録の考え方を参考 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動 (小学校)、 こしながら文章で記述する。

# 【入学(入級)時の陣がいの状態】

《小·中学校特別支援学級共通

入学(入級)する学級種別及び、障がいの種類及び程 度等を記入する。

なお、交付を受けている身体障害者手帳、療育手帳 等についても記入する。新たに手帳等の交付を受けた 場合も記入する。

							後台の長々の行き   チェインの行う	通常の学級における記載する事項等及び下記の該当事項のほか、交流及び共同学習を実施している児童生	徒については、相手先の学級名や実施した教科等を記 1 オス2	ハナシ。 ○ 通常の学級と特別支援学級間で異動があった場合	
		:とめたり言葉で表したりす <身に付いた。			入学(入級)時の障がいの状態	・知的障がい特別支援学級	に入級 ・てんかん	・新版 K 式発達検査 発達年齢○歳○か月	(RO.O.O) ・療育手帳 O 自言語十一体(O)O(0)	※聚者×果○○○~~ (RO.O.O交付)	
徳の記録	性に係る成長の様子	登場人物の感情を想像して、文にまとめたり音葉で表したりす 4 るなど、相手の気持ちを考える習慣が身に付いた。			三	財 健		米の品種に興味をもち、自分や友達の家、給 食で食べている米の品種や全国の品種別生産量 を調べた。			5. 绿
科 道	ə		うを 5	9	@ III			米の品種! で食べて! 調べた。			0
特別の教科	習状況及び道	という気持ちの大切さを知り、周りの人 で表現しようとした。	然や命を大切にしようとする気持ちを 囲の人やものに接する態度が見られた。		的な学習の時	親点		·問題解決力 ・学び方・考え方・表し方 ・主体的・協働的態度 を			行動
	秦	話を聞いてありがとうという気料 この感謝の気持ちを言葉で表現しよ	権物の栽培を通して自然や命を大切にしようとする気持ちを もち、優しい気持ちで周囲の人やものに接する態度が見られた。		<b>\$</b> @	傳 县 悬 表		「日本の宝、お米文化」			
	学年	1	2	3		学年	3	4	2	9	

# 別支援学級共通》 準じて記入する。 [出久の記録] 生き物が好きで、飼育小屋にウサギを見に行ったり、教館のメ ダカにえさをやったりして、世話をする姿がよく見られた。遠足 では紅葉の美しさに気付き、教師に伝えた。

4 学 年

手売い場の石鹸がないことに気付いて、自分から保健地に取り に行くなど、自主的な行動が増えてきた。掲示物等から情報を得 て、数師に予定を確認しながら行動した。

《小・中学校特] 通常の学級に注														
縣 co 粉 世	搬心物	4	上参考となる諸事項	<ul> <li>第4学年(R〇・4.1)から自明症・情緒障がい・特別支援学 新 級に入扱した。</li> <li>投業中に動き回ることが少なくなり、落ち着いて学習に 4 取り組む時間が多くなった。特に、得意とする区画工作 9 の時間は、熱心に取り組んでいる。</li> <li>・総合教育センターの教育相談利用(月1回)</li> </ul>	終 2 沙 母	終电學母	の第2	6 光	(祖母死亡)					
帯を待った 系の仕事を			指導	掛けに挙 きた。 た。雑巾  学習を実	I囲に表現 パインる。 大勢の前		K		로레2표 (					
:見たり順記 とた。保健(			] 及 び	数師の問い 変が増えて 「華に拭い こなった。 能及び共同	7素直に周 浴よく描り 紹介では、 ざった。		Œ	出席日数	961	202		200		
童の様子を ことが塩メ			合 所 見	が加し、 を を を を を が に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に に の に の に に の に の に に の に に の に に に に に に に に に に に に に	く気持ちる た。 2列車の総 たとの交流 だこうなか			欠席日数	2	0		0		
つと、女 参加する きた。			総	:板業に参い、 だど、積極 たを行い、 1分で絞ぎ 1年2	がおしい 関るへし 黒行縁な  大樹守縁な			出席しなければ ならない 日数	198	202		200		
引通しが立 なち着いて さも増えて				な態度で  表するな  雑中掛け  覚え、  において	:			出席停止・忌引等の日数	2	0		0		
核業内容に見通しが立つと、友達の様子を見たり順番を待った りした核業に落ち着いて参加することが増えた。保健係の仕事を 一人ですることも増えたきた。				常に真而目な態度で侵業に参加し、教師の問い掛けに挙 者として発表するなど、精髄的な態度が増えてきた。 掃除では、維巾掛けを行い、両手で丁寧に枕いた。維巾 の絞り万も覚え、自子で乾れるようになった。 音楽、体育において、1年2組で交流及び共同学習を実 施した。	感情表現が豊かで、うれしい気持ちを素直に周囲に表現し、学般の雰囲気を明るくした。 い、学般の雰囲気を明るくした。 対例の三脚があり、飛行機や列車の絵をよく描いている。 近隣の小学校の特別支援学級との交流会では、大勢の前 で発表することができ、自信につながった。			授業日数	200	202		200		
第2字年数シー	据 c 补	· #		第一学年等年を選	第2字年。	無の沙井	1	₹4	1	2	3	4	5	9

る教育課程を 当該学年 教育を行う!

### ■使用する様式

《小·中学校特別支援学級 

「知的障がい者である児 童生徒に対する教育を行 う特別支援学校の指導要 録を参考にした様式」を使 いては、通常の学級の様式2 (指導に関する記録)の「各教科の学習の記録」に 用した上で、当該学年の教 科又は下学年の目標・内容 に替えた教科の評価につ

記入し、添付する。 その際、「知的障がい者 である児童生徒に対する 教育を行う特別支援学校 に別紙記入の旨を明記しておく。また、重複する欄の記入不用となった方に の指導要録を参考にした 様式」には、当該教科の欄 は斜線を引く。

# ■指導に関する記録

《小·中学校特別支援学級 

に替えた教科は、「総合所 見及び指導上参考となる 諸事項」に、教科名とその 学年について記入する。 適用した当該学年の教 科又は下学年の目標・内容

### 徙 ₩ 女 俳 <del>-</del>

数の	9	各教科に替え	字 农 生 術 指 導 要	<b>*</b>	***	様式2(指導に関する記録)
		主義をデーセント	华 校 名	一学年		生徒氏名
į	导下	がたころが、 大小手を 一番・	〇〇市立〇〇中学校	学 級 7 整理番号 4		00 00
6 H	- ‡ - †	十七四年	· 特別活動・自立活動	の記録	JL	
Ę	ט		2		菜	小型型
	Ħ	「本の紹介」では、書くことの を決め、考えや理由を段落でまと		1	\$	知識・技能
	相	がら分かりやすい紹介文に表した。俳句の学習では、俳句の音話に親しみ、 作事を用い降かべたがら諸ん説しみ、	1	記人例————————————————————————————————————	H	思考・判断・表現
1		IN ACCUSA 1777 SAN DESCRICE			150 100 100 100 100 100 100 100 100 100	主体的に学習に取り組む態度
	#	自然災害の学習では、地域の関係機関や人々が様々な備えをしているこ	◇知的障がい特別	援学級在籍生徒で、音		释定
		とを調べ、新聞にまとめて発表しパラリンピックに興味をもち、参	楽、保健体育、	技術・家庭は、当該学年	76	知識・技能
	414	や地域の特徴について理解を深め	の目標	、美術は小学校第5学年	Ħ	思考・判断・表現
	1/4	分数では、ひもや計量カップで、ユキキャチャンが呼ばれています。	の目標	・内容に替え、それ以外の教科は、	414	主体的に学習に取り組む態度
	ă.	の大きさを作る活動に繋心に取り組み、分数の意味や表し方を理解した。二		知的障がい特別支援学校の各教科に替え		評定
	掛	等辺二角形や止二角形について 配規やコンパスを用いて作図した。	٢	教育課程を編成した生徒を想定してい	禁	知識・技能
	B.	水を沸騰させて水蒸気を集め、	る演			思考・判断・表現
	世	<ul><li>一般では、果めた木然気が木になることに気付いた。気温変化調べでは、</li><li>一々引きされる。</li><li>ガラにまずが、</li><li>ガラににまします。</li></ul>			計	主体的に学習に取り組む態度
	葆	カイメ車や512条/ / / 7女アンドボット 仮道が薄かい とに気付い	グダー			T C 的 T C C C C C C C C C C C C C C C C
1	*				獸	田
		別紙記入			ē	主体的に学習
	**				¢.	路定
1	4					知識・技能
	ĸ	人 写 3			榧	思考·判断·表現
	辨				96	主体的に学習に取り組む態度
					*	幹定
	改章	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				知識・技能
	(	別教記入			**	思考·判断·表現
	2				**	主体的に学習に取り組む態度
	盛業				Ē	群定
	÷ 98	別紙記入			5	知識・技能
					张 蒙	思考・判断・表現
I		英語の表現を使って、友達と好る。	٠٠٠ ١٠٠٠		存作	主体的に学習に取り組む態度
	<b>★</b> ⊞	以入る大くか、一クか原依むに 船子 つつった。 由手の話を J.く 関ネ、 通立を ピット と リン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 1, 2 - 3, 0		Ē.	醉定
		トンドイントートあつのなっ米なから、活動した。	*		菘	知識・技能
	4	学級会の司会を務め、友達の意	見を		卷.	思考・判断・表現
	幸忌	丁寧に聞き取った。運動会では準に立候補し、友達と協力して担当	<b>am</b> を し		-	主体的に学習に取り組む態度
	拒順	準備物を何度も確認し、立派に役割を 果たした。	割を		園	評定
		1 日本七 (日本人)、 分業値を出す。				知識・技能
		X标りの版にいめ数目の状と か通した、由分の気持むと治療に へいい。 はなかな 計す 数3 色	記しい		★ 国	思考・判断・表現
	当把者	何うことかいさた。また、約9の慰信 への対処の仕方を教師と一緒に考え シェトジのきず	参え		1 H2	主体的に学習に取り組む態度
	ESS.	るいたがらみた。				評定

### 礟 瞅 掛 袻 侇 ₩ 校 胀 <del>-</del>

数 国	# # R R A O O O O O O O O O O O O O O O O O	Ō	学 核 名〇市立〇〇中学校	数 〇 日 日	茶		学報	- 1	2	n
	0		〇市立(	00	<b>华</b>	計	級	t		
						を開発を	中中	- 4		
							2	,		Ш
		⋪	教科	9	習の記録					
	親 点 学 年	1	2	3 教科	科 親 点	*	年	1	2	3
	知識・技能	$\angle$			知識・技能					
	思考・判断・表現	$\angle$			思考・判断・	表現				
	主体的に学習に取り組む態度	$\angle$			主体的に学習。	主体的に学習に取り組む態度				
	粹定	$\angle$			評定					
	知識・技能	$ \angle $			特別	の教科	道德	Ø #3	徽	
	思考・判断・表現	$\angle$		学年		学習状況及び道徳性に係る成長の様子	性に係る	5成長の	<b>光</b>	
-	主体的に学習に取り組む態度	$\angle$		,						
陆	解定	V		_		1				- 1
	知識・技能	$\c igwedge$								
教	思考・判断・表現	$\angle$		.71						
#	主体的に学習に取り組む態度	$\angle$		٠						
	群定	$\angle$		٥						
	知識・技能	$\angle$			總	的な学習	の時間	の記録		
型	思考・判断・表現	$\Delta$		学年	幸習活動	鄉	岸	ten.	評 価	
祖	主体的に学習に取り組む態度	4			_	_		/		
	蔣定	4			/	/		_	/	
	知識・技能	В		-	/	_			/	
拒	思考・判断・表現	В			_		/		/	/
##	主体的に学習に取り組む態度	В								
	解定	3								
	知識・技能	В								
₩	思考・判断・表現	В		- 23						
海田	主体的に学習に取り組む態度	В								
	群定	03								
_	知識・技能	O								
K 健:	思考・判断・表現	ပ								
_	主体的に学習に取り組む態度	В								
	蔣定	2								
	知識・技能	O								
(海	思考・判断・表現	В			*	特別活動	6	記録		
_	主体的に学習に取り組む態度	С			内容観	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	掛	年 1	2	3
	群定	2		솱	多 活 動 · 集	集団活動や生活についての 伝典・細紀	21102	\ @		
苯	知識・技能	4		·		A - 計手 子 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	-		1	4
外田田	思考・判断・表現	$\angle$		Ħ	生徒会活動 思知	集団小台芸の一員としての 思考・判断・表現	Λ 7 7	<u>/</u> s		
	主体的に学習に取り組む態度	$\angle$		3		主体的に集団活動や生活を	や生活	420;	$\perp$	
85	群定	_		H	4 女女中 上 上	ひよく しよう ぴ	うの順	bx	_	

### 第3部 各学校における指導要録作成に当たって 参考となる資料(抜粋)

### 其の1

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における 児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」 (平成31年3月29日 文部科学省通知抜粋)



30 文科初第1845号 平成31年3月29日

各都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 各 都 道 府 県 知 事 附属学校を置く各国公立大学長 小中高等学校を設置する学校設置会社を 所轄する構造改革特別区域法第12条 第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長 永 山 賀



(印影印刷)

小学校,中学校,高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)

この度、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において、「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」(平成31年1月21日)(以下「報告」という。)がとりまとめられました。

報告においては、新学習指導要領の下での学習評価の重要性を踏まえた上で、その基本 的な考え方や具体的な改善の方向性についてまとめられています。

文部科学省においては、報告を受け、新学習指導要領の下での学習評価が適切に行われるとともに、各設置者による指導要録の様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう、学習評価を行うに当たっての配慮事項、指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録作成に当たっての配慮事項等を別紙1~5及び参考様式のとおりとりまとめました。

ついては、下記に示す学習評価を行うに当たっての配慮事項及び指導要録に記載する事項の見直しの要点並びに別紙について十分に御了知の上、各都道府県教育委員会におかれ

ては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれては、その管下の学校に対し、新学習指導要領の下で、報告の趣旨を踏まえた学習指導及び学習評価並びに指導要録の様式の設定等が適切に行われるよう、これらの十分な周知及び必要な指導等をお願いします。さらに、幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所及び幼保連携型認定こども園(以下「幼稚園等」という。)と小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)及び特別支援学校小学部との緊密な連携を図る観点から、幼稚園等においてもこの通知の趣旨の理解が図られるようお願いします。

なお、平成22年5月11日付け22文科初第1号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」のうち、小学校及び特別支援学校小学部に関する部分は2020年3月31日をもって、中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)及び特別支援学校中学部に関する部分は2021年3月31日をもって廃止することとし、また高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)及び特別支援学校高等部に関する部分は2022年4月1日以降に高等学校及び特別支援学校高等部に入学する生徒(編入学による場合を除く。)について順次廃止することとします。

なお、本通知に記載するところのほか、小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)の学習評価等については、引き続き平成28年7月29日付け28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」によるところとし、特別支援学校(知的障害)高等部における道徳科の学習評価等については、同通知に準ずるものとします。

記

- 1. 学習評価についての基本的な考え方
- (1) カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて 組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中 核的な役割を担っていること。

(2) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

指導と評価の一体化の観点から、新学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っていること。

(3) 学習評価について指摘されている課題

学習評価の現状としては, (1)及び(2)で述べたような教育課程の改善や授業 改善の一連の過程に学習評価を適切に位置付けた学校運営の取組がなされる一方で, 例えば、学校や教師の状況によっては,

- ・ 学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く,評価の結果が 児童生徒の具体的な学習改善につながっていない,
- ・ 現行の「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数や毎時間ノートをとっているかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭しきれていない、
- ・ 教師によって評価の方針が異なり、学習改善につなげにくい、
- ・ 教師が評価のための「記録」に労力を割かれて、指導に注力できない、
- ・ 相当な労力をかけて記述した指導要録が、次の学年や学校段階において十分に活 用されていない、

といった課題が指摘されていること。

- (4) 学習評価の改善の基本的な方向性
  - (3)で述べた課題に応えるとともに、学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ、次の基本的な考え方に立って、学習評価を真に意味のあるものとすることが重要であること。
  - ① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
  - ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと
  - ③ これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

これに基づく主な改善点は次項以降に示すところによること。

### 2. 学習評価の主な改善点について

- (1)各教科等の目標及び内容を「知識及び技能」,「思考力,判断力,表現力等」,「学びに向かう力,人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進する観点から,観点別学習状況の評価の観点についても,これらの資質・能力に関わる「知識・技能」,「思考・判断・表現」,「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理して示し,設置者において,これに基づく適切な観点を設定することとしたこと。その際,「学びに向かう力,人間性等」については,「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と観点別学習状況の評価にはなじまず,個人内評価等を通じて見取る部分があることに留意する必要があることを明確にしたこと。
- (2) 「主体的に学習に取り組む態度」については、各教科等の観点の趣旨に照らし、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向け

た粘り強い取組の中で、自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価することとしたこと(各教科等の観点の趣旨は、本通知の別紙4及び別紙5に示している)。

- (3) 学習評価の結果の活用に際しては、各教科等の児童生徒の学習状況を観点別に捉え、各教科等における学習状況を分析的に把握することが可能な観点別学習状況の評価と、各教科等の児童生徒の学習状況を総括的に捉え、教育課程全体における各教科等の学習状況を把握することが可能な評定の双方の特長を踏まえつつ、その後の指導の改善等を図ることが重要であることを明確にしたこと。
- (4) 特に高等学校及び特別支援学校(視覚障害, 聴覚障害, 肢体不自由又は病弱)高等部における各教科・科目の評価について, 学習状況を分析的に捉える観点別学習状況の評価と, これらを総括的に捉える評定の両方について, 学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき学校が地域や生徒の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし, その実現状況を評価する, 目標に準拠した評価として実施することを明確にしたこと。

### 3. 指導要録の主な改善点について

指導要録の改善点は以下に示すほか,別紙1から別紙3まで及び参考様式に示すとおりであること。設置者や各学校においては,それらを参考に指導要録の様式の設定や作成に当たることが求められること。

- (1) 小学校及び特別支援学校(視覚障害, 聴覚障害, 肢体不自由又は病弱) 小学部における「外国語活動の記録」については, 従来, 観点別に設けていた文章記述欄を一本化した上で, 評価の観点に即して, 児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入することとしたこと。
- (2) 高等学校及び特別支援学校(視覚障害, 聴覚障害, 肢体不自由又は病弱) 高等部に おける「各教科・科目等の学習の記録」については, 観点別学習状況の評価を充実す る観点から, 各教科・科目の観点別学習状況を記載することとしたこと。
- (3) 高等学校及び特別支援学校(視覚障害, 聴覚障害, 肢体不自由又は病弱)高等部における「特別活動の記録」については,教師の勤務負担軽減を図り,観点別学習状況の評価を充実する観点から,文章記述を改め,各学校が設定した観点を記入した上で,各活動・学校行事ごとに,評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に,○印を記入することとしたこと。
- (4)特別支援学校(知的障害)各教科については、特別支援学校の新学習指導要領において、小・中・高等学校等との学びの連続性を重視する観点から小・中・高等学校の各教科と同様に育成を目指す資質・能力の三つの柱で目標及び内容が整理されたことを踏まえ、その学習評価においても観点別学習状況を踏まえて文章記述を行うこととしたこと。

- (5) 教師の勤務負担軽減の観点から、①「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、要点を箇条書きとするなど、その記載事項を必要最小限にとどめるとともに、②通級による指導を受けている児童生徒について、個別の指導計画を作成しており、通級による指導に関して記載すべき事項が当該指導計画に記載されている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能とするなど、その記述の簡素化を図ることとしたこと。
- 4. 学習評価の円滑な実施に向けた取組について
- (1) 各学校においては、教師の勤務負担軽減を図りながら学習評価の妥当性や信頼性が 高められるよう、学校全体としての組織的かつ計画的な取組を行うことが重要である こと。具体的には、例えば以下の取組が考えられること。
  - ・ 評価規準や評価方法を事前に教師同士で検討し明確化することや評価に関する実 践事例を蓄積し共有すること。
  - ・ 評価結果の検討等を通じて評価に関する教師の力量の向上を図ること。
  - ・ 教務主任や研究主任を中心として学年会や教科等部会等の校内組織を活用すること。
- (2) 学習評価については、日々の授業の中で児童生徒の学習状況を適宜把握して指導の 改善に生かすことに重点を置くことが重要であること。したがって観点別学習状況の 評価の記録に用いる評価については、毎回の授業ではなく原則として単元や題材など 内容や時間のまとまりごとに、それぞれの実現状況を把握できる段階で行うなど、そ の場面を精選することが重要であること。
- (3) 観点別学習状況の評価になじまず個人内評価の対象となるものについては、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるよう、日々の教育活動等の中で児童生徒に伝えることが重要であること。特に「学びに向かう力、人間性等」のうち「感性や思いやり」など児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し児童生徒に伝えることが重要であること。
- (4) 言語能力,情報活用能力や問題発見・解決能力など教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力は,各教科等における「知識・技能」,「思考・判断・表現」,「主体的に学習に取り組む態度」の評価に反映することとし,各教科等の学習の文脈の中で,これらの資質・能力が横断的に育成・発揮されることが重要であること。
- (5) 学習評価の方針を事前に児童生徒と共有する場面を必要に応じて設けることは、学習評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、児童生徒自身に学習の見通しをもたせる上で重要であること。その際、児童生徒の発達の段階等を踏まえ、適切な工夫が求められること。
- (6) 全国学力・学習状況調査や高校生のための学びの基礎診断の認定を受けた測定ツー

ルなどの外部試験や検定等の結果は、児童生徒の学習状況を把握するために用いることで、教師が自らの評価を補完したり、必要に応じて修正したりしていく上で重要であること。

このような外部試験や検定等の結果の利用に際しては、それらが学習指導要領に示す目標に準拠したものでない場合や、学習指導要領に示す各教科の内容を網羅的に扱うものではない場合があることから、これらの結果は教師が行う学習評価の補完材料であることに十分留意が必要であること。

(7) 法令に基づく文書である指導要録について、書面の作成、保存、送付を情報通信技術を用いて行うことは現行の制度上も可能であり、その活用を通して指導要録等に係る事務の改善を推進することが重要であること。特に、統合型校務支援システムの整備により文章記述欄などの記載事項が共通する指導要録といわゆる通知表のデータの連動を図ることは教師の勤務負担軽減に不可欠であり、設置者等においては統合型校務支援システムの導入を積極的に推進すること。仮に統合型校務支援システムの整備が直ちに困難な場合であっても、校務用端末を利用して指導要録等に係る事務を電磁的に処理することも効率的であること。

これらの方法によらない場合であっても、域内の学校が定めるいわゆる通知表の記載事項が、当該学校の設置者が様式を定める指導要録の「指導に関する記録」に記載する事項を全て満たす場合には、設置者の判断により、指導要録の様式を通知表の様式と共通のものとすることが現行の制度上も可能であること。その際、例えば次のような工夫が考えられるが、様式を共通のものとする際には、指導要録と通知表のそれぞれの役割を踏まえることも重要であること。

- ・ 通知表に、学期ごとの学習評価の結果の記録に加え、年度末の評価結果を追記することとすること。
- ・ 通知表の文章記述の評価について、指導要録と同様に、学期ごとにではなく年間 を通じた学習状況をまとめて記載することとすること。
- ・ 指導要録の「指導に関する記録」の様式を、通知表と同様に学年ごとに記録する様式とすること。
- (8) 今後, 国においても学習評価の参考となる資料を作成することとしているが, 都道府県教育委員会等においても, 学習評価に関する研究を進め, 学習評価に関する参考となる資料を示すとともに, 具体的な事例の収集・提示を行うことが重要であること。特に高等学校については, 今般の指導要録の改善において, 観点別学習状況の評価が一層重視されたこと等を踏まえ, 教員研修の充実など学習評価の改善に向けた取組に一層, 重点を置くことが求められること。国が作成する高等学校の参考資料についても, 例えば, 定期考査や実技など現在の高等学校で取り組んでいる学習評価の場面で活用可能な事例を盛り込むなど, 高等学校の実態や教師の勤務負担軽減に配慮しつつ学習評価の充実を図ることを可能とする内容とする予定であること。

- 5. 学習評価の改善を受けた高等学校入学者選抜、大学入学者選抜の改善について
- 「1. 学習評価についての基本的な考え方」に示すとおり、学習評価は、学習や指導の 改善を目的として行われているものであり、入学者選抜に用いることを一義的な目的とし て行われるものではないこと。したがって、学習評価の結果を入学者選抜に用いる際には、 このような学習評価の特性を踏まえつつ適切に行うことが重要であること。

### (1) 高等学校入学者選抜の改善について

報告を踏まえ,高等学校及びその設置者において今般の学習評価の改善を受けた入 学者選抜の在り方について検討を行う際には、以下に留意すること。

- ・ 新学習指導要領の趣旨を踏まえた各高等学校の教育目標の実現に向け、入学者選抜の質的改善を図るため、改めて入学者選抜の方針や選抜方法の組合せ、調査書の利用方法、学力検査の内容等について見直すこと。
- ・ 調査書の利用に当たっては、そのねらいを明らかにし、学力検査の成績との比重 や、学年ごとの学習評価の重み付け等について検討すること。例えば都道府県教育 委員会等において、所管の高等学校に一律の比重で調査書の利用を義務付けている ような場合には、各高等学校の入学者選抜の方針に基づいた適切な調査書の利用と なるよう改善を図ること。
- ・ 入学者選抜の改善に当たっては、新学習指導要領の趣旨等も踏まえつつ、学校に おける働き方改革の観点から、調査書の作成のために中学校の教職員に過重な負担 がかかったり、生徒の主体的な学習活動に悪影響を及ぼしたりすることのないよう、 入学者選抜のために必要な情報の整理や市区町村教育委員会及び中学校等との情報 共有・連携を図ること。

### (2) 大学入学者選抜の改善について

国においては新高等学校学習指導要領の下で学んだ生徒に係る「2025年度大学 入学者選抜実施要項」の内容について2021年度に予告することとしており、予告 に向けた検討に際しては、報告及び本通知の趣旨を踏まえ以下に留意して検討を行う 予定であること。

- ・ 各大学において、特に学校外で行う多様な活動については、調査書に過度に依存することなく、それぞれのアドミッション・ポリシーに基づいて、生徒一人一人の 多面的・多角的な評価が行われるよう、各学校が作成する調査書や志願者本人の記載する資料、申告等を適切に組み合わせるなどの利用方法を検討すること。
- ・ 学校における働き方改革の観点から、指導要録を基に作成される調査書について も、観点別学習状況の評価の活用を含めて、入学者選抜で必要となる情報を整理し た上で検討すること。

- [別紙1] 小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等
- [別紙2] 中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等
- [別紙3] 高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等
- [別紙4]各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨(小学校及び特別支援学校小学部並びに中学校及び特別支援学校中学部)
- [別紙5] 各教科等の評価の観点及びその趣旨(高等学校及び特別支援学校高等部)
- [参考1] 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「児童生徒の学習評価の在り 方について(報告)」平成31年1月21日

http://www.mext.go.jp/b menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/1412933.htm

[参考2] 指導要録に関連して文部科学省が発出した主な通知等

http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/new-cs/senseiouen/1414600.htm

[参考3] 各設置者における指導要録の様式の設定に当たっての検討に資するため、別添 として指導要録の「参考様式」を示している。

別紙 1

### 小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等

I 学籍に関する記録

学籍に関する記録については、原則として学齢簿の記載に基づき、学年当 初及び異動の生じたときに記入する。

- 1 児童の氏名,性別,生年月日及び現住所
- 2 保護者の氏名及び現住所
- 3 入学前の経歴

小学校及び特別支援学校小学部(以下「小学校等」という。)に入学するまでの教育・保育関係の略歴(在籍していた幼稚園,特別支援学校幼稚部,保育所又は幼保連携型認定こども園等の名称及び在籍期間等)を記入する。なお,外国において受けた教育の実情なども記入する。

- 4 入学・編入学等
  - (1) 入学

児童が第1学年に入学した年月日を記入する。

(2) 編入学等

第1学年の中途又は第2学年以上の学年に、在外教育施設や外国の学校 等から編入学した場合、又は就学義務の猶予・免除の事由の消滅により就 学義務が発生した場合について、その年月日、学年及び事由等を記入する。

5 転入学

他の小学校等から転入学してきた児童について,転入学年月日,転入学年,前に在学していた学校名,所在地及び転入学の事由等を記入する。

6 転学・退学等

他の小学校等に転学する場合には、転学先の学校が受け入れた日の前日に 当たる年月日、転学先の学校名、所在地、転入学年及びその事由等を記入す る。また、学校を去った年月日についても併記する。

在外教育施設や外国の学校に入るために退学する場合又は学齢(満15歳に達した日の属する学年の終わり)を超過している児童が退学する場合は,校長が退学を認めた年月日及びその事由等を記入する。

なお,就学義務が猶予・免除される場合又は児童の居所が1年以上不明である場合は,在学しない者として取り扱い,在学しない者と認めた年月日及びその事由等を記入する。

7 卒業

校長が卒業を認定した年月日を記入する。

8 進学先

進学先の学校名及び所在地を記入する。

9 学校名及び所在地

分校の場合は、本校名及び所在地を記入するとともに、分校名、所在地及 び在学した学年を併記する。

### 10 校長氏名印,学級担任者氏名印

各年度に、校長の氏名、学級担任者の氏名を記入し、それぞれ押印する。 (同一年度内に校長又は学級担任者が代わった場合には、その都度後任者の 氏名を併記する。)

なお、氏名の記入及び押印については、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に定義する「電子署名」をいう。)を行うことで替えることも可能である。

### Ⅱ 指導に関する記録

小学校における指導に関する記録については,以下に示す記載することが 適当な事項に留意しながら,各教科の学習の記録(観点別学習状況及び評 定),道徳科の記録,外国語活動の記録,総合的な学習の時間の記録,特別 活動の記録,行動の記録,総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠 の記録について学年ごとに作成する。

特別支援学校(視覚障害, 聴覚障害, 肢体不自由又は病弱) 小学部における指導に関する記録については, 小学校における指導に関する記録に記載する事項に加えて, 自立活動の記録について学年ごとに作成するほか, 入学時の障害の状態について作成する。

特別支援学校(知的障害)小学部における指導に関する記録については,各教科の学習の記録,特別活動の記録,自立活動の記録,道徳科の記録,外国語活動の記録,行動の記録,総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録について学年ごとに作成するほか,入学時の障害の状態について作成する。

特別支援学校小学部に在籍する児童については,個別の指導計画を作成する必要があることから,指導に関する記録を作成するに当たって,個別の指導計画における指導の目標,指導内容等を踏まえた記述となるよう留意する。また,児童の障害の状態等に即して,学校教育法施行規則第130条の規定に基づき各教科の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合又は各教科,道徳科,外国語活動,特別活動及び自立活動の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年文部科学省告示第73号)第1章第8節の規定(重複障害者等に関する教育課程の取扱い)を適用した場合にあっては,その教育課程や観点別学習状況を考慮し,必要に応じて様式等を工夫して,その状況を適切に端的に記入する。

特別支援学級に在籍する児童の指導に関する記録については、必要がある場合、特別支援学校小学部の指導要録に準じて作成する。

なお、障害のある児童について作成する個別の指導計画に指導要録の指導 に関する記録と共通する記載事項がある場合には、当該個別の指導計画の写 しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えること も可能である。

### 1 各教科の学習の記録

小学校及び特別支援学校(視覚障害, 聴覚障害, 肢体不自由又は病弱)小学部における各教科の学習の記録については, 観点別学習状況及び評定について記入する。

特別支援学校(知的障害)小学部における各教科の学習の記録については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年文部科学省告示第73号)に示す小学部の各教科の目標、内容に照らし、別紙4の各教科の評価の観点及びその趣旨を踏まえ、具体的に定めた指導内容、実現状況等を箇条書き等により文章で端的に記述する。

### (1) 観点別学習状況

小学校及び特別支援学校(視覚障害,聴覚障害,肢体不自由又は病弱) 小学部における観点別学習状況については,小学校学習指導要領(平成2 9年文部科学省告示第63号)及び特別支援学校小学部・中学部学習指導 要領(平成29年文部科学省告示第73号)(以下「小学校学習指導要領 等」という。)に示す各教科の目標に照らして,その実現状況を観点ごと に評価し記入する。その際,「十分満足できる」状況と判断されるものを A,「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB,「努力を要す る」状況と判断されるものをCのように区別して評価を記入する。

小学校及び特別支援学校(視覚障害,聴覚障害,肢体不自由又は病弱) 小学部における各教科の評価の観点について,設置者は,小学校学習指導 要領等を踏まえ,別紙4を参考に設定する。

### (2) 評定

小学校及び特別支援学校(視覚障害,聴覚障害,肢体不自由又は病弱) 小学部における評定については,第3学年以上の各学年の各教科の学習の 状況について,小学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして,そ の実現状況を総括的に評価し記入する。

各教科の評定は、小学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、 その実現状況を「十分満足できる」状況と判断されるものを3,「おおむ ね満足できる」状況と判断されるものを2,「努力を要する」状況と判断 されるものを1のように区別して評価を記入する。

評定に当たっては、評定は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり、「(1) 観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定める。

### 2 特別の教科 道徳

小学校等における道徳科の評価については、28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」に基づき、学習活動における児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を個人内評価として文章で端的に記述する。

### 3 外国語活動の記録

小学校及び特別支援学校(視覚障害,聴覚障害,肢体不自由又は病弱)小学部における外国語活動の記録については,評価の観点を記入した上で,それらの観点に照らして,児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入する等,児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。評価の観点については,設置者は,小学校学習指導要領等に示す外国語活動の目標を踏まえ,別紙4を参考に設定する。

### 4 総合的な学習の時間の記録

小学校及び特別支援学校(視覚障害,聴覚障害,肢体不自由又は病弱)小学部における総合的な学習の時間の記録については,この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で,それらの観点のうち,児童の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等,児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

評価の観点については、小学校学習指導要領等に示す総合的な学習の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて別紙4を参考に定める。

### 5 特別活動の記録

小学校及び特別支援学校(視覚障害,聴覚障害,肢体不自由又は病弱)小学部における特別活動の記録については,各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で,各活動・学校行事ごとに,評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に,○印を記入する。

評価の観点については、小学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において別紙4を参考に定める。その際、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、例えば「主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度」などのように、より具体的に定めることも考えられる。記入に当たっては、特別活動の学習が学校や学級における集団活動や生活を対象に行われるという特質に留意する。

特別支援学校(知的障害)小学部における特別活動の記録については、小学校及び特別支援学校(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱)小学部における特別活動の記録に関する考え方を参考としながら文章で端的に記述する。

### 6 自立活動の記録

特別支援学校小学部における自立活動の記録については,個別の指導計画を踏まえ,以下の事項等を端的に記入する。

- ① 指導目標,指導内容,指導の成果の概要に関すること
- ② 障害の状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること
- ③ 障害の状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合,その検査結果に関すること

### 7 行動の記録

小学校及び特別支援学校(視覚障害, 聴覚障害, 肢体不自由又は病弱)小

学部における行動の記録については、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校生活全体にわたって認められる児童の行動について、設置者は、小学校学習指導要領等の総則及び道徳科の目標や内容、内容の取扱いで重点化を図ることとしている事項等を踏まえて示している別紙4を参考にして、項目を適切に設定する。また、各学校において、自らの教育目標に沿って項目を追加できるようにする。

各学校における評価に当たっては,各項目の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合に,〇印を記入する。

特別支援学校(知的障害)小学部における行動の記録については、小学校 及び特別支援学校(視覚障害,聴覚障害,肢体不自由又は病弱)小学部にお ける行動の記録に関する考え方を参考としながら文章で端的に記述する。

8 総合所見及び指導上参考となる諸事項

小学校等における総合所見及び指導上参考となる諸事項については、児童の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で箇条書き等により端的に記述すること。特に④のうち、児童の特徴・特技や学校外の活動等については、今後の学習指導等を進めていく上で必要な情報に精選して記述する。

- ① 各教科や外国語活動,総合的な学習の時間の学習に関する所見
- ② 特別活動に関する事実及び所見
- ③ 行動に関する所見
- ④ 児童の特徴・特技,学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動,表彰を受けた行為や活動,学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項
- ⑤ 児童の成長の状況にかかわる総合的な所見

記入に際しては、児童の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることに留意する。ただし、児童の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば端的に記入する。

さらに、障害のある児童や日本語の習得に困難のある児童のうち、通級による指導を受けている児童については、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を端的に記入する。通級による指導の対象となっていない児童で、教育上特別な支援を必要とする場合については、必要に応じ、効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を端的に記入する。なお、これらの児童について個別の指導計画を作成している場合において当該指導計画に上記にかかわる記載がなされている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

特別支援学校小学部においては,交流及び共同学習を実施している児童について,その相手先の学校名や学級名,実施期間,実施した内容や成果等を端的に記入する。

9 入学時の障害の状態

特別支援学校小学部における入学時の障害の状態について, 障害の種類及

び程度等を記入する。

10 出欠の記録

以下の事項を記入する。

(1) 授業日数

児童の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき,臨時に,学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

この授業日数は、原則として、同一学年のすべての児童につき同日数とすることが適当である。ただし、転学又は退学等をした児童については、転学のため学校を去った日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした日 以後の授業日数を記入する。

- (2) 出席停止・忌引等の日数 以下の日数を合算して記入する。
  - ① 学校教育法第35条による出席停止日数,学校保健安全法第19条による出席停止日数並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条,第20条,第26条及び第46条による入院の場合の日数
  - ② 学校保健安全法第20条により, 臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
  - ③ 忌引日数
  - ④ 非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
  - ⑤ その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた 日数
- (3) 出席しなければならない日数 授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入する。
- (4) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で児童が欠席 した日数を記入する。

(5) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。 なお、学校の教育活動の一環として児童が運動や文化などにかかわる行 事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録にお いては出席扱いとすることができる。

(6) 備考

出席停止・忌引等の日数に関する特記事項,欠席理由の主なもの,遅刻, 早退等の状況その他の出欠に関する特記事項等を記入する。

別紙2

### 中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等

I 学籍に関する記録

学籍に関する記録については,原則として学齢簿の記載に基づき,学年当初及び異動の生じたときに記入する。

- 1 生徒の氏名,性別,生年月日及び現住所
- 2 保護者の氏名及び現住所
- 3 入学前の経歴

中学校及び特別支援学校中学部(以下「中学校等」という。)に入学するまでの教育関係の略歴(在籍していた小学校又は特別支援学校小学部の学校名及び卒業時期等)を記入する。なお、外国において受けた教育の実情なども記入する。

- 4 入学・編入学等
  - (1) 入学

生徒が第1学年に入学した年月日を記入する。

(2) 編入学等

第1学年の中途又は第2学年以上の学年に、在外教育施設や外国の学校 等から編入学した場合、又は就学義務の猶予・免除の事由の消滅により就 学義務が発生した場合について、その年月日、学年及び事由等を記入する。

5 転入学

他の中学校等から転入学してきた生徒について,転入学年月日,転入学年,前に在学していた学校名,所在地及び転入学の事由等を記入する。

6 転学・退学等

他の中学校等に転学する場合には、転学先の学校が受け入れた日の前日に 当たる年月日、転学先の学校名、所在地、転入学年及びその事由等を記入す る。また、学校を去った年月日についても併記する。

在外教育施設や外国の学校に入るために退学する場合又は学齢(満15歳に達した日の属する学年の終わり)を超過している生徒が退学する場合は,校長が退学を認めた年月日及びその事由等を記入する。

なお,就学義務が猶予・免除される場合又は生徒の居所が1年以上不明である場合は,在学しない者として取り扱い,在学しない者と認めた年月日及びその事由等を記入する。

7 卒業

校長が卒業を認定した年月日を記入する。

8 進学先・就職先等

進学先の学校名及び所在地、就職先の事業所名及び所在地等を記入する。

9 学校名及び所在地

分校の場合は,本校名及び所在地を記入するとともに,分校名,所在地及 び在学した学年を併記する。

### 10 校長氏名印,学級担任者氏名印

各年度に、校長の氏名、学級担任者の氏名を記入し、それぞれ押印する。 (同一年度内に校長又は学級担任者が代わった場合には、その都度後任者の 氏名を併記する。)

なお、氏名の記入及び押印については、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に定義する「電子署名」をいう。)を行うことで替えることも可能である。

### Ⅱ 指導に関する記録

中学校における指導に関する記録については,以下に示す記載することが 適当な事項に留意しながら,各教科の学習の記録(観点別学習状況及び評 定),道徳科の記録,総合的な学習の時間の記録,特別活動の記録,行動の 記録,総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録について学年 ごとに作成する。

特別支援学校(視覚障害, 聴覚障害, 肢体不自由又は病弱)中学部における指導に関する記録については, 中学校における指導に関する記録に記載する事項に加えて, 自立活動の記録について学年ごとに作成するほか, 入学時の障害の状態について作成する。

特別支援学校(知的障害)中学部における指導に関する記録については, 各教科の学習の記録,特別活動の記録,自立活動の記録,道徳科の記録,総 合的な学習の時間の記録,行動の記録,総合所見及び指導上参考となる諸事 項並びに出欠の記録について学年ごとに作成するほか,入学時の障害の状態 について作成する。

特別支援学校中学部に在籍する生徒については,個別の指導計画を作成する必要があることから,指導に関する記録を作成するに当たって,個別の指導計画における指導の目標,指導内容等を踏まえた記述となるよう留意する。また,生徒の障害の状態等に即して,学校教育法施行規則第130条の規定に基づき各教科の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合又は各教科,道徳科,特別活動及び自立活動の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年文部科学省告示第73号)第1章第8節の規定(重複障害者等に関する教育課程の取扱い)を適用した場合にあっては,その教育課程や観点別学習状況を考慮し,必要に応じて様式等を工夫して,その状況を適切に端的に記入する。

特別支援学級に在籍する生徒の指導に関する記録については,必要がある場合,特別支援学校中学部の指導要録に準じて作成する。

なお、障害のある生徒について作成する個別の指導計画に指導要録の指導 に関する記録と共通する記載事項がある場合には、当該個別の指導計画の写 しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えること も可能である。

### 1 各教科の学習の記録

中学校及び特別支援学校(視覚障害,聴覚障害,肢体不自由又は病弱)中 学部における各教科の学習の記録については,観点別学習状況及び評定につ いて記入する。

特別支援学校(知的障害)中学部における各教科の学習の記録については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年文部科学省告示第73号)に示す中学部の各教科の目標、内容に照らし、別紙4の各教科の評価の観点及びその趣旨を踏まえ、具体的に定めた指導内容、実現状況等を箇条書き等により文章で端的に記述する。

### (1) 観点別学習状況

中学校及び特別支援学校(視覚障害,聴覚障害,肢体不自由又は病弱)中学部における観点別学習状況については,中学校学習指導要領(平成29年文部科学省告示第64号)及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年文部科学省告示第73号)(以下「中学校学習指導要領等」という。)に示す各教科の目標に照らして,その実現状況を観点ごとに評価し記入する。その際,「十分満足できる」状況と判断されるものをA,「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB,「努力を要する」状況と判断されるものをCのように区別して評価を記入する。

中学校及び特別支援学校(視覚障害,聴覚障害,肢体不自由又は病弱) 中学部における各教科の評価の観点について,設置者は,中学校学習指導 要領等を踏まえ,別紙4を参考に設定する。

選択教科を実施する場合は、各学校において観点を定め、記入する。

### (2) 評定

中学校及び特別支援学校(視覚障害,聴覚障害,肢体不自由又は病弱) 中学部における評定については,各学年における各教科の学習の状況について,中学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして,その実現状況を総括的に評価し記入する。

必修教科の評定は、中学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを 5、「十分満足できる」状況と判断されるものを 4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを 3、「努力を要する」状況と判断されるものを 1のように区別して評価を記入する。

選択教科を実施する場合は、各学校が評定の段階を決定し記入する。

評定に当たっては、評定は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり、「(1) 観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定める。

### 2 特別の教科 道徳

中学校等における道徳科の評価については、28文科初第604号「学習

指導要領の一部改正に伴う小学校,中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」に基づき,学習活動における生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を個人内評価として文章で端的に記述する。

### 3 総合的な学習の時間の記録

中学校等における総合的な学習の時間の記録については、この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

評価の観点については、中学校学習指導要領等に示す総合的な学習の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて別紙4を参考に定める。

### 4 特別活動の記録

中学校及び特別支援学校(視覚障害,聴覚障害,肢体不自由又は病弱)中学部における特別活動の記録については,各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で,各活動・学校行事ごとに,評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に,○印を記入する。

評価の観点については、中学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において別紙4を参考に定める。その際、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、例えば「主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度」などのように、より具体的に定めることも考えられる。記入に当たっては、特別活動の学習が学校や学級における集団活動や生活を対象に行われるという特質に留意する。

特別支援学校(知的障害)中学部における特別活動の記録については、中学校及び特別支援学校(視覚障害,聴覚障害,肢体不自由又は病弱)中学部における特別活動の記録に関する考え方を参考としながら文章で端的に記述する。

### 5 自立活動の記録

特別支援学校中学部における自立活動の記録については,個別の指導計画を踏まえ,以下の事項等を端的に記入する。

- ① 指導目標,指導内容,指導の成果の概要に関すること
- ② 障害の状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること
- ③ 障害の状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関すること

### 6 行動の記録

中学校及び特別支援学校(視覚障害,聴覚障害,肢体不自由又は病弱)中 学部における行動の記録については,各教科,道徳科,総合的な学習の時間, 特別活動やその他学校生活全体にわたって認められる生徒の行動について, 設置者は,中学校学習指導要領等の総則及び道徳科の目標や内容,内容の取 扱いで重点化を図ることとしている事項等を踏まえて示している別紙4を参 考にして,項目を適切に設定する。また,各学校において,自らの教育目標 に沿って項目を追加できるようにする。

各学校における評価に当たっては,各項目の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合に,〇印を記入する。

特別支援学校(知的障害)中学部における行動の記録については、中学校 及び特別支援学校(視覚障害,聴覚障害,肢体不自由又は病弱)中学部にお ける行動の記録に関する考え方を参考にしながら文章で端的に記述する。

7 総合所見及び指導上参考となる諸事項

中学校等における総合所見及び指導上参考となる諸事項については、生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で箇条書き等により端的に記述すること。特に⑤のうち、生徒の特徴・特技や学校外の活動等については、今後の学習指導等を進めていく上で必要な情報に精選して記述する。

- ① 各教科や総合的な学習の時間の学習に関する所見
- ② 特別活動に関する事実及び所見
- ③ 行動に関する所見
- ④ 進路指導に関する事項
- ⑤ 生徒の特徴・特技,部活動,学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動,表彰を受けた行為や活動,学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項
- ⑥ 生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見

記入に際しては、生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることに留意する。ただし、生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば端的に記入する。

さらに、障害のある生徒や日本語の習得に困難のある生徒のうち、通級による指導を受けている生徒については、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を端的に記入する。通級による指導の対象となっていない生徒で、教育上特別な支援を必要とする場合については、必要に応じ、効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を端的に記入する。なお、これらの生徒について個別の指導計画を作成している場合において当該指導計画に上記にかかわる記載がなされている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

特別支援学校中学部においては,交流及び共同学習を実施している生徒について,その相手先の学校名や学級名,実施期間,実施した内容や成果等を端的に記入する。

8 入学時の障害の状態

特別支援学校中学部における入学時の障害の状態について,障害の種類及び程度等を記入する。

9 出欠の記録 以下の事項を記入する。

### (1) 授業日数

生徒の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

この授業日数は、原則として、同一学年のすべての生徒につき同日数とすることが適当である。ただし、転学又は退学等をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入する。

- (2) 出席停止・忌引等の日数 以下の日数を合算して記入する。
  - ① 学校教育法第35条による出席停止日数,学校保健安全法第19条による出席停止日数並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条,第20条,第26条及び第46条による入院の場合の日数
  - ② 学校保健安全法第20条により, 臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
  - ③ 忌引日数
  - ④ 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
  - ⑤ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が 出席しなくてもよいと認めた日数
- (3) 出席しなければならない日数 授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入する。
- (4) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席 した日数を記入する。

(5) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。 なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などにかかわる行 事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録にお いては出席扱いとすることができる。

(6) 備考

出席停止・忌引等の日数に関する特記事項,欠席理由の主なもの,遅刻, 早退等の状況その他の出欠に関する特記事項等を記入する。

別紙 4

### 各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨 (小学校及び特別支援学校小学部並びに中学校及び特別支援学校中学部)

1-1. 小学校及び特別支援学校(視覚障害, 聴覚障害, 肢体不自由又は病弱) 小学部並びに中学校及び特別支援学校(視覚障害, 聴覚障害, 肢体不自由又は病弱) 中学部における各教科の学習の記録

### 国語

(1) 評価の観点及びその趣旨

### <小学校 国語>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	日常生活に必要な国語について、	「話すこと・聞くこと」、「書	言葉を通じて積極的に人と関わ
	その特質を理解し適切に使って	くこと」, 「読むこと」の各領	ったり、思いや考えを広げたり
趣	いる。	域において、日常生活における	しながら、言葉がもつよさを認
		人との関わりの中で伝え合う力	識しようとしているとともに,
旦		を高め, 自分の思いや考えを広	言語感覚を養い、言葉をよりよ
		げている。	く使おうとしている。

### <中学校 国語>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	社会生活に必要な国語について、	「話すこと・聞くこと」、「書	言葉を通じて積極的に人と関わ
	その特質を理解し適切に使って	くこと」, 「読むこと」の各領	ったり、思いや考えを深めたり
趣	いる。	域において、社会生活における	しながら、言葉がもつ価値を認
		人との関わりの中で伝え合う力	識しようとしているとともに,
旦		を高め, 自分の思いや考えを広	言語感覚を豊かにし、言葉を適
		げたり深めたりしている。	切に使おうとしている。

### (2) 学年別の評価の観点の趣旨

### <小学校 国語>

観点 学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
第 1 学年			ったり, 思いや考えをもったり しながら, 言葉がもつよさを感
学年及び第2学年	だり理解したりしている。		-

tota	日常生活に必要な国語の知識や	「話すこと・聞くこと」,「書	言葉を通じて積極的に人と関わ
第 3	技能を身に付けているととも	くこと」, 「読むこと」の各領	ったり、思いや考えをまとめた
第3学年及	に,我が国の言語文化に親しん	域において、筋道立てて考える	りしながら、言葉がもつよさに
上 上 及	だり理解したりしている。	力や豊かに感じたり想像したり	気付こうとしているとともに,
		する力を養い、日常生活におけ	幅広く読書をし、言葉をよりよ
男 4		る人との関わりの中で伝え合う	く使おうとしている。
び第4学年		力を高め、自分の思いや考えを	
7		まとめている。	
	日常生活に必要な国語の知識や	「話すこと・聞くこと」,「書	言葉を通じて積極的に人と関わ
第 5 学年 及	技能を身に付けているととも	くこと」, 「読むこと」の各領	ったり,思いや考えを広げたり
学	に, 我が国の言語文化に親しん	域において、筋道立てて考える	しながら、言葉がもつよさを認
上 一 及	だり理解したりしている。	力や豊かに感じたり想像したり	識しようとしているとともに,
び		する力を養い、日常生活におけ	進んで読書をし、言葉をよりよ
び第 6 学		る人との関わりの中で伝え合う	く使おうとしている。
学年		力を高め、自分の思いや考えを	
于		広げている。	

### <中学校 国語>

<中学校	交 国語> 	T	Г
観点 学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
第1学年	社会生活に必要な国語の知識や 技能を身に付けているとともに, 我が国の言語文化に親しんだり 理解したりしている。	くこと」,「読むこと」の各領域において,筋道立てて考える力や豊かに感じたり想像したりする力を養い,日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め,自分の思いや考えを確かなものにしている。	つ価値に気付こうとしていると ともに,進んで読書をし,言葉 を適切に使おうとしている。
第2学年	社会生活に必要な国語の知識や 技能を身に付けているとともに, 我が国の言語文化に親しんだり 理解したりしている。	「話すこと・聞くこと」,「書くこと」,「読むこと」の各領域において,論理的に考える力や共感したり想像したりする力を養い,社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め,自分の思いや考えを広げたり深めたりしている。	ったり、思いや考えを広げたり 深めたりしながら、言葉がもつ 価値を認識しようとしていると ともに、読書を生活に役立て、
第3学年	技能を身に付けているととも	「話すこと・聞くこと」,「書くこと」,「読むこと」の各領域において,論理的に考える力や深く共感したり豊かに想像したりする力を養い,社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め,自分の思いや考えを広げたり深めたりしている。	ったり、思いや考えを広げたり 深めたりしながら、言葉がもつ 価値を認識しようとしていると ともに、読書を通して自己を向 上させ、言葉を適切に使おうと

### 社 会

(1) 評価の観点及びその趣旨

### <小学校 社会>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	地域や我が国の国土の地理的環	社会的事象の特色や相互の関	社会的事象について, 国家及び
	境,現代社会の仕組みや働き,	連、意味を多角的に考えたり、	社会の担い手として、よりよい
趣	地域や我が国の歴史や伝統と文	社会に見られる課題を把握し	社会を考え主体的に問題解決し
	化を通して社会生活について理	て、その解決に向けて社会への	ようとしている。
引	解しているとともに、様々な資	関わり方を選択・判断したり、	
	料や調査活動を通して情報を適	考えたことや選択・判断したこ	
	切に調べまとめている。	とを適切に表現したりしてい	
		る。	

### <中学校 社会>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	我が国の国土と歴史, 現代の政	社会的事象の意味や意義、特色	社会的事象について、国家及び
	治,経済,国際関係等に関して	や相互の関連を多面的・多角的	社会の担い手として、よりよい
趣	理解しているとともに,調査や	に考察したり、社会に見られる	社会の実現を視野に課題を主体
	諸資料から様々な情報を効果的	課題の解決に向けて選択・判断	的に解決しようとしている。
目	に調べまとめている。	したり、思考・判断したことを	
		説明したり、それらを基に議論	
		したりしている。	

### (2) 学年・分野別の評価の観点の趣旨

### <小学校 社会>

観点 学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
第 3 学年	身近な地域や市区町村の地理的	地域における社会的事象の特色	地域における社会的事象につい
	環境、地域の安全を守るための	や相互の関連, 意味を考えたり,	て、地域社会に対する誇りと愛
	諸活動や地域の産業と消費生活	社会に見られる課題を把握し	情をもつ地域社会の将来の担い
	の様子、地域の様子の移り変わ	て, その解決に向けて社会への	手として, 主体的に問題解決し
	りについて、人々の生活との関	関わり方を選択・判断したり、	ようとしたり、よりよい社会を
	連を踏まえて理解しているとと	考えたことや選択・判断したこ	考え学習したことを社会生活に
	もに,調査活動,地図帳や各種	とを表現したりしている。	生かそうとしたりしている。
	の具体的資料を通して,必要な		
	情報を調べまとめている。		

自分たちの都道府県の地理的環
境の特色,地域の人々の健康と
生活環境を支える働きや自然災
害から地域の安全を守るための
諸活動,地域の伝統と文化や地
域の発展に尽くした先人の働き
などついて、人々の生活との関
連を踏まえて理解しているとと
もに,調査活動,地図帳や各種
の具体的資料を通して,必要な
情報を調べまとめている。
生が国の国」の単語的理様の性

74学年

や相互の関連、意味を考えたり、 関わり方を選択・判断したり, 考えたことや選択・判断したこ とを表現したりしている。

地域における社会的事象の特色地域における社会的事象につい て、地域社会に対する誇りと愛 社会に見られる課題を把握し情をもつ地域社会の将来の担い て、その解決に向けて社会への 手として、主体的に問題解決し ようとしたり、よりよい社会を 考え学習したことを社会生活に 生かそうとしたりしている。

# 色や産業の現状、社会の情報化 する社会的事象の特色や相互の する社会的事象について、我が と産業の関わりについて、国民 関連、意味を多角的に考えたり、 国の国土に対する愛情をもち産 生活との関連を踏まえて理解し|社会に見られる課題を把握し|業の発展を願う国家及び社会の 儀,統計などの各種の基礎的資 関わり方を選択・判断したり, 料を通して、情報を適切に調べ考えたことや選択・判断したこ まとめている。

ているとともに,地図帳や地球┃て,その解決に向けて社会への┃将来の担い手として,主体的に 議論したりしている。

我が国の国土の地理的環境の特 | 我が国の国土や産業の様子に関 | 我が国の国土や産業の様子に関 問題解決しようとしたり, より よい社会を考え学習したことを とを説明したり、それらを基に 社会生活に生かそうとしたりし ている。

# 年表などの各種の基礎的資料をを基に議論したりしている。

通して,情報を適切に調べまと

我が国の政治の考え方と仕組み 我が国の政治と歴史及び国際理 や働き、国家及び社会の発展に 解に関する社会的事象の特色や 大きな働きをした先人の業績や 相互の関連, 意味を多角的に考 て, 我が国の歴史や伝統を大切 優れた文化遺産、我が国と関係したり、社会に見られる課題を の深い国の生活やグローバル化 | 把握して、その解決に向けて社 | 和を願い世界の国々の人々と共 する国際社会における我が国の 会への関わり方を選択・判断し 役割について理解しているとと たり、考えたことや選択・判断 もに、地図帳や地球儀、統計やしたことを説明したり、それら

我が国の政治と歴史及び国際理 解に関する社会的事象につい にして国を愛する心情をもち平 に生きることを大切にする国家 及び社会の将来の担い手とし て, 主体的に問題解決しようと したり, よりよい社会を考え学 習したことを社会生活に生かそ うとしたりしている。

### <中学校 社会>

めている。

第

観点 学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
地理的分野	に関して、地域の諸事象や地域 的特色を理解しているととも に、調査や諸資料から地理に関	地理に関わる事象の意味や意義,特色や相互の関連を,位置や分布,場所,人間と自然環境との相互依存関係,空間的相互依存作用,地域などに着目して,多面的・多角的に考察したり,地理的な課題の解決に向けて公正に選択・判断したことを説明したり,それらを基に議論したりしている。	象について、国家及び社会の担い手として、よりよい社会の実現を視野にそこで見られる課題を主体的に追究、解決しようと

	T	<u></u>	
		歴史に関わる事象の意味や意	,
	世界の歴史を背景に、各時代の	義, 伝統と文化の特色などを,	国家及び社会の担い手として,
	特色を踏まえて理解していると	時期や年代,推移,比較,相互	よりよい社会の実現を視野にる
	ともに、諸資料から歴史に関す	の関連や現在とのつながりなど	こで見られる課題を主体的に追
歴 史	る様々な情報を効果的に調べま	に着目して多面的・多角的に考	究,解決しようとしている。
的	とめている。	察したり、歴史に見られる課題	
分 野		を把握し複数の立場や意見を踏	
. •		まえて公正に選択・判断したり、	
		思考・判断したことを説明した	
		り、それらを基に議論したりし	
		ている。	
	個人の尊厳と人権の尊重の意	社会的事象の意味や意義、特色	現代の社会的事象について、国
	義、特に自由・権利と責任・義	や相互の関連を現代の社会生活	家及び社会の担い手として, 野
	務との関係を広い視野から正し	と関連付けて多面的・多角的に	代社会に見られる課題の解決を
	く認識し、民主主義、民主政治	考察したり、現代社会に見られ	視野に主体的に社会に関わる。
公	の意義, 国民の生活の向上と経	る課題について公正に判断した	としている。
公民的	済活動との関わり, 現代の社会	り、思考・判断したことを説明	
分	生活及び国際関係などについ	したり、それらを基に議論した	
野	て,個人と社会との関わりを中	りしている。	
	心に理解を深めているととも		
	に、諸資料から現代の社会的事		
	象に関する情報を効果的に調べ		
	まとめている。		

# 算数・数学

(1) 評価の観点及びその趣旨

### <小学校 算数>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	・数量や図形などについての基	日常の事象を数理的に捉え、見	数学的活動の楽しさや数学のよ
	礎的・基本的な概念や性質な	通しをもち筋道を立てて考察す	さに気付き粘り強く考えたり,
	どを理解している。	る力、基礎的・基本的な数量や	学習を振り返ってよりよく問題
趣	・日常の事象を数理的に処理す	図形の性質などを見いだし統合	解決しようとしたり、算数で学
	る技能を身に付けている。	的・発展的に考察する力,数学	んだことを生活や学習に活用し
山口		的な表現を用いて事象を簡潔・	ようとしたりしている。
		明瞭・的確に表したり目的に応	
		じて柔軟に表したりする力を身	
		に付けている。	

### <中学校 数学>

* 1 3 1			
観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	・数量や図形などについての基	数学を活用して事象を論理的に	数学的活動の楽しさや数学のよ
	礎的な概念や原理・法則など	考察する力、数量や図形などの	さを実感して粘り強く考え,数
趣	を理解している。	性質を見いだし統合的・発展的	学を生活や学習に生かそうとし
	・事象を数学化したり、数学的	に考察する力、数学的な表現を	たり, 問題解決の過程を振り返
目	に解釈したり、数学的に表現	用いて事象を簡潔・明瞭・的確	って評価・改善しようとしたり
	・処理したりする技能を身に	に表現する力を身に付けてい	している。
	付けている。	る。	

### (2) 学年別の評価の観点の趣旨

### <小学校 算数>

		•	
観点 学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
第1学年	算の意味を理解し、量、図形 及び数量の関係についての理 解の基礎となる経験を積み重 ね、数量や図形についての感 覚を豊かにしている。 ・加法及び減法の計算をしたり、 形を構成したり、身の回りに ある量の大きさを比べたり、 簡単な絵や図などに表したり	ものの数に着目し、具体物や図などを用いて数の数え方や計算の仕方を考える力、ものの形に着目して特徴を捉えたり、具体的な操作を通して形の構成について考えたりする力、身の回りにあるものの特徴を量に着目して捉え、量の大きさの比べ方を考える力、データの個数に着目して身の回りの事象の特徴を捉える力などを身に付けている。	んだことのよさや楽しさを感じ ながら学ぼうとしている。

	・数の概念についての理解を深	数とその表現や数量の関係に着	数量や図形に進んで関わり,数
	め、計算の意味と性質、基本	目し,必要に応じて具体物や図	学的に表現・処理したことを振
	的な図形の概念,量の概念,	などを用いて数の表し方や計算	り返り、数理的な処理のよさに
	簡単な表とグラフなどについ	の仕方などを考察する力、平面	気付き生活や学習に活用しよう
	て理解し、数量や図形につい	図形の特徴を図形を構成する要	としている。
laten	ての感覚を豊かにしている。	素に着目して捉えたり、身の回	
第 2 学	・加法、減法及び乗法の計算を	りの事象を図形の性質から考察	
学年	したり、図形を構成したり、	したりする力、身の回りにある	
牛	長さやかさなどを測定した	ものの特徴を量に着目して捉	
	り、表やグラフに表したりす	え、量の単位を用いて的確に表	
	ることなどについての技能を	現する力、身の回りの事象をデ	
	身に付けている。	ータの特徴に着目して捉え,簡	
		潔に表現したり考察したりする	
		力などを身に付けている。	
	・数の表し方、整数の計算の意	数とその表現や数量の関係に着	数量や図形に進んで関わり,数
	味と性質,小数及び分数の意	  目し,必要に応じて具体物や図	学的に表現・処理したことを振
	味と表し方、基本的な図形の	などを用いて数の表し方や計算	り返り,数理的な処理のよさに
	概念,量の概念,棒グラフな	の仕方などを考察する力,平面	気付き生活や学習に活用しよう
	どについて理解し,数量や図	図形の特徴を図形を構成する要	としている。
	形についての感覚を豊かにし	  素に着目して捉えたり, 身の回	
第	ている。	りの事象を図形の性質から考察	
第 3 学	・整数などの計算をしたり、図	  したりする力,身の回りにある	
车	形を構成したり、長さや重さ	  ものの特徴を量に着目して捉	
	などを測定したり、表やグラ	  え, 量の単位を用いて的確に表	
		現する力、身の回りの事象をデ	
		  一タの特徴に着目して捉え,簡	
	る。	潔に表現したり適切に判断した	
		りする力などを身に付けてい	
		る。	

			大印件子有地加 1%
	四則の関係,平面図形と立体 図形,面積,角の大きさ,折	目し、目的に合った表現方法を 用いて計算の仕方などを考察す	数学的に表現・処理したことを 振り返り、多面的に捉え検討し てよりよいものを求めて粘り強
第4学年	している。 ・整数,小数及び分数の計算をしたり,図形を構成したり,図形の面積や角の大きさを求めたり,表やグラフに表したりすることなどについての技能を身に付けている。	それらの位置関係に着目し、図 形の性質や図形の計量について 考察する力、伴って変わる二つ の数量やそれらの関係に着目 し、変化や対応の特徴を見いだ して、二つの数量の関係を表して、二つの数量の関係を表して 立て考察する力、目的に 応じてデータを収集し、データ の特徴や傾向に着目して表やら ラフに的確に表現し、それらを 用いて問題解決したり、解決の 過程や結果を多面的に捉え考察 したりする力などを身に付けて いる。	
第5学年	数と分数の計算の意味,面積 の公式,図形の意味と性質, 図形の体積,速さ,割合,帯 グラフなどについて理解して いる。 ・小数や分数の計算をしたり, 図形の性質を調べたり,図形 の面積や体積を求めたり,表 やグラフに表したりすること	目し、目的に合った表現方法を 用いて数の性質や計算の仕方な どを考察する力、図形を構成す	

ての技能を身に付けている。

・分数の計算の意味、文字を用 数とその表現や計算の意味に着 数学的に表現・処理したことを いた式, 図形の意味, 図形の 目し, 発展的に考察して問題を 振り返り, 多面的に捉え検討し 体積,比例,度数分布を表す 見いだすとともに,目的に応じ てよりよいものを求めて粘り強 表などについて理解してい て多様な表現方法を用いながら く考えたり、数学のよさに気付 数の表し方や計算の仕方などを|き学習したことを生活や学習に ・分数の計算をしたり、図形を | 考察する力、図形を構成する要 | 活用しようとしたりしている。 構成したり、図形の面積や体 素や図形間の関係などに着目 積を求めたり、表やグラフにし、図形の性質や図形の計量に 表したりすることなどについ ついて考察する力、伴って変わ る二つの数量やそれらの関係に 着目し,変化や対応の特徴を見 いだして, 二つの数量の関係を 表や式, グラフを用いて考察す る力, 身の回りの事象から設定 した問題について, 目的に応じ てデータを収集し,データの特 徴や傾向に着目して適切な手法 を選択して分析を行い、それら を用いて問題解決したり,解決 の過程や結果を批判的に考察し たりする力などを身に付けてい る。

### <中学校 数学>

第6学年

### 観点 知識•技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度 学年 ・正の数と負の数,文字を用い数の範囲を拡張し,数の性質や数学的活動の楽しさや数学のよ た式と一元一次方程式,平面|計算について考察したり,文字|さに気付いて粘り強く考え,数 図形と空間図形,比例と反比 を用いて数量の関係や法則など 学を生活や学習に生かそうとし 例,データの分布と確率など|を考察したりする力,図形の構|たり,問題解決の過程を振り返 についての基礎的な概念や原 成要素や構成の仕方に着目し、 って検討しようとしたり、多面 理・法則などを理解している。|図形の性質や関係を直観的に捉|的に捉え考えようとしたりして 第 1 ・事象を数理的に捉えたり、数 え論理的に考察する力、数量の いる。 学的に解釈したり、数学的に 変化や対応に着目して関数関係 表現・処理したりする技能を を見いだし、その特徴を表、式、 身に付けている。 グラフなどで考察する力, デー タの分布に着目し、その傾向を 読み取り批判的に考察して判断 したり,不確定な事象の起こり やすさについて考察したりする 力を身に付けている。

### ・文字を用いた式と連立二元- | 文字を用いて数量の関係や法則 | 数学的活動の楽しさや数学のよ 次方程式, 平面図形と数学的 などを考察する力, 数学的な推 さを実感して粘り強く考え,数 な推論,一次関数,データの|論の過程に着目し,図形の性質|学を生活や学習に生かそうとし 分布と確率などについての基 や関係を論理的に考察し表現す たり、問題解決の過程を振り返 礎的な概念や原理・法則など る力、関数関係に着目し、その って評価・改善しようとしたり、 第2学年 を理解している。 特徴を表、式、グラフを相互に 多様な考えを認め、よりよく問 ・事象を数学化したり、数学的 関連付けて考察する力、複数の 題解決 しようとしたりしてい に解釈したり,数学的に表現 集団のデータの分布に着目し, ・処理したりする技能を身に その傾向を比較して読み取り批 付けている。 判的に考察して判断したり,不 確定な事象の起こりやすさにつ いて考察したりする力を身に付 けている。 ・数の平方根,多項式と二次方数の範囲に着目し,数の性質や数学的活動の楽しさや数学のよ 程式,図形の相似,円周角と|計算について考察したり,文字|さを実感して粘り強く考え,数 中心角の関係, 三平方の定理, を用いて数量の関係や法則など 学を生活や学習に生かそうとし 関数 $y=ax^2$ , 標本調査などに|を考察したりする力, 図形の構|たり, 問題解決の過程を振り返 ついての基礎的な概念や原理 成要素の関係に着目し、図形の って評価・改善しようとしたり、 ・法則などを理解している。 性質や計量について論理的に考 多様な考えを認め、よりよく問 第3学年 ・事象を数学化したり、数学的 | 察し表現する力、関数関係に着 | 題解決しようとしたりしてい に解釈したり、数学的に表現目し、その特徴を表、式、グラる。 ・処理したりする技能を身に フを相互に関連付けて考察する 付けている。 力,標本と母集団の関係に着目 し, 母集団の傾向を推定し判断 したり、調査の方法や結果を批 判的に考察したりする力を身に

付けている。

# 理科

(1) 評価の観点及びその趣旨

### <小学校 理科>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	自然の事物・現象についての性	自然の事物・現象から問題を見	自然の事物・現象に進んで関わ
	質や規則性などについて理解し	いだし、見通しをもって観察、	り、粘り強く、他者と関わりな
趣	ているとともに、器具や機器な	実験などを行い、得られた結果	がら問題解決しようとしている
	どを目的に応じて工夫して扱い	を基に考察し、それらを表現す	とともに、学んだことを学習や
日	ながら観察,実験などを行い,	るなどして問題解決している。	生活に生かそうとしている。
	それらの過程や得られた結果を		
	適切に記録している。		

### <中学校 理科>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	自然の事物・現象についての基	自然の事物・現象から問題を見	自然の事物・現象に進んで関わ
	本的な概念や原理・法則などを	いだし、見通しをもって観察、	り,見通しをもったり振り返っ
趣	理解しているとともに, 科学的	実験などを行い、得られた結果	たりするなど、科学的に探究し
	に探究するために必要な観察、	を分析して解釈し、表現するな	ようとしている。
日	実験などに関する基本操作や記	ど、科学的に探究している。	
	録などの基本的な技能を身に付		
	けている。		

### (2) 学年・分野別の評価の観点の趣旨

### <小学校 理科>

観点学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	物の性質, 風とゴムの力の働き,	物の性質, 風とゴムの力の働き,	物の性質, 風とゴムの力の働き,
	光と音の性質,磁石の性質,電	光と音の性質,磁石の性質,電	光と音の性質,磁石の性質,電
	気の回路,身の回りの生物及び	気の回路,身の回りの生物及び	気の回路、身の回りの生物及び
第	太陽と地面の様子について理解	太陽と地面の様子について、観	太陽と地面の様子についての事
3 学 年	しているとともに、器具や機器	察,実験などを行い,主に差異	物・現象に進んで関わり、他者
车	などを正しく扱いながら調べ,	点や共通点を基に, 問題を見い	と関わりながら問題解決しよう
	それらの過程や得られた結果を	だし、表現するなどして問題解	としているとともに, 学んだこ
	わかりやすく記録している。	決している。	とを学習や生活などに生かそう
			としている。
	空気, 水及び金属の性質, 電流	空気, 水及び金属の性質, 電流	空気,水及び金属の性質,電流
	の働き,人の体のつくりと運動,	の働き,人の体のつくりと運動,	の働き,人の体のつくりと運動,
	動物の活動や植物の成長と環境	動物の活動や植物の成長と環境	動物の活動や植物の成長と環境
55	との関わり、雨水の行方と地面	との関わり、雨水の行方と地面	との関わり、雨水の行方と地面
第 4	の様子、気象現象及び月や星に	の様子、気象現象及び月や星に	の様子、気象現象及び月や星に
学年	ついて理解しているとともに,	ついて、観察、実験などを行い、	ついての事物・現象に進んで関
+	器具や機器などを正しく扱いな	主に既習の内容や生活経験を基	わり、他者と関わりながら問題
	がら調べ、それらの過程や得ら	に、根拠のある予想や仮説を発	解決しようとしているととも
	れた結果をわかりやすく記録し	想し,表現するなどして問題解	に,学んだことを学習や生活な
	ている。	決している。	どに生かそうとしている。

物の溶け方,振り子の運動,電 |物の溶け方,振り子の運動,電 |物の溶け方,振り子の運動,電 流がつくる磁力, 生命の連続性, 流れる水の働き及び気象現象の |流れる水の働き及び気象現象の |流れる水の働き及び気象現象の 規則性について理解していると ともに、観察、実験などの目的 に応じて、器具や機器などを選 に、解決の方法を発想し、表現 択して, 正しく扱いながら調べ, それらの過程や得られた結果を る。 適切に記録している。 燃焼の仕組み,水溶液の性質,

流がつくる磁力, 生命の連続性, 規則性について、観察、実験な どを行い、主に予想や仮説を基 進んで関わり、粘り強く、他者 するなどして問題解決してい

流がつくる磁力, 生命の連続性, 規則性についての事物・現象に と関わりながら問題解決しよう としているとともに、学んだこ とを学習や生活などに生かそう としている。

き,生物の体のつくりと働き, つくりと変化及び月の形の見え 理解しているとともに、観察, 実験などの目的に応じて, 器具 や機器などを選択して, 正しく 扱いながら調べ, それらの過程

や得られた結果を適切に記録し

燃焼の仕組み,水溶液の性質, てこの規則性, 電気の性質や働 てこの規則性, 電気の性質や働 き,生物の体のつくりと働き, 生物と環境との関わり、土地の 生物と環境との関わり、土地の 生物と環境との関わり、土地の つくりと変化及び月の形の見え 方と太陽との位置関係について |方と太陽との位置関係について, |方と太陽との位置関係について 観察,実験などを行い,主にそ 事物・現象に進んで関わり、粘 れらの仕組みや性質,規則性, 働き、関わり、変化及び関係に 題解決しようとしているととも ついて、より妥当な考えをつく りだし、表現するなどして問題とに生かそうとしている。 解決している。

燃焼の仕組み,水溶液の性質, てこの規則性, 電気の性質や働 き,生物の体のつくりと働き, つくりと変化及び月の形の見え り強く、他者と関わりながら問 に、学んだことを学習や生活な

### <中学校 理科>

ている。

観点学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
第 1 分 野	・現象についての基本的な概念 や原理・法則などを理解してい るとともに、科学的に探究する	物質やエネルギーに関する事物 ・現象から問題を見いだし,見 通しをもって観察,実験などを 行い,得られた結果を分析して 解釈し,表現するなど,科学的 に探究している。	をもったり振り返ったりするな ど,科学的に探究しようとして
第2分野	生命や地球に関する事物・現象 についての基本的な概念や原理 ・法則などを理解しているとと もに、科学的に探究するために 必要な観察、実験などに関する 基本操作や記録などの基本的な 技能を身に付けている。	生命や地球に関する事物・現象 から問題を見いだし,見通しを もって観察,実験などを行い, 得られた結果を分析して解釈し, 表現するなど,科学的に探究し ている。	生命や地球に関する事物・現象 に進んで関わり、見通しをもっ たり振り返ったりするなど、科 学的に探究しようとしている。

# 生 活

(1) 評価の観点及びその趣旨

### <小学校 生活>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	活動や体験の過程において,自	身近な人々、社会及び自然を自	身近な人々、社会及び自然に自
	分自身,身近な人々,社会及び	分との関わりで捉え, 自分自身	ら働きかけ、意欲や自信をもっ
趣	自然の特徴やよさ、それらの関	や自分の生活について考え、表	て学ぼうとしたり、生活を豊か
	わり等に気付いているとともに、	現している。	にしたりしようとしている。
旦	生活上必要な習慣や技能を身に		
	付けている。		

# 音 楽

(1) 評価の観点及びその趣旨

### <小学校 音楽>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	・曲想と音楽の構造などとの関	音楽を形づくっている要素を聴	音や音楽に親しむことができる
	わりについて理解している。	き取り、それらの働きが生み出	よう、音楽活動を楽しみながら
	・表したい音楽表現をするため	すよさや面白さ,美しさを感じ	主体的・協働的に表現及び鑑賞
+115-	に必要な技能を身に付け、歌	取りながら、聴き取ったことと	の学習活動に取り組もうとして
趣	ったり、演奏したり、音楽を	感じ取ったこととの関わりにつ	いる。
旨	つくったりしている。	いて考え、どのように表すかに	
Ħ		ついて思いや意図をもったり,	
		曲や演奏のよさなどを見いだし、	
		音楽を味わって聴いたりしてい	
		る。	

### <中学校 音楽>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	・曲想と音楽の構造や背景など	音楽を形づくっている要素や要	音や音楽,音楽文化に親しむこ
	との関わり及び音楽の多様性	素同士の関連を知覚し、それら	とができるよう,音楽活動を楽
	について理解している。	の働きが生み出す特質や雰囲気	しみながら主体的・協働的に表
+115-	・創意工夫を生かした音楽表現	を感受しながら,知覚したこと	現及び鑑賞の学習活動に取り組
趣	をするために必要な技能を身	と感受したこととの関わりにつ	もうとしている。
引	に付け、歌唱、器楽、創作で	いて考え、どのように表すかに	
Ħ	表している。	ついて思いや意図をもったり、	
		音楽を評価しながらよさや美し	
		さを味わって聴いたりしてい	
		る。	

### (2) 学年別の評価の観点の趣旨

### <小学校 音楽>

観点 学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度		
第1学年及び第2学年	わりについて気付いている。 ・音楽表現を楽しむために必要 な技能を身に付け、歌ったり、	音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考え、どのように表すかについて思いをもったり、曲や演奏の楽しさを見いだし、音楽を味わって聴いたりしている。	よう,音楽活動を楽しみながら 主体的・協働的に表現及び鑑賞 の学習活動に取り組もうとして		

	・曲想と音楽の構造などとの関	音楽を形づくっている要素を聴	音や音楽に親しむことができる
tota	わりについて気付いている。	き取り、それらの働きが生み出	よう、音楽活動を楽しみながら
第 3	・表したい音楽表現をするため	すよさや面白さ,美しさを感じ	主体的・協働的に表現及び鑑賞
学	に必要な技能を身に付け、歌	取りながら、聴き取ったことと	の学習活動に取り組もうとして
上 足 及	ったり、演奏したり、音楽を	感じ取ったこととの関わりにつ	いる。
第3学年及び第	つくったりしている。	いて考え、どのように表すかに	
<del>第</del>		ついて思いや意図をもったり、	
4 学 年		曲や演奏のよさなどを見いだ	
'		し、音楽を味わって聴いたりし	
		ている。	
	・曲想と音楽の構造などとの関	音楽を形づくっている要素を聴	音や音楽に親しむことができる
laka	わりについて理解している。	き取り、それらの働きが生み出	よう、音楽活動を楽しみながら
第 5	・表したい音楽表現をするため	すよさや面白さ,美しさを感じ	主体的・協働的に表現及び鑑賞
学	に必要な技能を身に付け、歌	取りながら、聴き取ったことと	の学習活動に取り組もうとして
第5学年及び	ったり、演奏したり、音楽を	感じ取ったこととの関わりにつ	いる。
び第	つくったりしている。	いて考え、どのように表すかに	
6		ついて思いや意図をもったり、	
第 6 学 年		曲や演奏のよさなどを見いだ	
		し、音楽を味わって聴いたりし	
		ている。	

### <中学校 音楽>

観点 学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
第1学年	わり及び音楽の多様性について理解している。 ・創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身	音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考え、どのように表すかについて思いや意図をもったり、音楽を自分なりに評価しながらよさや美しさを味わって聴いたりしている。	とができるよう,音楽活動を楽 しみながら主体的・協働的に表 現及び鑑賞の学習活動に取り組
第2学年及び第3学年	との関わり及び音楽の多様性 について理解している。 ・創意工夫を生かした音楽表現 をするために必要な技能を身	音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考え、曲にふさわしい音楽表現としてどのように表すかについて思いや意図をもったり、音楽を評価しながらよさや美しさを味わって聴いたりしている。	とができるよう,音楽活動を楽 しみながら主体的・協働的に表 現及び鑑賞の学習活動に取り組

# 図画工作・美術

(1) 評価の観点及びその趣旨

### <小学校 図画工作>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	・対象や事象を捉える造形的な	形や色などの造形的な特徴を基	つくりだす喜びを味わい主体的
	視点について自分の感覚や行	に、自分のイメージをもちなが	に表現及び鑑賞の学習活動に取
+10-	為を通して理解している。	ら、造形的なよさや美しさ、表	り組もうとしている。
趣	・材料や用具を使い、表し方な	したいこと、表し方などについ	
引	どを工夫して、創造的につく	て考えるとともに、創造的に発	
Ħ	ったり表したりしている。	想や構想をしたり、作品などに	
		対する自分の見方や感じ方を深	
		めたりしている。	

### <中学校 美術>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	・対象や事象を捉える造形的な	造形的なよさや美しさ,表現の	美術の創造活動の喜びを味わい
	視点について理解している。	意図と工夫,美術の働きなどに	主体的に表現及び鑑賞の幅広い
趣	・表現方法を創意工夫し、創造	ついて考えるとともに、主題を	学習活動に取り組もうとしてい
	的に表している。	生み出し豊かに発想し構想を練	る。
目		ったり、美術や美術文化に対す	
		る見方や感じ方を深めたりして	
		いる。	

### (2) 学年別の評価の観点の趣旨

### <小学校 図画工作>

学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
第1学年及び第	視点について自分の感覚や行 為を通して気付いている。 ・手や体全体の感覚などを働か せ材料や用具を使い、表し方	白さや楽しさ、表したいこと、 表し方などについて考えるとと もに、楽しく発想や構想をした	, ,
2 学 年	くったり表したりしている。	り、身の回りの作品などから自 分の見方や感じ方を広げたりし ている。 形や色などの感じを基に、自分	へ / n だ ナ 吉 パ た I 吐 わ l 、 ) 推 / で
第3学年及び第4学年	視点について自分の感覚や行 為を通して分かっている。 ・手や体全体を十分に働かせ材 料や用具を使い、表し方など	のイメージをもちながら,造形 的なよさや面白さ,表したいこ と,表し方などについて考える	表現したり鑑賞したりする学習

第5学年及び第6学年

- 為を通して理解している。
- くったり表したりしている。

・対象や事象を捉える造形的な 形や色などの造形的な特徴を基 つくりだす喜びを味わい主体的 視点について自分の感覚や行に、自分のイメージをもちながに表現したり鑑賞したりする学 |ら,造形的なよさや美しさ,表|習活動に取り組もうとしてい ・材料や用具を活用し、表し方したいこと、表し方などについる。 などを工夫して、創造的につ て考えるとともに、創造的に発 想や構想をしたり、親しみのあ る作品などから自分の見方や感 じ方を深めたりしている。

### <中学校 美術>

観点 学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
第1学年		自然の造形や美術作品などの造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、機能性と美しさとの調和、美術の働きなどについて考えるとともに、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を広げたりしている。	
第2学年及び第3学年	・対象や事象を捉える造形的な 視点について理解している。 ・意図に応じて自分の表現方法 を追求し、創造的に表してい る。	自然の造形や美術作品などの造形的なよさや美しさ,表現の意図と創造的な工夫,機能性と洗練された美しさとの調和,美術の働きなどについて独創的・総合的に考えるとともに,主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり,美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりしている。	主体的に表現及び鑑賞の学習活

### 家庭、技術・家庭

(1) 評価の観点及びその趣旨

### <小学校 家庭>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	日常生活に必要な家族や家庭,	日常生活の中から問題を見いだ	家族の一員として、生活をより
	衣食住、消費や環境などについ	して課題を設定し、様々な解決	よくしようと、課題の解決に主
趣	て理解しているとともに、それ	方法を考え、実践を評価・改善	体的に取り組んだり、振り返っ
	らに係る技能を身に付けている。	し、考えたことを表現するなど	て改善したりして、生活を工夫
日		して課題を解決する力を身に付	し、実践しようとしている。
		けている。	

### <中学校 技術・家庭>

× 1 3 1.				
観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度	
	生活と技術について理解してい	生活や社会の中から問題を見い	よりよい生活の実現や持続可能	
	るとともに、それらに係る技能	だして課題を設定し、解決策を	な社会の構築に向けて、課題の	
趣	を身に付けている。	構想し、実践を評価・改善し、	解決に主体的に取り組んだり,	
		表現するなどして課題を解決す	振り返って改善したりして,生	
日		る力を身に付けている。	活を工夫し創造し,実践しよう	
			としている。	

### (2) 分野別の評価の観点の趣旨

### <中学校 技術・家庭(技術分野)>

の中から技術に関わ よりよい生活や持続可能な社会 いだして課題を設定 の構築に向けて、課題の解決し
ハだして 課題を設定しの構築に 同けて 二課題の解決し
を構想し、実践を評一主体的に取り組んだり、振り
表現するなどしてって改善したりして、技術を
する力を身に付けて 夫し創造しようとしている。

### <中学校 技術・家庭(家庭分野)>

観点 学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	家族・家庭の基本的な機能につ	これからの生活を展望し,家族	家族や地域の人々と協働し、よ
	いて理解を深め, 生活の自立に	・家庭や地域における生活の中	りよい生活の実現に向けて、課
<u>,</u>	必要な家族・家庭, 衣食住, 消	から問題を見いだして課題を設	題の解決に主体的に取り組んだ
	費や環境などについて理解して	定し,解決策を構想し,実践を	り,振り返って改善したりして,
	いるとともに,それらに係る技	評価・改善し、考察したことを	生活を工夫し創造し,実践しよ
到	能を身に付けている。	論理的に表現するなどして課題	うとしている。
		を解決する力を身に付けてい	
		る。	

# 体育・保健体育

(1) 評価の観点及びその趣旨

### <小学校 体育>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	各種の運動の行い方について理	自己の運動の課題を見付け、そ	運動の楽しさや喜びを味わうこ
	解しているとともに,基本的な	の解決のための活動を工夫して	とができるよう、運動に進んで
+116-	動きや技能を身に付けている。	いるとともに、それらを他者に	取り組もうとしている。また,
趣	また、身近な生活における健康	伝えている。また, 身近な生活	健康を大切にし、自己の健康の
旨	・安全について実践的に理解し	における健康に関する課題を見	保持増進についての学習に進ん
日	ているとともに,基本的な技能	付け、その解決を目指して思考	で取り組もうとしている。
	を身に付けている。	し判断しているとともに、それ	
		らを他者に伝えている。	

### <中学校 保健体育>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	運動の合理的な実践に関する具	自己や仲間の課題を発見し、合	運動の楽しさや喜びを味わうこ
	体的な事項や生涯にわたって運	理的な解決に向けて,課題に応	とができるよう、運動の合理的
	動を豊かに実践するための理論	じた運動の取り組み方や目的に	な実践に自主的に取り組もうと
	について理解しているとともに、	応じた運動の組み合わせ方を工	している。また、健康を大切に
趣	運動の特性に応じた基本的な技	夫しているとともに, それらを	し、自他の健康の保持増進や回
	能を身に付けている。また、個	他者に伝えている。また, 個人	復についての学習に自主的に取
日	人生活における健康・安全につ	生活における健康に関する課題	り組もうとしている。
	いて科学的に理解しているとと	を発見し、その解決を目指して	
	もに、基本的な技能を身に付け	科学的に思考し判断していると	
	ている。	ともに、それらを他者に伝えて	
		いる。	

### (2) 学年・分野別の評価の観点の趣旨

### <小学校 体育>

観点学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
第	各種の運動遊びの行い方につい	各種の運動遊びの行い方を工夫	各種の運動遊びの楽しさに触れ
	て知っているとともに, 基本的	しているとともに,考えたこと	ることができるよう、各種の運
1 学 年	な動きを身に付けている。	を他者に伝えている。	動遊びに進んで取り組もうとし
及び			ている。
び 第			
2 学 年			
车			

tota	各種の運動の行い方について知
第 3	っているとともに, 基本的な動
学	きや技能を身に付けている。ま
及	た,健康で安全な生活や体の発
び	育・発達について理解している。
学 年	
5学年及び第4学年	た、健康で安全な生活や体の発

夫しているとともに、考えたこうとしている。 とを他者に伝えている。

自己の運動の課題を見付け、そ各種の運動の楽しさや喜びに触 の解決のための活動を工夫して れることができるよう, 各種の いるとともに、考えたことを他 運動に進んで取り組もうとして 者に伝えている。また、身近ないる。また、健康の大切さに気 生活における健康の課題を見付付き, 自己の健康の保持増進に け、その解決のための方法を工一ついての学習に進んで取り組も

# 第5学年及び第6学年

技能を身に付けている。

解しているとともに,各種の運 |見付け,その解決のための活動|わうことができるよう,各種の 動の特性に応じた基本的な技能 | を工夫しているとともに、自己 | 運動に積極的に取り組もうとし を身に付けている。また,心の |や仲間の考えたことを他者に伝|ている。また,健康・安全の大 健康やけがの防止,病気の予防 | えている。また,身近な健康に | 切さに気付き,自己の健康の保 について理解しているとともに, 関する課題を見付け, その解決 持増進や回復についての学習に 健康で安全な生活を営むための「のための方法や活動を工夫して「進んで取り組もうとしている。 いるとともに, 自己や仲間の考 えたことを他者に伝えている。

各種の運動の行い方について理 |自己やグループの運動の課題を |各種の運動の楽しさや喜びを味

### <中学校 保健体育>

分野・≒	観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
体育	第	名称や行い方, 伝統的な考え方, 各領域に関連して高まる体力,	るとともに、自己や仲間の考え	とができるよう,公正,協力, 責任,共生などに対する意欲を もち,健康・安全に留意して, 学習に積極的に取り組もうとし
育分野	第3学年	選択した運動の技の名称や行い方,体力の高め方,運動観察の方法,スポーツを行う際の健康・安全の確保の仕方についての具体的な方法及び文化としてのスポーツの意義についての考え方	て、課題に応じた運動の取り組 み方や目的に応じた運動の組み 合わせ方を工夫しているととも に、自己や仲間の考えたことを	とができるよう,公正,協力, 責任,参画,共生などに対する 意欲をもち,健康・安全を確保

保健分野

の機能の発達と心の健康, 傷害 の機能の発達と心の健康, 傷害 の機能の発達と心の健康, 傷害 の防止,健康と環境について, 個人生活を中心として科学的に 個人生活における健康に関する 自他の健康の保持増進や回復に 理解しているとともに,基本的 課題を発見し,その解決を目指 ついての学習に自主的に取り組 な技能を身に付けている。

の防止,健康と環境について, して科学的に思考し判断していしもうとしている。 るとともに、それらを他者に伝 えている。

健康な生活と疾病の予防、心身 健康な生活と疾病の予防、心身 健康な生活と疾病の予防、心身 の防止,健康と環境について,

# 外国語

(1) 評価の観点及びその趣旨

### <小学校 外国語>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	・外国語の音声や文字、語彙、	<ul><li>・コミュニケーションを行う目</li></ul>	外国語の背景にある文化に対す
	表現,文構造,言語の働きな	的や場面,状況などに応じて,	る理解を深め、他者に配慮しな
	どについて, 日本語と外国語	身近で簡単な事柄について,	がら, 主体的に外国語を用いて
	との違いに気付き, これらの	聞いたり話したりして、自分	コミュニケーションを図ろうと
	知識を理解している。	の考えや気持ちなどを伝え合	している。
+115-	・読むこと、書くことに慣れ親	っている。	
趣	しんでいる。	<ul><li>コミュニケーションを行う目</li></ul>	
旨	・外国語の音声や文字、語彙、	的や場面,状況などに応じて,	
Ħ	表現,文構造,言語の働きな	音声で十分慣れ親しんだ外国	
	どの知識を、聞くこと、読む	語の語彙や基本的な表現を推	
	こと、話すこと、書くことに	測しながら読んだり、語順を	
	よる実際のコミュニケーショ	意識しながら書いたりして,	
	ンにおいて活用できる基礎的	自分の考えや気持ちなどを伝	
	な技能を身に付けている。	え合っている。	

### <中学校 外国語>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	・外国語の音声や語彙,表現,	コミュニケーションを行う目的	外国語の背景にある文化に対す
	文法,言語の働きなどを理解	や場面,状況などに応じて,日	る理解を深め、聞き手、読み手、
	している。	常的な話題や社会的な話題につ	話し手、書き手に配慮しながら、
+115-	・外国語の音声や語彙,表現,	いて,外国語で簡単な情報や考	主体的に外国語を用いてコミュ
趣	文法,言語の働きなどの知識	えなどを理解したり、これらを	ニケーションを図ろうとしてい
旨	を、聞くこと、読むこと、話	活用して表現したり伝え合った	る。
	すこと, 書くことによる実際	りしている。	
	のコミュニケーションにおい		
	て活用できる技能を身に付け		
	ている。		

## 1-2. 特別支援学校(知的障害) 小学部及び特別支援学校(知的障害) 中学部における 各教科の学習の記録

### 生 活

(1) 評価の観点及びその趣旨

### <小学部 生活>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	活動や体験の過程において、自	自分自身や身の回りの生活のこ	自分のことに取り組もうとした
	分自身, 身近な人々, 社会及び	とや、身近な人々、社会及び自	り、身近な人々、社会及び自然
趣	自然の特徴やよさ、それらの関	然と自分との関わりについて理	に自ら働きかけ、意欲や自信を
	わり等に気付いているとともに、	解し、考えたことを表現してい	もって学ぼうとしたり、生活を
目	生活に必要な習慣や技能を身に	る。	豊かにしようとしたりしてい
	付けている。		る。

### 国語

(1) 評価の観点及びその趣旨

### <小学部 国語>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	日常生活に必要な国語について、	「聞くこと・話すこと」、「書	言葉を通じて積極的に人と関わ
	その特質を理解し使っている。	くこと」, 「読むこと」の各領	ったり、思い付いたり考えたり
趣		域において、日常生活における	しながら、言葉で伝え合うよさ
		人との関わりの中で伝え合う力	を感じようとしているとともに,
日		を身に付け、思い付いたり考え	言語感覚を養い、言葉をよりよ
		たりしている。	く使おうとしている。

### <中学部 国語>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	日常生活や社会生活に必要な国	「聞くこと・話すこと」、「書	言葉を通じて積極的に人と関わ
	語について、その特質を理解し	くこと」, 「読むこと」の各領	ったり、思いや考えをまとめた
趣	適切に使っている。	域において、日常生活や社会生	りしながら、言葉がもつよさに
		活における人との関わりの中で	気付こうとしているとともに,
目		伝え合う力を高め、自分の思い	言語感覚を養い、言葉をよりよ
		や考えをまとめている。	く使おうとしている。

# 社 会

(1) 評価の観点及びその趣旨

### <中学部 社会>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	地域や我が国の国土の地理的環	社会的事象について, 自分の生	社会的事象について, 国家及び
	境,現代社会の仕組みや役割,	活と結び付けて具体的に考えた	社会の担い手として、よりよい
-t-ut-	地域や我が国の歴史や伝統と文	り、社会との関わりの中で、選	社会を考え主体的に問題解決し
趣	化及び外国の様子について, 具	択・判断したことを適切に表現	ようとしている。
山田	体的な活動や体験を通して理解	したりしている。	
Ħ	しているとともに、経験したこ		
	とと関連付けて、調べまとめて		
	いる。		

### 算数・数学

(1) 評価の観点及びその趣旨

### <小学部 算数>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	・数量や図形などについての基	日常の事象の中から数量や図形	数学的活動の楽しさに気付き,
	礎的・基本的な概念や性質な	を直感的に捉える力、基礎的・	関心や興味をもち、学習したこ
<del>1</del> 16-	どに気付き理解している。	基本的な数量や図形の性質など	とを結び付けてよりよく問題を
趣	・日常の事象を数量や図形に着	に気付き感じ取る力、数学的な	解決しようとしたり、算数で学
山田	目して処理する技能を身に付	表現を用いて事象を簡潔・明瞭	んだことを学習や生活に活用し
Ħ	けている。	・的確に表したり目的に応じて	ようとしたりしている。
		柔軟に表したりする力を身に付	
		けている。	

### <中学部 数学>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	・数量や図形などについての基	日常の事象を数理的に捉え見通	数学的活動の楽しさや数学のよ
	礎的・基本的な概念や性質な	しをもち筋道を立てて考察する	さに気付き,粘り強く考えたり,
	どを理解している。	力、基礎的・基本的な数量や図	学習を振り返ってよりよく問題
趣	・日常の事象を数理的に処理す	形の性質などを見いだし統合的	を解決しようとしたり、数学で
	る技能を身に付けている。	・発展的に考察する力、数学的	学んだことを生活や学習に活用
目		な表現を用いて事象を簡潔・明	しようとしたりしている。
		瞭・的確に表現したり目的に応	
		じて柔軟に表したりする力を身	
		に付けている。	

### 理科

(1) 評価の観点及びその趣旨

### <中学部 理科>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	自然の事物・現象についての基	自然の事物・現象について観察、	自然の事物・現象に進んで関わ
	本的な性質や規則性などについ	実験などを行い、疑問をもつと	り、学んだことを学習や生活に
趣	て理解しているとともに,器具	ともに、予想や仮説を立て、そ	生かそうとしている。
	や機器などを目的に応じて扱い	れらを表現するなどして問題解	
旦	ながら観察,実験などを行い,	決している。	
	それらの過程や得られた結果を		
	記録している。		

# 音楽

(1) 評価の観点及びその趣旨

### <小学部 音楽>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	・曲名や曲想と音楽のつくりに	音楽を形づくっている要素を聴	音や音楽に親しむことができる
	ついて気付いている。	き取り、それらの働きが生み出	よう、音楽活動を楽しみながら
	・感じたことを音楽表現するた	すよさや面白さ、美しさを感じ	主体的・協働的に表現及び鑑賞
<del>115</del>	めに必要な技能を身に付け,	取りながら、聴き取ったことと	の学習活動に取り組もうとして
趣	歌ったり、演奏したり、音楽	感じ取ったこととの関わりにつ	いる。
山口	をつくったり、身体表現で表	いて考え、どのように表すかに	
Ħ	している。	ついて思いをもったり、曲や演	
		奏の楽しさなどを見いだし,音	
		や音楽を味わって聴いたりして	
		いる。	

### <中学部 音楽>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	・曲名や曲想と音楽の構造など	音楽を形づくっている要素を聴	音や音楽に親しむことができる
	との関わりについて理解して	き取り、それらの働きが生み出	よう,音楽活動を楽しみながら
	いる。	すよさや面白さ,美しさを感じ	主体的・協働的に表現及び鑑賞
+16-	・表したい音楽表現をするため	取りながら、聴き取ったことと	の学習活動に取り組もうとして
趣	に必要な技能を身に付け、歌	感じ取ったこととの関わりにつ	いる。
旨	ったり、演奏したり、音楽を	いて考え、どのように表すかに	
	つくったり,身体表現で表し	ついて思いや意図をもったり、	
	ている。	曲や演奏のよさなどを見いだ	
		し、音や音楽を味わって聴いた	
		りしている。	

# 図画工作・美術

(1) 評価の観点及びその趣旨

### <小学部 図画工作>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	・形や色などの造形的な視点に	形や色などを基に、自分のイメ	つくりだす喜びを味わい主体的
	気付いている。	ージをもちながら、造形的なよ	に表現及び鑑賞の学習活動に取
趣	・表したいことに合わせて材料	さや美しさ、表したいことや表	り組もうとしている。
	や用具を使い、表し方を工夫	し方などについて考えるととも	
旦	してつくっている。	に、発想や構想をしたり、身の	
		回りの作品などから自分の見方	
		や感じ方を広げたりしている。	

### <中学部 美術>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	・造形的な視点について理解し	造形的な特徴などからイメージ	創造活動の喜びを味わい主体的
	ている。	を捉えながら、造形的なよさや	に表現及び鑑賞の学習活動に取
	・表したいことに合わせて材料	面白さ,美しさ,表したいこと	り組もうとしている。
趣	や用具を使い,表し方を工夫	や表し方などについて考えると	
	する技能を身に付けている。	ともに、経験したことや材料な	
山口		どを基に、発想し構想したり、	
		造形や作品などを鑑賞し、自分	
		の見方や感じ方を深めたりして	
		いる。	

### 体育・保健体育

(1) 評価の観点及びその趣旨

### <小学部 体育>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	遊びや基本的な運動の行い方に	遊びや基本的な運動についての	遊びや基本的な運動に楽しく取
	ついて知っているとともに,基	自分の課題に気付き、その解決	り組もうとしている。また、健
	本的な動きを身に付けている。	に向けて自ら行動し、考えてい	康に必要な事柄に取り組もうと
趣	また、身近な生活における健康	るとともに,それらを他者に伝	している。
	について知っているとともに,	えている。また、健康について	
日	健康な生活に必要な事柄を身に	の自分の課題に気付き, その解	
	付けている。	決に向けて自ら考えているとと	
		もに、それらを他者に伝えてい	
		る。	

### <中学部 保健体育>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	各種の運動の特性に応じた技能	各種の運動についての自分の課	運動の楽しさや喜びを味わうこ
	等を理解しているとともに,基	題を見付け、その解決に向けて	とができるよう、運動に進んで
	本的な技能を身に付けている。	自ら思考し判断しているととも	取り組もうとしている。また,
趣	また, 自分の生活における健康	に,それらを他者に伝えている。	健康を大切にし、自己の健康の
	・安全について理解していると	また、健康・安全についての自	保持増進に進んで取り組もうと
山口	もに、基本的な技能を身に付け	分の課題を見付け、その解決に	している。
	ている。	向けて自ら思考し判断している	
		とともに、それらを他者に伝え	
		ている。	

### 職業・家庭

(1) 評価の観点及びその趣旨

### <中学部 職業・家庭>

	1000				
観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度		
	将来の家庭生活や職業生活に係	将来の家庭生活や職業生活に必	よりよい家庭生活や将来の職業		
	る基礎的な知識や技能を身に付	要な事柄を見いだして課題を設	生活の実現に向けて、生活を工		
趣	けている。	定し,解決策を考え,実践を評	夫し考えようとしたりして、実		
		価・改善し、自分の考えを表現	践しようとしている。		
日		するなどして、課題を解決する			
		力を身に付けている。			

# 外国語

(1) 評価の観点及びその趣旨

### <中学部 外国語>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	外国語を用いた体験的な活動を	身近で簡単な事柄について,外	外国語を通して、外国語やその
	通して、外国語の音声や基本的	国語で聞いたり話したりして自	背景にある文化の多様性を知
趣	な表現に慣れ親しんでいる。	分の考えや気持ちなどを伝え合	り、相手に配慮しながらコミュ
		っている。	ニケーションを図ろうとしてい
日			る。

### 2-1. 小学校及び特別支援学校(視覚障害, 聴覚障害, 肢体不自由又は病弱) 小学部に おける外国語活動の記録

### (1) 評価の観点及びその趣旨

### <小学校 外国語活動の記録>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度	
	・外国語を通して、言語や文化	身近で簡単な事柄について,外	外国語を通して、言語やその背	
	について体験的に理解を深め	国語で聞いたり話したりして自	景にある文化に対する理解を深	
趣	ている。	分の考えや気持ちなどを伝え合	め、相手に配慮しながら、主体	
	・日本語と外国語の音声の違い	っている。	的に外国語を用いてコミュニケ	
目	等に気付いている。		ーションを図ろうとしている。	
	・外国語の音声や基本的な表現			
	に慣れ親しんでいる。			

# 2-2. 特別支援学校(知的障害) 小学部における外国語活動の記録

(1) 評価の観点及びその趣旨

### <小学部 外国語活動の記録>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度	
	・外国語を用いた体験的な活動	身近で簡単な事柄について,外	外国語を通して、外国の文化な	
	を通して, 日本語と外国語の	国語に触れ、自分の気持ちを伝	どに触れながら、言語への関心	
趣	音声の違いなどに気付いてい	え合っている。	を高め、進んでコミュニケーシ	
	る。		ョンを図ろうとしている。	
旦	・外国語の音声に慣れ親しんで			
	いる。			

### 3. 総合的な学習の時間の記録

(1) 評価の観点及びその趣旨

### <小学校 総合的な学習の時間の記録>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度	
	探究的な学習の過程において,	実社会や実生活の中から問いを	探究的な学習に主体的・協働的	
	課題の解決に必要な知識や技能	見いだし、自分で課題を立て、	に取り組もうとしているととも	
趣	を身に付け、課題に関わる概念	情報を集め、整理・分析して、	に, 互いのよさを生かしながら,	
	を形成し、探究的な学習のよさ	まとめ・表現している。	積極的に社会に参画しようとし	
旦	を理解している。		ている。	

### <中学校 総合的な学習の時間の記録>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度	
	探究的な学習の過程において,	実社会や実生活の中から問いを	探究的な学習に主体的・協働的	
	課題の解決に必要な知識や技能	見いだし, 自分で課題を立て,	に取り組もうとしているととも	
趣	を身に付け、課題に関わる概念	情報を集め、整理・分析して、	に, 互いのよさを生かしながら,	
	を形成し、探究的な学習のよさ	まとめ・表現している。	積極的に社会に参画しようとし	
目	を理解している。		ている。	

# 4. 特別活動の記録

### (1) 評価の観点及びその趣旨

### <小学校 特別活動の記録>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度	
	多様な他者と協働する様々な集	所属する様々な集団や自己の生	生活や社会,人間関係をよりよ	
	団活動の意義や、活動を行う上	活の充実・向上のため、問題を	く築くために、自主的に自己の	
	で必要となることについて理解	発見し,解決方法について考え,	役割や責任を果たし、多様な他	
	している。	話し合い,合意形成を図ったり,	者と協働して実践しようとして	
趣	自己の生活の充実・向上や自分	意思決定をしたりして実践して	いる。	
	らしい生き方の実現に必要とな	いる。	主体的に自己の生き方について	
日	ることについて理解している。		の考えを深め、自己実現を図ろ	
	よりよい生活を築くための話合		うとしている。	
	い活動の進め方,合意形成の図			
	り方などの技能を身に付けてい			
	る。			

### <中学校 特別活動の記録>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度		
	多様な他者と協働する様々な集	所属する様々な集団や自己の生	生活や社会、人間関係をよりよ		
	団活動の意義や、活動を行う上	活の充実・向上のため、問題を	く構築するために、自主的に自		
	で必要となることについて理解	発見し、解決方法を話し合い、	己の役割や責任を果たし,多様		
	している。	合意形成を図ったり、意思決定	な他者と協働して実践しようと		
趣	自己の生活の充実・向上や自己	をしたりして実践している。	している。		
	実現に必要となる情報及び方法		主体的に人間としての生き方に		
旦	を理解している。		ついて考えを深め、自己実現を		
	よりよい生活を構築するための		図ろうとしている。		
	話合い活動の進め方、合意形成				
	の図り方などの技能を身に付け				
	ている。				

# 5. 行動の記録

### (1) 評価項目及びその趣旨

### <小学校 行動の記録>

項	目		学	年	趣旨
基本的な生	上活習慣	第 1	学年	及び第2	安全に気を付け、時間を守り、物を大切にし、気持ちのよいあ
		学年			いさつを行い、規則正しい生活をする。
		第 3	学年》	及び第4	安全に努め、物や時間を有効に使い、礼儀正しく節度のある生
		学年			活をする。
		第 5	学年	及び第6	自他の安全に努め、礼儀正しく行動し、節度を守り節制に心掛
		学年			ける。
健康・体力	りの向上	第 1	学年》	及び第2	心身の健康に気を付け、進んで運動をし、元気に生活をする。
		学年			
		第 3	学年》	及び第4	心身の健康に気を付け、運動をする習慣を身に付け、元気に生
		学年			活をする。
		第 5	学年》	及び第6	心身の健康の保持増進と体力の向上に努め, 元気に生活をする。
		学年			
自主・自律	ŧ	第 1	学年	及び第2	よいと思うことは進んで行い、最後までがんばる。
		学年			
		第 3	学年	及び第4	自らの目標をもって進んで行い、最後までねばり強くやり通す。
		学年			
		第 5	学年》	及び第6	夢や希望をもってより高い目標を立て、当面の課題に根気強く
		学年			取り組み、努力する。
責任感		第 1	学年》	及び第2	自分でやらなければならないことは、しっかりと行う。
		学年			
		第 3	学年》	及び第4	自分の言動に責任をもち、課せられた役割を誠意をもって行う。
		学年			
		第 5	学年》	及び第6	自分の役割と責任を自覚し、信頼される行動をする。
		学年			
創意工夫		第 1	学年》	及び第2	自分で進んで考え、工夫しながら取り組む。
		学年			
		第 3	学年》	及び第4	自分でよく考え、課題意識をもって工夫し取り組む。
		学年			
		第 5	学年	及び第6	進んで新しい考えや方法を求め、工夫して生活をよりよくしよ
		学年			うとする。
思いやり・	・協力	第 1	学年	及び第2	身近にいる人々に温かい心で接し、親切にし、助け合う。
		学年			
		第 3	学年	及び第4	相手の気持ちや立場を理解して思いやり、仲よく助け合う。
		学年			
		第 5	学年	及び第6	思いやりと感謝の心をもち、異なる意見や立場を尊重し、力を
		学年			合わせて集団生活の向上に努める。
生命尊重・	自然愛護	第 1	学年》	及び第2	生きているものに優しく接し、自然に親しむ。
		学年			
		第 3	学年	及び第4	自他の生命を大切にし、生命や自然のすばらしさに感動する。
		学年			

	第5学年及び第6	自他の生命を大切にし、自然を愛護する。
	学年	
勤労・奉仕	第1学年及び第2	手伝いや仕事を進んで行う。
	学年	
	第3学年及び第4	働くことの大切さを知り、進んで働くようにする。
	学年	
	第5学年及び第6	働くことの意義を理解し、人や社会の役に立つことを考え、進
	学年	んで仕事や奉仕活動をする。
公正・公平	第1学年及び第2	自分の好き嫌いや利害にとらわれないで行動する。
	学年	
	第3学年及び第4	相手の立場に立って公正・公平に行動する。
	学年	
	第5学年及び第6	だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく、正義を
	学年	大切にし、公正・公平に行動する。
公共心・公徳心	第1学年及び第2	約束やきまりを守って生活し、みんなが使うものを大切にする。
	学年	
	第3学年及び第4	約束や社会のきまりを守って公徳を大切にし、人に迷惑をかけ
	学年	ないように心掛け,のびのびと生活する。
	第5学年及び第6	規則を尊重し、公徳を大切にするとともに、我が国や郷土の伝
	学年	統と文化を大切にし、学校や人々の役に立つことを進んで行う。

### <中学校 行動の記録>

項目	学 年	趣旨
基本的な生活習慣	第1学年,第2学年	自他の安全に努め、礼儀正しく節度を守り節制に心掛け調和の
	及び第3学年	ある生活をする。
健康・体力の向上	第1学年,第2学年	活力ある生活を送るための心身の健康の保持増進と体力の向上
	及び第3学年	に努めている。
自主・自律	第1学年,第2学年	自分で考え、的確に判断し、自制心をもって自律的に行動する
	及び第3学年	とともに,より高い目標の実現に向けて計画を立て根気強く努
		力する。
責任感	第1学年,第2学年	自分の役割を自覚して誠実にやり抜き、その結果に責任を負う。
	及び第3学年	
創意工夫	第1学年,第2学年	探究的な態度をもち、進んで新しい考えや方法を見付け、自ら
	及び第3学年	の個性を生かした生活を工夫する。
思いやり・協力	第1学年,第2学年	だれに対しても思いやりと感謝の心をもち、自他を尊重し広い
	及び第3学年	心で共に協力し、よりよく生きていこうとする。
生命尊重・自然愛護	第1学年,第2学年	自他の生命を尊重し、進んで自然を愛護する。
	及び第3学年	
勤労・奉仕	第1学年,第2学年	勤労の尊さや意義を理解して望ましい職業観をもち, 進んで仕
	及び第3学年	事や奉仕活動をする。
公正・公平	第1学年,第2学年	正と不正を見極め、誘惑に負けることなく公正な態度がとれ、
	及び第3学年	差別や偏見をもつことなく公平に行動する。
公共心・公徳心	第1学年,第2学年	規則を尊重し、公徳を大切にするとともに、我が国の伝統と文
	及び第3学年	化を大切にし、国際的視野に立って公共のために役に立つこと
		を進んで行う。

# 其の2

「指導と評価の一体化」のための 学習評価に関する参考資料 (令和元年11月 国立教育政策研究所資料抜粋)

### 第1編 総説

本編においては、以下の資料について、それぞれ略称を用いることとする。

答申:「幼稚園,小学校,中学校,高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」 平成28年12月21日 中央教育審議会

報告:「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」 平成31年1月21日 中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会

改善等通知:「小学校,中学校,高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習 評価及び指導要録の改善等について(通知)」 平成31年3月29日 初等中等 教育局長通知

### 第1章 平成29年改訂を踏まえた学習評価の改善

### 1 はじめに

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものである。 答申にもあるとおり、児童生徒の学習状況を的確に捉え、教師が指導の改善を図るととも に、児童生徒が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにするため には、学習評価の在り方が極めて重要である。

各教科等の評価については、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」が学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施するものとされている」。観点別学習状況の評価とは、学校における児童生徒の学習状況を、複数の観点から、それぞれの観点ごとに分析する評価のことである。児童生徒が各教科等での学習において、どの観点で望ましい学習状況が認められ、どの観点に課題が認められるかを明らかにすることにより、具体的な学習や指導の改善に生かすことを可能とするものである。各学校において目標に準拠した観点別学習状況の評価を行うに当たっては、観点ごとに評価規準を定める必要がある。評価規準とは、観点別学習状況の評価を的確に行うため、学習指導要領に示す目標の実現の状況を判断するよりどころを表現したものである。本参考資料は、観点別学習状況の評価を実施する際に必要となる評価規準等、学習評価を行うに当たって参考となる情報をまとめたものである。

以下、文部省指導資料から、評価規準について解説した部分を参考として引用する。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 各教科の評価については、観点別学習状況の評価と、これらを総括的に捉える「評定」の両方について実施するものとされており、観点別学習状況の評価や評定には示しきれない児童生徒の一人一人のよい点や可能性、進歩の状況については、「個人内評価」として実施するものとされている。

### (参考) 評価規準の設定(抄)

(文部省「小学校教育課程一般指導資料」(平成5年9月)より)

新しい指導要録(平成3年改訂)では、観点別学習状況の評価が効果的に行われるようにするために、「各観点ごとに学年ごとの評価規準を設定するなどの工夫を行うこと」と示されています。

これまでの指導要録においても、観点別学習状況の評価を適切に行うため、「観点の 趣旨を学年別に具体化することなどについて工夫を加えることが望ましいこと」とされ ており、教育委員会や学校では目標の達成の度合いを判断するための基準や尺度などの 設定について研究が行われてきました。

しかし、それらは、ともすれば知識・理解の評価が中心になりがちであり、また「目標を十分達成(+)」、「目標をおおむね達成(空欄)」及び「達成が不十分(-)」ごとに詳細にわたって設定され、結果としてそれを単に数量的に処理することに陥りがちであったとの指摘がありました。

今回の改訂においては、学習指導要領が目指す学力観に立った教育の実践に役立つようにすることを改訂方針の一つとして掲げ、各教科の目標に照らしてその実現の状況を評価する観点別学習状況を各教科の学習の評価の基本に据えることとしました。したがって、評価の観点についても、学習指導要領に示す目標との関連を密にして設けられています。

このように、学習指導要領が目指す学力観に立つ教育と指導要録における評価とは一体のものであるとの考え方に立って、各教科の目標の実現の状況を「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能・表現(または技能)」及び「知識・理解」の観点ごとに適切に評価するため、「評価規準を設定する」ことを明確に示しているものです。

「評価規準」という用語については、先に述べたように、新しい学力観に立って子供たちが自ら獲得し身に付けた資質や能力の質的な面、すなわち、学習指導要領の目標に基づく幅のある資質や能力の育成の実現状況の評価を目指すという意味から用いたものです。

### 2 平成29年改訂を踏まえた学習評価の意義

### (1) 学習評価の充実

平成29年改訂小・中学校学習指導要領総則においては、学習評価の充実について新たに項目が置かれた。具体的には、学習評価の目的等について以下のように示し、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うと同時に、評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価することを示し、授業の改善と評価の改善を両輪として行っていくことの必要性を明示した。

- ・児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実 感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する 観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を 工夫して, 学習の過程や成果を評価し, 指導の改善や学習意欲の向上を図り, 資質・ 能力の育成に生かすようにすること。
- ・ 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう, 組織的かつ計画的な 取組を推進するとともに、 学年や学校段階を越えて児童の学習の成果が円滑に接続さ れるように工夫すること。

(小学校学習指導要領第1章総則 第3教育課程の実施と学習評価 2学習評価の充実) (中学校学習指導要領にも同旨)

### (2) カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

各学校における教育活動の多くは、学習指導要領等に従い児童生徒や地域の実態を 踏まえて編成された教育課程の下、指導計画に基づく授業(学習指導)として展開され る。各学校では、児童生徒の学習状況を評価し、その結果を児童生徒の学習や教師によ る指導の改善や学校全体としての教育課程の改善等に生かしており、学校全体として 組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っている。このように、「学習指導」と「学 習評価 | は学校の教育活動の根幹に当たり, 教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教 育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っている。

### (3) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

指導と評価の一体化を図るためには、児童生徒一人一人の学習の成立を促すための 評価という視点を一層重視し、教師が自らの指導のねらいに応じて授業での児童生徒 の学びを振り返り、学習や指導の改善に生かしていくことが大切である。すなわち、平 成29年改訂学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの 授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要 な役割を担っている。

### (4) 学習評価の改善の基本的な方向性

(1)~(3)で述べたとおり、学習指導要領改訂の趣旨を実現するためには、学習 評価の在り方が極めて重要であり、すなわち、学習評価を真に意味のあるものとし、指 導と評価の一体化を実現することがますます求められている。

このため、報告では、以下のように学習評価の改善の基本的な方向性が示された。

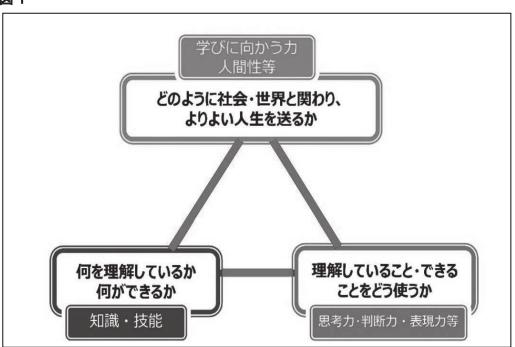
- ① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと
- ③ これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないもの は見直していくこと

### 3 平成29年改訂を受けた評価の観点の整理

今回の学習指導要領改訂に向けた中央教育審議会における議論においては、「生きる力」という理念をより具体化し、学校教育法第30条第2項が定めるいわゆる学力の三要素(「基礎的な知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力その他の能力」、「主体的に学習に取り組む態度」)を議論の出発点としながら、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を以下の三つに整理した。(図1参照)

- ア 「何を理解しているか,何ができるか(生きて働く「知識・技能」の習得)」
- イ 「理解していること・できることをどう使うか (未知の状況にも対応できる「思考力・ 判断力・表現力等」の育成)」
- ウ 「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びを人生や社会に生か そうとする「学びに向かう力・人間性等」の 涵養)」

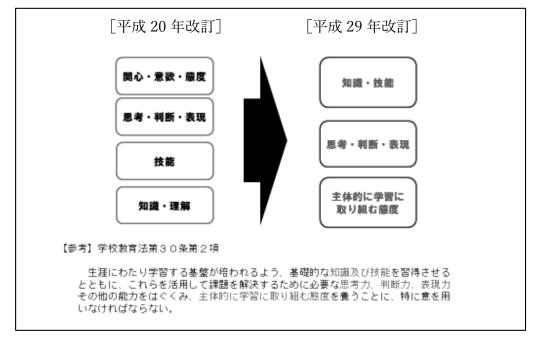
図 1



学習指導要領の各教科等における目標や内容についても, 資質・能力の三つの柱に基づいて再整理された。

観点別学習状況の評価については、こうした教育目標や内容の再整理を踏まえて、小・中・高等学校の各教科を通じて、4観点から3観点に整理された。(図2参照)

#### 図 2



#### 4 平成 29 年改訂学習指導要領における各教科の学習評価

各教科の学習評価においては、平成29年改訂においても、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、これらを総括的に捉える「評定」の両方について、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施するものとされた。改善等通知では、以下のように示されている。

#### 【小学校児童指導要録】

[各教科の学習の記録]

I 観点別学習状況

学習指導要領に示す各教科の目標に照らして, その実現状況を観点ごとに評価し 記入する。その際,

「十分満足できる」状況と判断されるもの:A

「おおむね満足できる」状況と判断されるもの:B

「努力を要する」状況と判断されるもの: C

のように区別して評価を記入する。

Ⅱ 評定(第3学年以上)

各教科の評定は,学習指導要領に示す各教科の目標に照らして,その実現状況を,

「十分満足できる」状況と判断されるもの:3

「おおむね満足できる」状況と判断されるもの:2

「努力を要する」状況と判断されるもの:1

のように区別して評価を記入する。

評定は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり、「観点別学習状況」に

おいて掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評定を行う場合 において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な 決定方法等については、各学校において定める。

#### 【中学校生徒指導要録】

(学習指導要領に示す必修教科の取扱いは次のとおり)

[各教科の学習の記録]

I 観点別学習状況(小学校児童指導要録と同じ)

学習指導要領に示す各教科の目標に照らして,その実現状況を観点ごとに評価し 記入する。その際,

「十分満足できる」状況と判断されるもの:A

「おおむね満足できる」状況と判断されるもの:B

「努力を要する」状況と判断されるもの: C

のように区別して評価を記入する。

#### Ⅱ 評定

各教科の評定は、学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を、

「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるもの:5

「十分満足できる」状況と判断されるもの:4

「おおむね満足できる」状況と判断されるもの:3

「努力を要する」状況と判断されるもの:2

「一層努力を要する」状況と判断されるもの:1

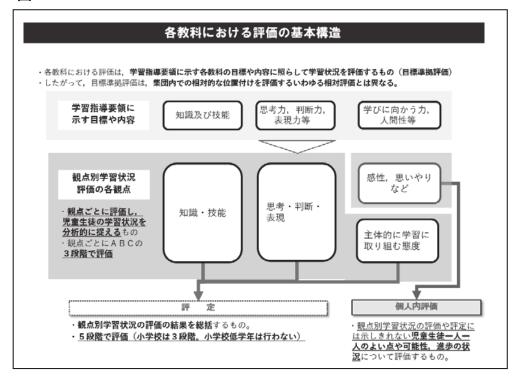
のように区別して評価を記入する。

評定は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり,「観点別学習状況」において掲げられた観点は,分析的な評価を行うものとして,各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際,評定の適切な決定方法等については,各学校において定める。

また、観点別学習状況の評価や評定には示しきれない児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況については、「個人内評価」として実施するものとされている。改善等通知においては、「観点別学習状況の評価になじまず個人内評価の対象となるものについては、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるよう、日々の教育活動等の中で児童生徒に伝えることが重要であること。特に『学びに向かう力、人間性等』のうち『感性や思いやり』など児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し児童生徒に伝えることが重要であること。」と示されている。

「3 平成29年改訂を受けた評価の観点の整理」も踏まえて各教科における評価の基本構造を図示化すると、以下のようになる。(図3参照)

#### 図3



上記の、「各教科における評価の基本構造」を踏まえた3観点の評価それぞれについての考え方は、以下の(1)~(3)のとおりとなる。なお、この考え方は、外国語活動(小学校)、総合的な学習の時間、特別活動においても同様に考えることができる。

#### (1)「知識・技能」の評価について

「知識・技能」の評価は、各教科等における学習の過程を通した知識及び技能の習得 状況について評価を行うとともに、それらを既有の知識及び技能と関連付けたり活用 したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技 能を習得したりしているかについても評価するものである。

「知識・技能」におけるこのような考え方は、従前の「知識・理解」(各教科等において習得すべき知識や重要な概念等を理解しているかを評価)、「技能」(各教科等において習得すべき技能を身に付けているかを評価)においても重視してきたものである。

#### (2)「思考・判断・表現」の評価について

「思考・判断・表現」の評価は、各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する 等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかを評価するものである。

「思考・判断・表現」におけるこのような考え方は、従前の「思考・判断・表現」の 観点においても重視してきたものである。

#### (3)「主体的に学習に取り組む態度」の評価について

答申において「学びに向かう力,人間性等」には,①「主体的に学習に取り組む態度」 として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と,②観点別学習状況

の評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価を通 じて見取る部分があることに留意する必要があるとされている。 すなわち、 ②について は観点別学習状況の評価の対象外とする必要がある。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価に際しては、単に継続的な行動や積極的な発 言を行うなど、性格や行動面の傾向を評価するということではなく、各教科等の「主体 的に学習に取り組む態度」に係る観点の趣旨に照らして、知識及び技能を習得したり、 思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習 の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているか どうかという意思的な側面を評価することが重要である。

従前の「関心・意欲・態度」の観点も、各教科等の学習内容に関心をもつことのみな らず、よりよく学ぼうとする意欲をもって学習に取り組む態度を評価するという考え 方に基づいたものであり、この点を「主体的に学習に取り組む態度」として改めて強調 するものである。

本観点に基づく評価は、「主体的に学習に取り組む態度」に係る各教科等の評価の観 点の趣旨に照らして,

- ① 知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに 向けた粘り強い取組を行おうとしている側面
- ② ①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面という二つの 側面を評価することが求められる2。実際の評価の場面においては,双方の側面を 一体的に見取ることも想定される。(図4参照)

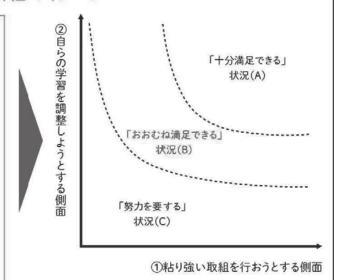
ここでの評価は、児童生徒の学習の調整が「適切に行われているか」を必ずしも判断 するものではなく、学習の調整が知識及び技能の習得などに結び付いていない場合に は、教師が学習の進め方を適切に指導することが求められる。

<sup>~</sup> これら①②の姿は実際の教科等の学びの中では別々ではなく相互に関わり合いながら立 ち現れるものと考えられることから、実際の評価の場面においては、双方の側面を一体的 に見取ることも想定される。例えば、自らの学習を全く調整しようとせず粘り強く取り組 み続ける姿や、粘り強さが全くない中で自らの学習を調整する姿は一般的ではない。

#### 図 4



- ○「主体的に学習に取り組む態度」の評価につい ては,①知識及び技能を獲得したり,思考力, 判断力,表現力等を身に付けたりすることに向け た粘り強い取組を行おうとする側面と,②①の 粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しよ うとする側面、という二つの側面から評価するこ とが求められる。
- ○これら①②の姿は実際の教科等の学びの中で は別々ではなく相互に関わり合いながら立ち現 れるものと考えられる。例えば、自らの学習を全く 調整しようとせず粘り強く取り組み続ける姿や、 粘り強さが全くない中で自らの学習を調整する 姿は一般的ではない。



なお、学習指導要領の「2 内容」に記載のない「主体的に学習に取り組む態度」 の評価については、後述する第2章1(2)を参照のこと3。

# 5 改善等通知における特別の教科 道徳、外国語活動(小学校)、総合的な学習の時 間、特別活動の指導要録の記録

改善等通知においては、各教科の学習の記録とともに、以下の(1)~(4)の各教科 等の指導要録における学習の記録について以下のように示されている。

#### (1)特別の教科 道徳について

小学校等については、改善等通知別紙1に、「道徳の評価については、28 文科初第604 号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部に おける児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」4に基づき、学習活 動における児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を個人内評価として文章で端的 に記述する」こととされている(中学校等についても別紙2に同旨)。

<sup>3</sup> 各教科等によって、評価の対象に特性があることに留意する必要がある。例えば、体育・ 保健体育科の運動に関する領域においては、公正や協力などを、育成する「態度」として学 習指導要領に位置付けており、各教科等の目標や内容に対応した学習評価が行われること とされている。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 全文は, (http://www.mext.go.jp/b\_menu/hakusho/nc/1376204.htm) を参照。

#### (2) 外国語活動について(小学校)

改善等通知には、「外国語活動の記録については、評価の観点を記入した上で、それらの観点に照らして、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述すること」とされている。また、「評価の観点については、設置者は、小学校学習指導要領等に示す外国語活動の目標を踏まえ、改善等通知別紙4を参考に設定する」こととされている。

#### (3)総合的な学習の時間について

小学校等については、改善等通知別紙1に、「総合的な学習の時間の記録については、この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、児童の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述すること」とされている。また、「評価の観点については、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて別紙4を参考に定めること」とされている(中学校等についても別紙2に同旨)。

#### (4)特別活動について

小学校等については、改善等通知別紙1に、「特別活動の記録については、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する」とされている。また、「評価の観点については、学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において改善等通知別紙4を参考に定める。その際、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、例えば『主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度』などのように、より具体的に定めることも考えられる。記入に当たっては、特別活動の学習が学校や学級における集団活動や生活を対象に行われるという特質に留意する」とされている(中学校等についても別紙2に同旨)。

なお、特別活動は学級担任以外の教師が指導する活動が多いことから、評価体制を確立し、共通理解を図って、児童生徒のよさや可能性を多面的・総合的に評価するとともに、確実に資質・能力が育成されるよう指導の改善に生かすことが求められる。

#### 6 障害のある児童生徒の学習評価について

学習評価に関する基本的な考え方は、障害のある児童生徒の学習評価についても変わるものではない。

障害のある児童生徒については、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童生徒の障害の状態や特性および心身の発達の段階に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、その評価を適切に行うことが必要である。また、指導内容や指導方法の工夫については、学習指導要領の各教科の「指導計画の作成と内容の取扱い」の「指導計画作成上の配慮事項」の「障害のある児童生徒への配慮についての事項」についての学習指導要領解説も参考となる。

#### 7 評価の方針等の児童生徒や保護者への共有について

学習評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、児童生徒自身に学習の見通しをもたせるために、学習評価の方針を事前に児童生徒と共有する場面を必要に応じて設けることが求められており、児童生徒に評価の結果をフィードバックする際にも、どのような方針によって評価したのかを改めて児童生徒に共有することも重要である。

また、児童生徒の学習評価の妥当性・信頼性を高めるためには、新学習指導要領下での学習評価の在り方や基本方針等について、様々な機会を捉えて保護者と共通理解を図ることが非常に重要である。

## 第2章 学習評価の基本的な流れ

#### 1 各教科における評価規準の作成及び評価の実施等について

#### (1)目標と観点の趣旨との対応関係について

評価規準の作成に当たっては、各学校の実態に応じて目標に準拠した評価を行うために、「評価の観点及びその趣旨 5」が各教科等の目標を踏まえて作成されていること、また同様に、「学年別(又は分野別)の評価の観点の趣旨 6」が学年(又は分野)の目標を踏まえて作成されていることを確認することが必要である。

なお、「主体的に学習に取り組む態度」の観点は、教科等及び学年(又は分野)の目標の(3)に対応するものであるが、観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分をその内容として整理し、示していることを確認することが必要である。(図 5、6 参照)

#### 図 5

#### 【学習指導要領「教科の目標」】

#### 学習指導要領 各教科等の「第1 目標」

(1)	(2)	(3)
(知識及び技能に関する	(思考力,判断力,表現	(学びに向かう力,人間
目標)	力等に関する目標)	性等に関する目標) <sup>7</sup>

### 【改善等通知「評価の観点及びその趣旨」】

#### 改善等通知 別紙4 評価の観点及びその趣旨

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	(知識・技能の観点の趣	(思考・判断・表現の観	(主体的に学習に取り組む態度
	旨)	点の趣旨)	の観点の趣旨)

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 各教科等の学習指導要領の目標の規定を踏まえ、観点別学習状況の評価の対象とするものについて整理したものが教科等の観点の趣旨である。

<sup>6</sup> 各学年(又は分野)の学習指導要領の目標を踏まえ、観点別学習状況の評価の対象とするものを整理したものが学年別(又は分野別)の観点の趣旨である。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 学びに向かう力、人間性等に関する目標には、個人内評価として実施するものも含まれている。※学年(又は分野)の目標についても同様である。

#### 図 6

#### 【学習指導要領「学年(又は分野)の目標」】

#### 学習指導要領 各教科等の「第2 各学年の目標及び内容」の学年ごとの「1 目標」

(1)	(2)	(3)
(知識及び技能に関する	(思考力,判断力,表現	(学びに向かう力,人間
目標)	力等に関する目標)	性等に関する目標)

#### 【改善等通知 別紙4「学年別(又は分野別)の評価の観点の趣旨」】

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	(知識・技能の観点の趣	(思考・判断・表現の観	(主体的に学習に取り組む態度
	旨)	点の趣旨)	の観点の趣旨)

#### (2)「内容のまとまりごとの評価規準」とは

本参考資料では、評価規準の作成等について示す。具体的には、学習指導要領の規定から「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する際の手順を示している。ここでの「内容のまとまり」とは、学習指導要領に示す各教科等の「第2 各学年の目標及び内容2 内容」の項目等をそのまとまりごとに細分化したり整理したりしたものである。 平成29年改訂学習指導要領においては資質・能力の三つの柱に基づく構造化が行われたところであり、学習指導要領に示す各教科等の「第2 各学年(分野)の目標及び内容」の「2 内容」において、「内容のまとまり」ごとに育成を目指す資質・能力が示されている。このため、「2 内容」の記載はそのまま学習指導の目標となりうるものであ

<sup>8</sup> 各教科等の学習指導要領の「第 3 指導計画の作成と内容の取扱い」 1(1)に「単元(題材)などの内容や時間のまとまり」という記載があるが、この「内容や時間のまとまり」と、本参考資料における「内容のまとまり」は同義ではないことに注意が必要である。前者は、主体的・対話的で深い学びを実現するため、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、児童が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点による授業改善は、1単位時間の授業ごとに考えるのではなく、単元や題材などの一定程度のまとまりごとに検討されるべきであることが示されたものである。後者(本参考資料における「内容のまとまり」)については、本文に述べるとおりである。

る<sup>9</sup>。学習指導要領の目標に照らして観点別学習状況の評価を行うに当たり、児童生徒 が資質・能力を身に付けた状況を表すために、「2 内容」の記載事項の文末を「~する こと」から「~している」と変換したもの等を、本参考資料において「内容のまとまり ごとの評価規準」と呼ぶこととする <sup>10</sup>。

ただし、「主体的に学習に取り組む態度」に関しては、特に、児童生徒の学習への継続的な取組を通して現れる性質等を有することから、「2 内容」に記載がない $^{11}$ 。そのため、各学年(又は分野)の「1 目標」を参考にしつつ、必要に応じて、改善等通知別紙 $^4$ に示された学年(又は分野)別の評価の観点の趣旨のうち「主体的に学習に取り組む態度」に関わる部分を用いて「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する必要がある。

なお,各学校においては,「内容のまとまりごとの評価規準」の考え方を踏まえて, 学習評価を行う際の評価規準を作成する。

#### (3)「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する際の基本的な手順

各教科における、「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する際の基本的な手順の 流れは以下のとおりである。

学習指導要領に示された教科及び学年(又は分野)の目標を踏まえて,「評価の観点 及びその趣旨」が作成されていることを理解した上で,

- ① 各教科における「内容のまとまり」と「評価の観点」との関係を確認する。
- ② 【観点ごとのポイント】を踏まえ、「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する。

①、②については、第2編において詳述する。同様に、【観点ごとのポイント】についても、第2編に各教科等において示している。

#### (4)評価の計画を立てることの重要性

学習指導のねらいが児童生徒の学習状況として実現されたかについて、評価規準に

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 教育課程を編成する主体である各学校が、学習指導要領に基づきつつ児童生徒や学校、地域の実情に応じた目標や評価規準を設定することが必要である。

<sup>10</sup> 小学校家庭,中学校技術・家庭(家庭分野)については,学習指導要領の目標及び分野の目標の(2)に思考力・判断力・表現力等の育成に係る学習過程が記載されているため,これらを踏まえて「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する必要がある。

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> 各教科等によって,評価の対象に特性があることに留意する必要がある。例えば,体育・保健体育科の運動に関する領域においては,公正や協力などを,育成する「態度」として学習指導要領に位置付けており,各教科等の目標や内容に対応した学習評価が行われることとされている。

照らして観察し、毎時間の授業で適宜指導を行うことは、育成を目指す資質・能力を 児童生徒に育むためには不可欠である。その上で、評価規準に照らして、観点別学習 状況の評価をするための記録を取ることになる。そのためには、いつ、どのような方 法で、児童生徒について観点別学習状況を評価するための記録を取るのかについて、 評価の計画を立てることが引き続き大切である。

毎時間児童生徒全員について記録をとり、総括の資料とするために蓄積することは 現実的ではないことからも、児童生徒全員の学習状況を記録に残す場面を精選し、か つ適切に評価するための評価の計画が一層重要になる。

#### (5) 観点別学習状況の評価に係る記録の総括

適切な評価の計画の下に得た、児童生徒の観点別学習状況の評価に係る記録の総括の時期としては、単元(題材)末、学期末、学年末等の節目が考えられる。

総括を行う際、観点別学習状況の評価に係る記録が、観点ごとに複数ある場合は、例えば、次のような方法が考えられる。

## · 評価結果のA, B, Cの数を基に総括する場合

何回か行った評価結果のA,B,Cの数が多いものが,その観点の学習の実施状況を最もよく表現しているとする考え方に立つ総括の方法である。例えば、3回評価を行った結果が「ABB」ならばBと総括することが考えられる。なお、「AABB」の総括結果をAとするかBとするかなど、同数の場合や三つの記号が混在する場合の総括の仕方をあらかじめ各学校において決めておく必要がある。

## · 評価結果のA, B, Cを数値に置き換えて総括する場合

何回か行った評価結果A, B, Cを, 例えばA=3, B=2, C=1のように数値によって表し,合計したり平均したりする総括の方法である。例えば,総括の結果をBとする範囲を  $[2.5 \ge$  平均値 $\ge 1.5]$  とすると,「ABB」の平均値は,約2.3 [(3+2+2)÷3] で総括の結果はBとなる。

#### (6) 観点別学習状況の評価の評定への総括

評定は、各教科の観点別学習状況の評価を総括した数値を示すものである。評定は、 児童生徒がどの教科の学習に望ましい学習状況が認められ、どの教科の学習に課題が 認められるのかを明らかにすることにより、教育課程全体を見渡した学習状況の把握 と指導や学習の改善に生かすことを可能とするものである。

評定への総括は、学期末や学年末などに行われることが多い。学年末に評定へ総括する場合には、学期末に総括した評定の結果を基にする場合と、学年末に観点ごとに総括した結果を基にする場合が考えられる。

観点別学習状況の評価の評定への総括は、各観点の評価結果をA、B、Cの組合せ、 又は、A、B、Cを数値で表したものに基づいて総括し、その結果を小学校では3段階、 中学校では5段階で表す。 A, B, Cの組合せから評定に総括する場合,各観点とも同じ評価がそろう場合は、小学校については、「BBB」であれば2を基本としつつ、「AAA」であれば3,「CCC」であれば1とするのが適当であると考えられる。中学校については、「BBB」であれば3を基本としつつ、「AAA」であれば5又は4,「CCC」であれば2又は1とするのが適当であると考えられる。それ以外の場合は、各観点のA,B,Cの数の組合せから適切に評定することができるようあらかじめ各学校において決めておく必要がある。

なお、観点別学習状況の評価結果は、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCのように表されるが、そこで表された学習の実現状況には幅があるため、機械的に評定を算出することは適当ではない場合も予想される。

また、評定は、小学校については、小学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を「十分満足できる」状況と判断されるものを 3、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを 2、「努力を要する」状況と判断されるものを 1、中学校については、中学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを 5、「十分満足できる」状況と判断されるものを 4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを 3、「努力を要する」状況と判断されるものを 2、「一層努力を要する」状況と判断されるものを 3、「努力を要する」状況と判断されるものを 2、「一層努力を要する」状況と判断されるものを 1 という数値で表される。しかし、この数値を児童生徒の学習状況について 3 つ(小学校)又は 5 つ(中学校)に分類したものとして捉えるのではなく、常にこの結果の背景にある児童生徒の具体的な学習の実現状況を思い描き、適切に捉えることが大切である。評定への総括に当たっては、このようなことに十分に検討する必要がある 12。

そして,評価に対する妥当性,信頼性等を高めるために,各学校では観点別学習状況の評価の観点ごとの総括及び評定への総括の考え方や方法について共通理解を図り, 児童生徒及び保護者に十分説明し理解を得ることが大切である。

#### 2 総合的な学習の時間における評価規準の作成及び評価の実施等について

#### (1)総合的な学習の時間の「評価の観点」について

平成 29 年改訂学習指導要領では,各教科等の目標や内容を「知識及び技能」「思考力,判断力,表現力等」「学びに向かう力,人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整

<sup>12</sup> 改善等通知では、「評定は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり、『観点別学習状況』において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定める。」と示されている。

理しているが、このことは総合的な学習の時間においても同様である。

総合的な学習の時間においては、学習指導要領が定める目標を踏まえて各学校が目標や内容を設定するという総合的な学習の時間の特質から、各学校が観点を設定するという枠組みが維持されている。一方で、各学校が目標や内容を定めるに際には、学習指導要領において示された以下について考慮する必要がある。

#### 【各学校において定める目標】

・ 各学校において定める目標については、各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すこと。 (第2の3(1))

総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すとは、各学校における教育目標を踏まえて、各学校において定める目標の中に、この時間を通して育成を目指す 資質・能力を「三つの柱」に即して具体的に示すということである。

#### 【各学校において定める内容】

- ・ 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、次の事項に配慮すること。
- ア 知識及び技能については、他教科等及び総合的な学習の時間で習得する知識及 び技能が相互に関連付けられ、社会の中で生きて働くものとして形成されるよう にすること。
- イ 思考力,判断力,表現力等については,課題の設定,情報の収集,整理・分析, まとめ・表現などの探究的な学習の過程において発揮され,未知の状況において 活用できるものとして身に付けられるようにすること。
- ウ 学びに向かう力,人間性等については,自分自身に関すること及び他者や社会 との関わりに関することの両方の視点を踏まえること。 (第2の3(6))

各学校において定める内容について、今回の改訂では新たに、「目標を実現するにふさわしい探究課題」、「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」の二つを定めることが示された。「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」とは、各学校において定める目標に記された資質・能力を、各探究課題に即して具体的に示したものであり、教師の適切な指導の下、児童が各探究課題の解決に取り組む中で、育成することを目指す資質・能力のことである。この具体的な資質・能力も、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という資質・能力の三つの柱に即して設定していくことになる。

このように、各学校において定める目標と内容には、三つの柱に沿った資質・能力が明示されることになる。

したがって、資質・能力の三つの柱で再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進するためにも、評価の観点についてこれらの資質・能力に関わる「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の三観点に整理し示したところである。

#### (2)総合的な学習の時間の「内容のまとまり」の考え方

学習指導要領の第2の2では、「各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。」とされており、各教科等のようにどの学年で何を指導するのかという内容を明示していない。これは、各学校が、学習指導要領が定める目標の趣旨を踏まえて、地域や学校、児童生徒の実態に応じて、創意工夫を生かした内容を定めることが期待されているからである。

この内容の設定に際しては、前述したように「目標を実現するにふさわしい探究課題」、「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」の二つを定めることが示され、探究課題としてどのような対象と関わり、その探究課題の解決を通して、どのような資質・能力を育成するのかが内容として記述されることになる。(図7参照)

図 7



本参考資料第2章の1(2)では、「内容のまとまり」について、学習指導要領に示す各教科等の「第2 各学年の目標及び内容 2 内容」の項目等をそのまとまりごとに細分化したり整理したりしたもので、「内容のまとまり」ごとに育成を目指す資質・能力が示されている、と説明されている。したがって、総合的な学習の時間においては、「目標を実現するにふさわしい探究課題」と「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」がこれらに相当するものと考えることができる。

#### (3)「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する際の基本的な手順

総合的な学習の時間における、「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する際の基本的な手順の流れは以下のとおりである。

- ① 各学校において定めた目標(第2の1)と「評価の観点及びその趣旨」を確認する。
- ② 各学校において定めた内容の記述(探究課題ごとに作成した「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」)が、観点ごとにどのように整理されているかを確認する。
- ③ 【観点ごとのポイント】を踏まえ、「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する。
- 3 特別活動の「評価の観点」とその趣旨,並びに評価規準の作成及び評価の実施等について
- (1)特別活動の「評価の観点」とその趣旨について

特別活動においては、改善等通知において示されたように、特別活動の特質と学校の 創意工夫を生かすということから、設置者ではなく、「各学校で評価の観点を定める」 ものとしていることから、「評価の観点」とその趣旨の設定について示している。

#### (2)特別活動の「内容のまとまり」

小学校においては、学習指導要領の内容の〔学級活動〕「(1)学級や学校における生活でくりへの参画」、「(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」、

「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」, 〔児童会活動〕, 〔クラブ活動〕, 〔学校行事〕(1) 儀式的行事, (2) 文化的行事, (3) 健康安全・体育的行事, (4) 遠足・集団宿泊的行事, (5) 勤労生産・奉仕的行事を「内容のまとまり」とした。

中学校においては、学習指導要領の内容の〔学級活動〕「(1)学級や学校における生活づくりへの参画」、「(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」、

- 「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」,〔生徒会活動〕,〔学校行事〕(1)儀式的行事,(2)文化的行事,(3)健康安全・体育的行事,(4)旅行・集団宿泊的行事,
  - (5) 勤労生産・奉仕的行事を「内容のまとまり」とした。
- (3)特別活動の「評価の観点」とその趣旨、並びに「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する際の基本的な手順

各学校においては、小学校学習指導要領に示された特別活動の目標及び内容を踏ま

え,自校の実態に即し,改善等通知の例示を参考に観点を作成する。その際,例えば, 特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえて,具体的な観点を設定するこ とが考えられる。

また、学習指導要領解説では、各活動・学校行事の内容ごとに育成を目指す資質・能力が例示されている。そこで、学習指導要領で示された「各活動・学校行事の目標」及び学習指導要領解説で例示された「資質・能力」を確認し、各学校の実態に合わせて育成を目指す資質・能力を重点化して設定する。

次に、各学校で設定した、各活動・学校行事で育成を目指す資質・能力を踏まえて、「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する。その際、小学校の学級活動においては、学習指導要領で示した「各学年段階における配慮事項」や、学習指導要領解説に示した「発達の段階に即した指導のめやす」を踏まえて、低・中・高学年ごとに評価規準を作成することが考えられる。基本的な手順は以下のとおりである。

学習指導要領に示された「特別活動の目標」を踏まえて,「評価の観点及びその趣旨」 が作成されていることを理解した上で,

- ① 学習指導要領の「特別活動の目標」と自校の実態を踏まえ、改善等通知の例示を参考に、特別活動の「評価の観点」とその趣旨を設定する。
- ② 【観点ごとのポイント】を踏まえ、「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する。

# (参考) 平成 23 年「評価規準の作成, 評価方法等の工夫改善のための参考資料」からの変更点について

今回作成した本参考資料は、平成23年の「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」を踏襲するものであるが、以下のような変更点があることに留意が必要である<sup>13</sup>。

まず、平成23年の参考資料において使用していた「評価規準に盛り込むべき事項」や「評価規準の設定例」については、報告において「現行の参考資料のように評価規準を詳細に示すのではなく、各教科等の特質に応じて、学習指導要領の規定から評価規準を作成する際の手順を示すことを基本とする」との指摘を受け、第2編において示すことを改め、本参考資料の第3編における事例の中で、各教科等の事例に沿った評価規準を例示したり、その作成手順等を紹介したりする形に改めている。

次に、本参考資料の第2編に示す「内容のまとまりごとの評価規準」は、平成23年の「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」において示した「評価規準に盛り込むべき事項」と作成の手順を異にする。具体的には、「評価規準に盛り込むべき事項」は、平成20年改訂学習指導要領における各教科等の目標、各学年(又は分野)の目標及び内容の記述を基に、学習評価及び指導要録の改善通知で示している各教科等の評価の観点及びその趣旨、学年(又は分野)別の評価の観点の趣旨を踏まえて作成したものである。

また、平成23年では「評価規準に盛り込むべき事項」をより具体化したものを「評価規準の設定例」として示している。「評価規準の設定例」は、原則として、学習指導要領の各教科等の目標、学年(又は分野)別の目標及び内容のほかに、当該部分の学習指導要領解説(文部科学省刊行)の記述を基に作成していた。他方、本参考資料における「内容のまとまりごとの評価規準」については、平成29年改訂の学習指導要領の目標及び内容が育成を目指す資質・能力に関わる記述で整理されたことから、既に確認のとおり、そこでの内容のまとまりごとの記述を、文末を変換するなどにより評価規準とすることを可能としており、学習指導要領の記載と表裏一体をなす関係にあると言える。

さらに、「主体的に学習に取り組む態度」の「各教科等・各学年等の評価の観点の趣旨」についてである。前述のとおり、従前の「関心・意欲・態度」の観点から「主体的に学習に取り組む態度」の観点に改められており、「主体的に学習に取り組む態度」の観点に関しては各学年(又は分野)の「1 目標」を参考にしつつ、必要に応じて、改

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> 特別活動については、これまでも3つの観点に基づいて児童生徒の資質・能力の育成を目指し、指導に生かしてきたところであり、上記の変更点に該当するものではないことに留意が必要である。

善等通知別紙4に示された学年(又は分野)別の評価の観点の趣旨のうち「主体的に学 習に取り組む態度」に関わる部分を用いて「内容のまとまりごとの評価規準」を作成す る必要がある。報告にあるとおり、「主体的に学習に取り組む態度」は、現行の「関 心・意欲・態度」の観点の本来の趣旨であった、各教科等の学習内容に関心をもつこと のみならず、よりよく学ぼうとする意欲をもって学習に取り組む態度を評価することを 改めて強調するものである。また、本観点に基づく評価としては、「主体的に学習に取 り組む態度」に係る各教科等の評価の観点の趣旨に照らし、

- ① 知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすること に向けた粘り強い取組を行おうとする側面と,
- ② ①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面、

という二つの側面を評価することが求められるとされた 14。

以上の点から、今回の通知で示した「主体的に学習に取り組む態度」の「各教科等・ 各学年等の評価の観点の趣旨」は、平成22年通知で示した「関心・意欲・態度」の 「各教科等・各学年等の評価の観点の趣旨」から改められている。

<sup>14</sup> 各教科等によって、評価の対象に特性があることに留意する必要がある。例えば、体 育・保健体育科の運動に関する領域においては、公正や協力などを、育成する「態度」と して学習指導要領に位置付けており、各教科等の目標や内容に対応した学習評価が行われ ることとされている。

## 参考文献・引用文献

- 「小学校学習指導要領」文部科学省 平成29年3月
- 「小学校学習指導要領解説」文部科学省 平成29年7月
- 「中学校学習指導要領」文部科学省 平成29年3月
- 「中学校学習指導要領解説」文部科学省 平成29年7月
- 「特別支援学校 幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領」文部科学省 平成29 年4月
- 「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編(幼稚部・小学部・中学部)」文部 科学省 平成30年3月
- 「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編(小学部・中学部)」文部科学省 平成30 年3月
- 「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編(幼稚部・小学部・中学部)」 文部科学省 平成30年3月
- 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導 要録の改善等について」文部科学省通知(30文科初第1845号) 平成31年3月
- 「児童生徒の学習評価の在り方について (報告)」中央教育審議会報告 平成31年1月
- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料(案)(小学校、中学校)」 国立教育政策研究所 令和元年11月
- 「学習評価及び指導要録の改善等に関する指導資料」愛媛県教育委員会 平成23年4月
- 「道徳の評価に関する指導資料 | 愛媛県教育委員会 平成30年3月
- 田中 耕治「資質・能力の育成と新しい学習評価」ぎょうせい 令和2年1月
- 田中 耕治「各教科等の学びと新しい学習評価」ぎょうせい 令和2年1月
- 田中 耕治「評価と授業をつなぐ手法と実践」ぎょうせい 令和2年1月
- 田中 耕治、岸田 蘭子「新しい学びに向けた新指導要録・通知表〈小学校〉」ぎょうせい 令和2年1月
- 田中 耕治、盛永俊弘、田中容子「新しい学びに向けた新指導要録・通知表〈中学校〉」 ぎょうせい 令和2年1月

## 教育課程指導資料一覧

1 昭和63年度 教育課程指導資料 1

「小学校・中学校学習指導要領改訂の趣旨」

2 平成元年度 教育課程指導資料 2

「小学校・中学校移行措置の手引」

3 平成2年度 教育課程指導資料3

「生活科の指導 |

4 平成3年度 教育課程指導資料4

「個性を生かす教育(小学校)」

5 平成4年度 教育課程指導資料5

「個性を生かす教育(中学校)」

6 平成5年度 教育課程指導資料6

「新しい学力観に立つティームティーチング (小学校)」

7 平成6年度 教育課程指導資料7

「新しい学力観に立つティームティーチング (中学校)」

8 平成7年度 教育課程指導資料8

「コンピュータを活用した学習指導実践事例集 (中学校)」

9 平成8年度 教育課程指導資料9

「コンピュータを活用した学習指導実践事例集(小学校)」

10 平成9年度 教育課程指導資料10

「問題解決的な学習指導(中学校)」

11 平成10年度 教育課程指導資料11

「問題解決的な学習指導(小学校)」

12 平成11年度 教育課程指導資料12

「小学校・中学校 移行措置の手引」

13 平成12年度 教育課程指導資料13

「小学校・中学校 指導計画作成の手引 |

14 平成13年度 教育課程指導資料14

「小学校・中学校 教育課程編成の考え方」

15 平成14年度 教育課程指導資料15

「小学校・中学校 個に応じた指導の充実」

16 平成15年度 教育課程指導資料16

「小学校・中学校 自ら学び自ら考える力を育てる授業の充実 その1」

17 平成16年度 教育課程指導資料17

「小学校・中学校 自ら学び自ら考える力を育てる授業の充実 その2|

18 平成17年度 教育課程指導資料18

「小学校・中学校 確かな学力の定着向上のための指導改善資料」

19 平成18年度 教育課程指導資料19

「小学校・中学校 確かな学力の定着向上のための指導改善資料 Part2」

20 平成19年度 教育課程指導資料20

「小学校・中学校 授業評価システムガイドライン」

21 平成20年度 教育課程指導資料21

「小学校・中学校 教科別授業評価マニュアル」

22 平成21年度 教育課程指導資料22

「小学校 外国語活動実践事例集―『英語ノート』指導資料― |

23 平成22年度 教育課程指導資料23

「学習評価及び指導要録の改善等に関する指導資料」

24 令和元年度 教育課程指導資料24

「学習評価及び指導要録の改善等に関する指導資料」

## 資 料 作 成

#### 事務局

県教委義務教育課 課 長 田坂 文明

主 幹 前原 淳

担当係長 大倉 匡仁

〃 澤田 美和

〃 平岡 義光

指導主事 石﨑耕一郎 伊賀上知晴 小原 邦洋

〃 渡部 和寿 加賀山芳明 関野 幸恵

/ 中村 愛 渡部 憲悟 松永 哲弥

が 赤松 彩子 渡部 匡

県教委特別支援教育課 担当係長 相原 勝

指導主事 前田 和美

〃 越智 政英

県教委保健体育課 指導主事 谷岡 淳

県総合教育センター 指導主事 山内 望

学習評価及び指導要録の改善等に 関する指導資料

> 令和2年3月発行 愛媛県教育委員会